

# 監査結果に基づく措置または対応状況

(令和3年度実施分)

四日市市監査委員

## 目 次

令和3年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要	1
監査結果の区分基準等	4
監査結果に基づく措置状況等の公表について	5
監査結果に基づく部門別の措置または対応状況	
1 定期監査	
商工農水部	6
商工課    農水振興課    けいりん事業課	
農業委員会事務局	20
危機管理監	23
危機管理室	
政策推進部	28
政策推進課    秘書国際課    東京事務所	
新型コロナウイルス感染症対策室	
上下水道局	38
(管理部) 総務課    経営企画課    お客様センター    生活排水課	
(技術部) 施設課    水道建設課    水道維持課    下水建設課	
シティプロモーション部	55
広報マーケティング課    観光交流課	
議会事務局	62
議事課	
会計管理室	65
健康福祉部	68
健康福祉課    保護課    高齢福祉課    介護保険課    障害福祉課	
健康づくり課    保険年金課    保健予防課    衛生指導課	
食品衛生検査所	
市民文化部	107
地区市民センター(6センター)	

こども未来部	1 1 1
保育園（4園）    幼稚園・こども園（6園）	
教育委員会	1 1 8
小学校（10校）    中学校（5校）	
<b>2 出資団体監査</b>	
株式会社三重県四日市畜産公社（商工農水部農水振興課）	1 2 7
株式会社ディア四日市（商工農水部商工課）	1 3 1
<b>3 財政援助団体監査</b>	
社会福祉法人四日市市社会福祉協議会（健康福祉部健康福祉課）	1 3 4
社会福祉法人アパティア福祉会（こども未来部こども家庭課）	1 3 7
<b>4 公の施設の指定管理者監査</b>	
株式会社翔和（環境部生活環境課）	1 3 9
〔四日市市北部墓地公園〕	
社会福祉法人徳寿会（市民文化部市民生活課）	1 4 3
〔四日市市楠ふれあいセンター〕	
<b>5 行政監査</b>	
ICT活用による行政事務の効率化について（総務部ICT戦略課）	1 4 7
<b>令和2年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等</b>	1 5 1
※令和4年3月31日時点で「措置済」以外であった指摘事項について、令和4年度中の状況を記載	

## 令和3年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要

### 1 公表の内容

令和3年度定期監査、出資団体監査、財政援助団体監査、公の施設の指定管理者監査及び行政監査の結果に基づいて、各部局が取り組んだ状況（講じた措置または対応状況）について公表する。

### 2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき令和3年度に実施した監査の結果、同条第9項及び第10項の規定により提出した監査結果報告に基づき、各部局において講じた措置または対応状況が監査委員に通知されたので、同条第14項の規定に基づき公表するものである。

### 3 取り組みの状況

#### 【報告を受けて】

措置状況等の報告によると、指摘に対しては「措置済」が100%（12件）となった。また、意見に対しては「措置済」が74.6%（302件）、「継続努力」が25.2%（102件）、「検討中」が0.2%（1件）となっている。「措置済」と「継続努力」の報告が多く、各部局が監査結果に基づいて取り組んだことがうかがえるが、「継続努力」が20%以上であることなど、更なる取り組みが必要である。

今後において、「措置済」はその状態を継続し、「継続努力」は報告時点から一層の改善や向上が図られるよう要望する。

また、市職員として、常に改善への意識を持ち、市民の信頼につなげるための具体的な取り組みに努められたい。

報告の中には、多くの所属において共通した課題となっているものがある。これらを参考とし、それぞれの所属においても改善点を見出し、自発的な取り組みに生かすよう要望する。

#### （1）定期監査に係るもの

監査委員の指摘9件のうち、「措置済」が100%（9件）となっている。

また、監査委員の意見342件のうち、「措置済」が75.4%（258件）、「継続努力」が24.3%（83件）、「検討中」が0.3%（1件）となっている。

各部局における取り組みの状況は、次のとおりである。

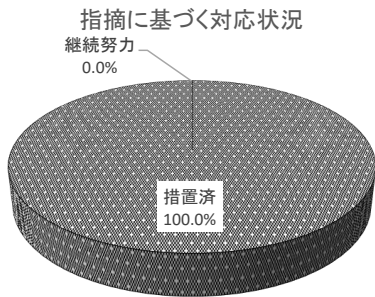
定期監査の結果に基づく対応状況の部局別件数及び比率

令和3年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要

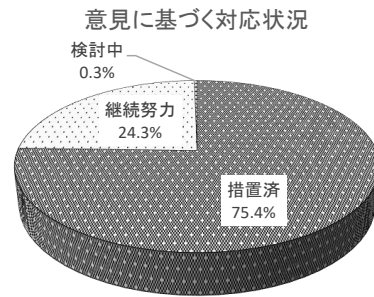
(令和5年3月31日現在の対応状況)

監査対象		監査実施時期	区分	監査結果		措置済		継続努力		検討中		未措置		
部局名	所属数			件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
商工農水部	3	R3. 5. 13～R3. 5. 14	指摘	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	46	37	80.4%	9	19.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
農業委員会事務局	1	R3. 5. 13	指摘	0	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
			意見	6	4	66.7%	2	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
危機管理監	1	R3. 6. 3	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	16	6	37.5%	10	62.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
政策推進部	4	R3. 6. 3～R3. 6. 4 R4. 1. 31	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	30	29	96.7%	1	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
上下水道局	8	R3. 7. 9	指摘	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	33	12	36.4%	21	63.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
シティプロモーション部	2	R3. 8. 24	指摘	0	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
			意見	23	17	73.9%	6	26.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
議会事務局	1	R3. 8. 25	指摘	0	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
			意見	8	3	37.5%	5	62.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
会計管理室	1	R3. 9. 29	指摘	0	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
			意見	8	6	75.0%	2	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
健康福祉部	10	R3. 11. 9～R3. 11. 26 R4. 1. 31～R4. 2. 1	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	95	71	74.7%	23	24.2%	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%
地区市民センター	6	R3. 10. 8	指摘	0	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
			意見	20	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保育園・幼稚園 ・こども園	10	R3. 10. 12～R3. 10. 13	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	24	24	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
小学校・中学校	15	R3. 11. 10～R3. 11. 12	指摘	0	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
			意見	33	29	87.9%	4	12.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計				9	9	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
意見合計				342	258	75.4%	83	24.3%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%

※ 比率(%)は、各係数の小数点第2位を四捨五入した。従って、構成比において内訳の計と合計が一致しない場合がある。

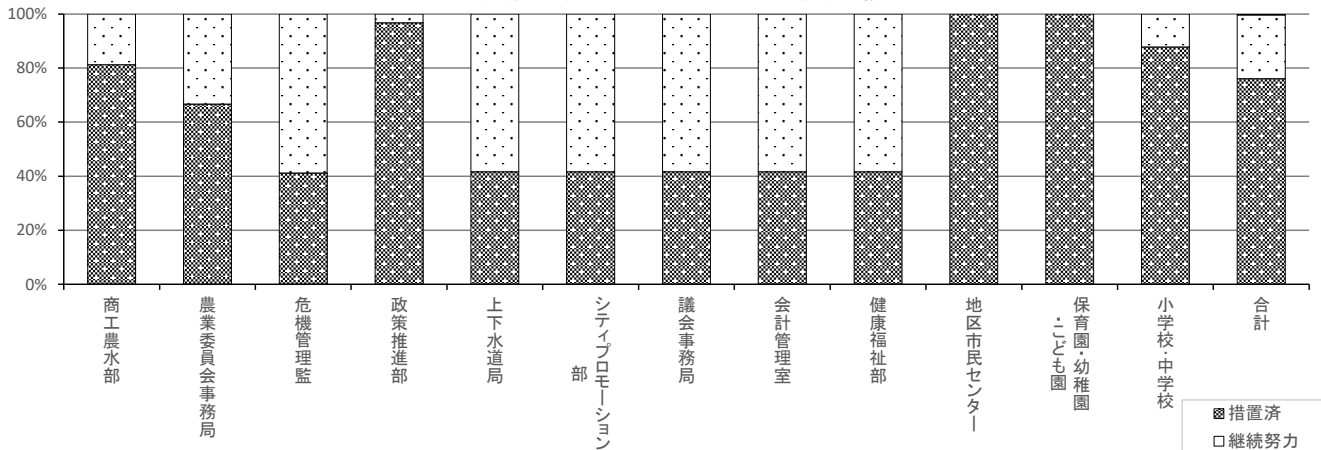


■ 措置済 □ 継続努力



■ 措置済 □ 継続努力 ▨ 検討中

指摘・意見に基づく対応状況の部局別構成比率



## (2) 出資団体監査に係るもの

(令和5年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
株式会社三重県四日市畜産公社 (商工農水部農水振興課)	R4.1.13	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	8	3	37.5%	5	62.5%	0	0.0%	0	0.0%
株式会社ディア四日市 (商工農水部商工課)	R4.1.13	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	9	5	55.6%	4	44.4%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計			0	0	-	0	-	0	-	0	-
意見合計			17	8	47.1%	9	52.9%	0	0.0%	0	0.0%

## (3) 財政援助団体監査に係るもの

(令和5年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
社会福祉法人四日市市社会福祉協議会 (健康福祉部健康福祉課)	R4.1.14	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	10	10	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
社会福祉法人アパティア福祉会 (こども未来部こども家庭課)	R4.1.14	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	8	8	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計			0	0	-	0	-	0	-	0	-
意見合計			18	18	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

## (4) 公の施設の指定管理者監査に係るもの

(令和5年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
四日市市北部墓地公園 (株式会社翔和・環境部生活環境課)	R4.1.20	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	9	9	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
四日市市楠ふれあいセンター (社会福祉法人徳寿会・市民文化部市民生活課)	R4.1.20	指摘	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	10	8	80.0%	2	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計			3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
意見合計			19	17	89.5%	2	10.5%	0	0.0%	0	0.0%

## (5) 行政監査(「ICT活用による行政事務の効率化について」)に係るもの

(令和5年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
総務部ICT戦略課	R3.2.10	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	9	1	11.1%	8	88.9%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計			0	0	-	0	-	0	-	0	-
意見合計			9	1	11.1%	8	88.9%	0	0.0%	0	0.0%

※(1)～(5)合計

指摘合計	12	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
意見合計	405	302	74.6%	102	25.2%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%

監査結果の区分基準（令和3年度実施の監査にかかる基準）

項目	監査結果の区分
勧告	次のいずれかに該当すると認められる場合で、特に措置を講じるべき事項として勧告するもの ア 法令、条例、規則に違反しているもので、市の行財政運営や市民生活に重大な影響を及ぼすもの イ その他故意または重大な過失により著しく適性を欠く事項で、特に措置を講じる必要があると認められるもの ウ 市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすもの
指摘	次のいずれかに該当すると認められる場合で、是正、改善の措置を講じるべき事項として指摘するもの ア 法令、条例、規則、規程、要綱、要領、基準等に違反していると認められるもの（ただし、事前調査等における事務処理の誤りなど、速やかに是正される軽微なものを除く） イ 経済性、効率性、有効性の観点や住民福祉の向上のため、直ちに改善を要するもの ウ 前回の監査で是正、改善を求められたものについて、必要な措置が行われていないと認められるもの エ その他適性を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	ア 経済性、効率性、有効性の観点や住民福祉の向上のため、SDGsの観点から、改善方法の検討などを促し、又は注意する必要があると認められるもの イ その他監査委員が特に要望する必要があると認められるもの

措置を講じたときの報告及び公表の基準（令和3年度実施の監査にかかる基準）

項目	勧告	指摘	意見
措置報告の有無	必要	必要	必要
措置報告の時期	措置を講じた後速やかに（対応に時間を要する場合は監査結果通知から3か月後に「措置済」「検討中」「未措置」に分類し）その対応状況を報告する。	監査結果通知から6か月後に「措置済」「継続努力」「検討中」「未措置」に分類しその対応状況を報告する。	
措置済み以外の対応状況の報告	報告が「検討中」「未措置」のものについては、報告後3か月経過時点で、その対応状況を再報告する。	報告が「継続努力」「検討中」「未措置」のものについては、報告後6か月経過時点で、その対応状況を再報告する。	
公表など	報告を適宜集約し対応状況を監査委員に報告する。最初の報告、再報告及び措置済時にはすべて公表し、本市ホームページに掲載する。	報告を適宜集約し対応状況を監査委員に報告する。最初の報告及び再報告はすべて公表し、本市ホームページに掲載する。	

## 監査結果公表 第8号

監査結果に基づく措置状況等の公表について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査等の監査結果に基づいて講じた措置等の通知があったので、その通知に係る事項について別添のとおり公表する。

令和5年6月2日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	竹野	兼主
同	中川	雅晶

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 商工農水部 商工課  
 3 監査実施期間 令和 3年 5月14日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 補助金が有効に活用されないリスク</p> <p>① 働きやすい職場づくり支援事業費補助金について</p> <p>当補助金の対象事業のうち、ハード整備支援事業の実績が17件に対して、ソフト整備支援事業の実績がない。ソフト整備支援は、女性のライフスタイルに合わせた就労制度の導入や、本人の希望に応じてパートから正職員などへの転換が行えるような就業規則の整備を事業対象としており、そのような制度構築は、女性の就労促進にとって、ハード整備と同様に重要であるため、事業者に対し、事例も示しながらこの補助制度の有効活用を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>令和3年度はソフト整備支援事業1件の実績があったが、ハード整備支援事業と比較すると申請件数が少ない。中小企業の中には、就業規則が旧来の内容のままとなっている事例もあり、働きやすい職場づくりのためにソフトの整備も重要と認識している。ハード整備事業を利用した企業に、補助金を活用したソフトの整備も呼び掛けるなど、周知を図っていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年12月31日</p> <p>広報8月上旬号の準特集にて補助金の周知を図ったこともあり、令和4年度は現時点で9件のソフト整備支援事業の申請があった（ハード整備支援事業の申請は8件）。引き続き、ソフト整備支援事業を含めた補助金の周知を図っていく。</p>
<p>② 近鉄四日市駅西開発整備事業費補助金について</p> <p>当補助金については、四日市工業高校跡地利用における高次商業施設へ新規店舗の入居を促進し、中心市街地の活性化に資することを目的に、市は開発事業者と協定を締結し、同開発事業者へ約15年間にわたり補助金を交付してきた。しかし、令和3年になって事業者が変わり、市は新しい事業者に対して、前事業者と同様に協定を締結し、継続して中心市街地の活性化における連携を図っているが、補助金の交付は行っていない。市は、補助金を交付してきた理由について、市民に説明できるようにしておくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>平成13年5月末の松坂屋の撤退及び平成14年7月末の専門店街の閉店によって、近鉄四日市駅西側の歩行者流量が激減したことから、三井不動産㈱と連携して、四日市工業高校跡地に開発された高次商業施設の魅力を高め、もって本市の中心市街地のにぎわい創出を図ることを目的として当該補助金を創設し支援を実施していると毎年適時、商店街、関係団体、議会等に説明を行っている。</p> <p>なお、支援を実施したことで、平成13年5月の松坂屋等の撤退以前の水準まで歩行者流量が回復し、にぎわい創出が図られたことで当該補助金の目的を達成したものと考えている。</p>
<p>③ 市独自の融資制度における保証料にかかる補給金について</p> <p>ア この融資制度について、利用してメリットがある人も多くいる一方、制度自体を知らなくて利用していない人もいると思われる。市に損失補償という融資の利用に対するコストのある面も含めてこの制度の周知をしっかりと行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>取扱金融機関訪問時に融資利用者への周知依頼や、令和4年度以降の融資制度一覧をまとめたパンフレットに記載することで事業者にも広く周知徹底を図っている。今後も引き続き、関係機関やパンフレット、市のHP等で制度内容について周知を行う。</p>

<p>イ 中小企業振興資金保証料補給金について、融資を受ける事業者の経営状況に応じて保証料率が異なっても、市から交付される補給金の融資額に対する補給率は一律0.6%である。また、独立開業資金保証料補給金については、市からの補給金の融資額に対する補給率は一律0.3%で、中小企業振興資金保証料補給金の補給率と異なっている。こういった補給率の違いについて説明できるようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和4年3月31日          中小企業振興資金の保証料補給率については、平成21年度から国の実施する原材料価格高騰対応等緊急保証制度の期間に合わせ補給率を0.3%から0.45%に変更し、平成22年度から使用者の資金需要に対応するため補給率を0.45%から0.6%に変更した。          独立開業資金の保証料補給率については、平成26年度より、産業協力強化法の改正と利用件数の減少に対応するため、利用者の保証料率を0.6%（市補給0.3%後）とし、市の補給率は変わらないものの利用者の負担率が減少して利用しやすい制度に変更した。          また、平成30年度より、認定特定創業支援事業を受けた証明書を取得した事業者については、補給率を0.6%とし、創業者の増加を図っている。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク          労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について          職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和4年6月30日          新型コロナウイルス感染症対策事業により、職員の時間外勤務は増加傾向にある。時間外勤務が年間360時間を超えた課内の職員数は、令和2年度、令和3年度ともに6人となった。所属長により職員の時間外勤務の実態を実査し、課内の業務分担等を随時確認することで、業務の見直しや、特定の職員に業務が集中しないようにバランス改善を図りながら、時間外勤務の縮減に努めていく。</p> <p>【継続努力】 令和4年12月31日          令和4年度においては、12月時点で時間外勤務の月平均が30時間を上回る職員数は、商業労政課と工業振興課を合わせて5人となっている。引き続き、業務の見直し等により、特定の職員に業務が集中しないようにバランス改善を図りながら、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
<p>また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。          * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【継続努力】 令和4年6月30日          特定の職員に業務が集中することのないよう、課内での分担を行い、勤務時間の平準化に努めていく。</p> <p>【継続努力】 令和4年12月31日          令和4年7月～12月においては、過労死の労災認定基準を上回る職員は0人であった。引き続き、特定の職員に業務が集中することのないよう、課内での分担を行い、勤務時間の平準化に努めていく。</p>

## 2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 障害者雇用の促進について【有効性の視点】          障害者雇用促進のため、就労コーディネーターを中心に企業を計画的に訪問し、補助金メニューの周知も行いながら障害者雇用の啓発を行っている。また、障害者雇用奨励補助金、特例子会社設立補助金、雇用促進交付金等既存の補助金のほか、令和2年度からは、新たに施設外就労促進事業費補助金の制度を創設し、2年度の実績はなかったものの、市内にある就労移行支援事業所等が実施する施設外就労を受け入れた企業等を支援する新たな取組みを開始している。今後も、企業等の障害者雇用が促進されるよう、より一層の取組みを行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和4年3月31日          就労コーディネーターによる企業訪問に加え、令和3年度は、事業者向けの障害者雇用助成金をまとめた冊子を作成して、関係各所に送付・配置することによってさらなる周知を図った。この結果、令和3年度には施設外就労促進事業費補助金の申請が2件あり、施設外就労の利用促進につながった。また、障害者雇用奨励補助金の利用件数も前年度比で増加し、障害者雇用に一定の効果があったと考えられる。今後も、障害者雇用の促進に向けては、取組みを継続していく。</p>

<p>② 就労困難者の支援について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>ア 若年の就労困難者で、「北勢地域若者サポートステーション」の利用者について、追跡調査をし、今後の市の支援業務に役立てること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>サポートステーションの利用者数及び就職者数については、サポートステーションから集計表を受理することとした。</p>
<p>イ 孤立や引きこもりが大きな社会問題となっており、相談に訪れた人の支援につながるよう、健康福祉部等とも連携をして対応していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月10日</p> <p>雇用対策にかかる庁内調整会議や教育・就労にかかる連携会議において、保護課や人権部局とも連携して、情報共有を図っている。</p>
<p>③ 勤労者・市民交流センターの役割について【有効性の視点】</p> <p>講座の内容がカルチャータ的なものや、勤労者と関係性の低い昼間の講座がある。時代の変遷の中で利用者のニーズも変わってきているので、今後の施設のあり方についても検討をしていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>設立当初は勤労者福祉が目的であったが、現在は勤労者をはじめとする市民の世代を越えた交流を促進し、市民の福祉の向上を図ることを目的として運営している。今後の施設の在り方については、令和3年度の運営委員会でも検討され、令和4年度から勤労者世代向けの新規講座を実施する予定である。今後も運営委員会等の場であり方について検討を継続していく。</p>
<p>④ 市内の雇用状況の把握について【効率性の視点】</p> <p>コロナ禍で、市内の雇用環境にも影響が出ているが、失業率は国全体でしか把握できず、本市の状況は分からない。ハローワークや健康福祉部、社会福祉協議会と連携し、市内の雇用に関する情報共有に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>失業率は市町村単位では把握できないため、三重労働局との雇用対策協定に基づき、雇用環境の状況について情報共有に努めている。今後も関係部局と連携して情報共有に努めていく。</p>
<p>⑤ 商店街への出店促進について【有効性の視点】</p> <p>指標としている「中心市街地の空き店舗率」について、令和2年度は令和元年度に比較し、数値は僅かに下がり（10.1%→9.9%）、少しではあるが改善していることが分かる。昨今のコロナ禍の影響はあるものの、新たな出店意欲も旺盛にあるとのことであり、引き続き、空き店舗等活用支援事業補助金を有効活用し、事業者をサポートしてにぎわいづくりに取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>中心市街地における令和3年度の空き店舗率は8.4%と改善がみられ、空き店舗等活用支援事業補助金の利用件数についても、令和3年度の新規利用は10件と令和2年度の5件、令和元年度の4件に比べ増加している。引き続き、関係団体に対して補助金等の周知を行い、空き店舗率の改善に努める。</p>
<p>⑥ 中心市街地イルミネーション補助金について【合規性の視点】</p> <p>補助率が10分の9であり、通常の補助金等の補助率と比べ高い。補助率が特に高い理由について、説明できるようにしておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>本事業は、諏訪栄町地区街づくり協議会が中心市街地の賑わい創出のため実施しているが、構成組織の資金繰りの観点から事業費の捻出ができない状況が続いている。そのような中で、当事業は、中心市街地のにぎわい創出を目的として冬期に開催される貴重なイベントである。また、中心商店街の関係者からも継続して実施することが強く望まれており、全市的にも四日市の冬の風物詩として定着してきているため、市が10分の9補助している。</p>
<p>⑦ 三重北勢地域地場産業振興センターの運営について【合規性・効率性・経済性・住民福祉の向上の視点】</p> <p>ア 令和4年3月に法人が解散され、市の直営施設として運営されることが決定されており、名品館の機能を維持する方向で検討されているが、業務内容について慎重に検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>出展している事業者に対してサービス低下とならないよう、名品館の従来の機能は維持しつつ、名品館の本来の目的である地場製品のPRについて、魅力をより効果的に発信できるよう、売り場のリニューアルや広報物の作成を行った。</p>

<p>イ 恒常的に貸館の利用をしている方が多く存在するため、貸館機能についてもしっかりと検討し、丁寧な説明をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日 従前からの利用者に対してサービス低下とならないよう、令和4年度からの貸館について、令和3年10月から周知を行うとともに予約の受付業務を行っており、令和4年4月1日から貸館業務を行うことで途切れなくサービスを提供している。</p>
<p>⑧ 企業の設備投資の促進について【有効性の視点】</p> <p>企業立地奨励金制度により、新規産業の立地や既存企業の新規設備投資を促進しており、令和2年度には、新たにAI、IoT等を導入するスマート化事業を事業対象に加え、さらなる企業の設備投資の促進を図っている。令和2年度は実績がなかったものの、国の推進する施策でもあり、今後の実績が見込まれている。</p> <p>また、令和2年度は、四日市市工場立地法市準則条例を制定して工業地域・工業専用地域の緑地面積率を緩和し、企業の設備投資を促進した。この条例改正により、活用できる土地が増えることによる投資の増加が多く見込まれている。</p> <p>今後も、本市の産業経済の振興と市民の就労場の確保を図るため、効果的な企業の設備投資促進策を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日</p> <p>企業立地奨励金制度については、平成12年度から施行しており、社会情勢の変化に応じて適宜必要な改正を行ってきている。</p> <p>また、工場立地法の緑地面積率に関する四日市市工場立地法市準則条例施行後には、臨海部企業において大規模な投資が決定・着手されている。</p> <p>今後も、本市への企業の立地や設備投資が進むよう、企業立地奨励金等のインセンティブを時勢に即したものとなるようアップデートしていくとともに、規制についてもより合理的かつ必要な範囲となるような見直しを行うなど、市外からの企業の新規立地や市内事業所における設備投資が進むよう取り組んでいく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年12月31日</p> <p>企業立地奨励金制度については、平成12年度から施行しており、社会情勢の変化に応じて適宜必要な改正を行ってきている。</p> <p>また、工場立地法の緑地面積率に関する四日市市工場立地法市準則条例施行後には、臨海部企業において大規模な投資が決定・着手されている。</p> <p>今後も、本市への企業の立地や設備投資が進むよう、企業立地奨励金等の既存のインセンティブをアップデートしていくとともに、新たな産業の誘致に向けた支援策を検討していく。また、規制についてもより合理的かつ必要な範囲となるような見直しを行うなど、市外からの企業の新規立地や市内事業所における設備投資が進むよう取り組んでいく。</p>

<p>⑨ 工業振興策について【有効性の視点】</p> <p>事業所の設備投資を促進することを目的とし、緑地面積率の緩和を行っている。一方で、工場立地法施行以前に立地し、緑地面積率を満たしていなかった事業所の設備投資により、市はかえって緑地を増やす効果の見込みも想定していたが、結果として緑地面積率は前年度より下がっている。また、企業立地奨励金制度では、令和2年4月改正で、CO<sub>2</sub>削減に向けた新エネルギーに切り替える際の設備投資を新たな対象としている。脱炭素社会への対応など、将来を見据えて時代に即すような企業の後支えを行い、結果として市民の安全・安心、健康、暮らしづくりが向上するよう、市民の方を向いたまちづくりを考えていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>緑地面積率については、条例施行後の単年では若干下がったものの、今後、既存工場の投資が進むことで、それに伴い設ける必要がある緑地の面積が増加することにより、中長期的には本市の緑地面積率が上がっていくと考えている。</p> <p>また、企業立地奨励金制度の改正で新たな対象とした新燃料への転換に対応する事業はもとより、四日市市工場立地法市準則条例により、通常の企業の投資が促進され、老朽化した設備が最新の設備に更新されることにより、省エネ効果が高まり、環境面や安全面もより向上する効果があると考えている。</p> <p>今後も企業への施策を通じて、市民のQOLが向上するよう取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>緑地面積率については、条例施行後の単年では若干下がったものの、今後、既存工場の投資が進むことで、それに伴い設ける必要がある緑地の面積が増加することにより、中長期的には本市の緑地面積率が上がっていくと考えている。</p> <p>また、企業立地奨励金制度の改正で新たな対象とした新燃料への転換に対応する事業はもとより、四日市市工場立地法市準則条例により、通常の企業の投資が促進され、老朽化した設備が最新の設備に更新されることにより、省エネ効果が高まり、環境面や安全面もより向上する効果があると考えている。</p> <p>脱炭素の観点では、カーボンニュートラル社会の実現に貢献するコンビナートを目指し、企業と協力して取り組みを進めていく。</p> <p>今後も企業への施策を通じて、市民のQOLの向上を図っていく。</p>
<p>⑩ 情報収集について【有効性の視点】</p> <p>世の中の動きを先取りするための情報について、その入手方法の検討や、取得した情報を企業や商店街の事業者にはフィードバックする方法について検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>経済動向の確認や国・県から発信される情報を関係団体への聞き取りや新聞、HP等から入手するよう努めている。</p> <p>入手した情報については、職員による企業や商店連合会等への訪問をはじめ、地場産業関係団体の会議等の場を活用して提供を行っている。</p> <p>また、四日市商工会議所や三重県産業支援センターなどの他機関とも連携しながら情報収集・情報提供を行っている。</p>

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 商工農水部 農水振興課、農業センター、食肉センター・食肉地方卸売市場  
 3 監査実施期間 令和 3年 5月13日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】                      事務処理の基本的な部分で、いくつかの注意事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。                      上記対象課：【農水振興課】【農業センター】【食肉センター・食肉地方卸売市場】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日                      注意事項については、職員一人一人がリスクを認識するよう、担当者だけでなく所属内で内容を共有し、直ちに是正した。また、会計規則、文書管理規定など「適正事務の手引き」に基づいた事務執行を意識しながら、複数職員によるチェック体制を徹底し、ケアレスミスの再発防止に取り組んでいる。今後も、リスクを認識し適正な内部事務に努めていく。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）                      休職中の職員が2人いる。その職員の人生にもかかわることであるので、管理職を中心にきめ細やかにフォローアップすること。また、業務の見直しだけではなく、人事当局にも働きかけながら必要な人員を確保するなど、根本的な改善を図ること。                      上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日                      休職者が職場復帰した際には、担当業務の進捗状況を面談などにより確認し、トレーナーを配置するなどして、円滑な職務遂行の支援に努めた。また、各係の業務分担を見直し、業務の分散化、平準化を図るとともに、適切な人員配置について人事当局に働きかけた。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。                      上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日                      令和3年度においては、時間外勤務の月平均が一人当たり15.7時間となり、令和2年度の30.9時間と比較すると大幅に減少する結果となった。また、年間360時間を超える職員も、令和2年度の7名から大幅に減少し1名となった。今後も、継続して時間外勤務適正化に向けた取組を通じて、働き方改革に取り組んでいく。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 補助事業などの見直しについて【効率性の視点、有効性の視点】 農水振興課では補助事業、地元要望や農家活動の支援など、多くの事業に取り組んでおり、適宜、対応基準の整備や要綱等の見直しを行っている。社会情勢や地域状況などの変化を見据え、補助金の効果の観点も考慮した見直しを行うこと。 上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 1月12日 令和4年度の予算を作成するにあたり、全ての補助金について費用対効果を検証するとともに、新型コロナウイルス感染症対策にかかる補助金についても見直しを図った。また、要綱が未整備の補助金については要綱を制定した。</p>
<p>② 農業センターの整備工事について【有効性の視点】 農業センター南ゾーンの整備工事について、総合評価方式による提案内容に課題がなかったか十分な検証を行うこと。また、入札に参加した全ての事業者が納得できるような工事が行われるよう管理・監督を行うこと。 上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 3年 6月30日 総合評価方式による提案内容については、経験豊富な5名の委員によって審査されており、問題はないものと判断した。また、工事の管理・監督について、適宜、監督職員が現場確認を行い、請負業者と施工内容を検証するなど、引き続き適切な施工管理に努めていく。</p>
<p>③ 森林環境譲与税などの活用について【有効性の視点】 森林環境譲与税やみえ森と緑の県民税市町交付金は、複数の部局で事業を実施しており、一方で森林環境基金に積み立てるなど、有効に活用できていないことが推測できる。SDGsやカーボンニュートラルなど環境に配慮した取り組みもできている中で、様々な活用方法を検討するとともに、事業を実施する部局をまとめて計画的に行うなど、譲与税等の有効活用を進めること。 上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 5月18日 譲与税等については、令和3年12月に令和4年度実施予定の事業要望を取りまとめ、関係部署に対し確実な事業執行を求めている。また、財政課及び政策推進課と連携し、譲与税等の活用方法を検討している。市民の取組を支援する里山保全事業及び危険木等除去支援事業については、地区市民センター館長会と連携し、事業の周知・募集を行った。</p>
<p>④ GAP等の認証取得の推進について【有効性の視点】 GAP等の認証取得推進事業について、認証されている農家は認定農家の一部である。食の安全や持続可能な農業の観点から、取得率の目標を立て、啓発に力を入れること。 上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日 GAP等の認証取得については、輸出対応や販売先への対応など、農業者によってその目的は異なるものの、持続可能な農業経営の観点から有用であることなどの啓発を行うことにより、取得を呼びかけていく。</p> <p>【措置済】 令和 4年10月20日 農業経営改善計画の更新時や各種補助金の説明などの機会をとらえ啓発を行った結果、1件新たな団体認証取得の取り組みにつながった。</p>
<p>⑤ 農村公園の管理について【経済性の視点、効率性の視点】 市街化調整区域にある農村公園の管理は農水振興課が行っているが、市街化区域にある公園は市街地整備・公園課が管理しており部局が異なっている。業務の合理化の観点から管理する部局をまとめることができないか検討すること。 上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日 農村公園は、農村地域の住民にとって重要な農業用施設であり、「都市公園」とは利用形態が異なるため、管理部局をまとめることは不相応であると判断できる。今後も営農支援の一環として農水振興課にて管理することとした。</p>

<p>⑥ 漁業振興事業について【有効性の視点】          漁業振興について先細りが想定できるので、漁業で生計を立てている人のことも考慮した支援のあり方等、将来を見据えた漁業振興の方向性、あり方を検討すること。          上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月 24日          漁獲量が年々減少している中で、水産資源を確保するため、四日市市漁業協同組合が実施する種苗放流事業を支援している。令和4年度は、従来のガザミに加え、新たにカレイ・ヒラメの種苗放流についても支援する予定である。令和4年度内には、三重県が吉崎海岸で整備を進めている干潟が完成することから、今後、この干潟を活用した貝類の回復・増殖に向けて、関係機関と連携して取り組んでいく。</p>
<p>⑦ 農業施策について【有効性の視点】          まずは、将来の農業のあり方や方向性を見据えることが重要である。その上で、農業施策を行うこと。          また、農家や農業従事者の意向や市民ニーズ等を把握して農業施策の推進を図ること。          上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月 15日          令和3年度に市内各地区において、農業者や農業委員等の関係者による話し合いを行い、各地区が抱える課題を共有し、将来の地域農業を実際に誰がどのように担っていくのか方針を明確にした。（いわゆる「人・農地プランの実質化」を図った。）今後は、この人・農地プランに基づき、各地区の担い手農家への農地集積や新規就農者の確保、産地づくりなどに取り組んでいく。</p>
<p>⑧ 各種協議会の預金管理について【法規性の視点】          農水振興課において、各種協議会の事務局として多くの預金を管理しているため、事故が起きないように取り組むこと。          上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【措置済】 令和 3年 5月 14日          通帳と銀行印は別々の場所で保管し、保管庫の鍵は所属長が管理するなど事故防止の徹底を図っている。また、出納に際しては、事務局内での決裁を経て適切な執行に留意している。引き続き、事務局として厳重な預金管理に努める。</p>
<p>⑨ 農福連携について【有効性の視点】          障害者等による農業分野での活躍を促す農福連携について、農業センターの整備後には研修の場として使ってもらえるよう健康福祉部との連携を図るとのことであるが、今後も農福連携事業を推進し、具体的な事例を作れるよう取り組むこと。          上記対象課：【農水振興課】 【農業センター】</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月 30日          農業センターでは、障害者就労支援事業ワークセンターの職員が同センターのほ場にて障害者による農作業体験の可否を検証すべく作業体験を行い実地判定をしたうえで、障害者の農作業体験の場を提供している。そのため、健康福祉部と連携して農業センターの作付計画等を福祉事業者へ情報提供し、体験希望者を受け入れることとしているが、現在のところ体験の申し込みがない状況である。また、新型コロナウイルス感染症の拡大や農業センターの施設再整備事業を行っていることもあり、福祉事業者や農業者との意見交換会等の開催はできなかった。引き続き、農業センターでの農作業体験の場や機会を提供するとともに、福祉事業者と農家との連携ができるよう意見交換会や研修会を開催し、農福連携につながるよう努めていく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 12月 31日          健康福祉部を通じて、改めて福祉事業者へ情報提供を行ったが、申し込みがない状況である。引き続き、農業センターでの農作業体験の場を提供するとともに、福祉事業者や農業者との意見交換会や研修会を開催し、農福連携の推進に取り組んでいく。</p>

<p>⑩ 農業センターの役割について【有効性の視点】  ア 農業センターが整備されると市民の期待も上がる。多様な農業があるので、最先端の技術や情報をいち早くキャッチして、タイムリーな情報を市民へ提供できるよう取り組むこと。  上記対象課：【農業センター】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日  三重県やJA等の関係機関と連携し、市内農家の農業経営に有効となるような情報収集に努めている。また、農業センターと茶業振興センターに気象センサー等を設置し、取得した気象データ等をホームページ上に公開するだけでなく、ナシの発芽促進剤を散布するタイミングの判断ができるDVI値（発育速度や発育ステージの指標として気象データを基に数値化した値）を公開するなど、経験や勘に頼らず、データに基づいた栽培方法の情報を提供していく。</p>
<p>イ 特色のある農業を伸ばしていかないと生き残れない時代であるので、そうしたことに取り組む農業者を支援するため、情報を得る触覚（アンテナ）は残しておくこと。  なお、市の職員が農家に助言できるよう努めること。  上記対象課：【農業センター】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日  三重県が推奨している早期成園化、多収、軽労働化が可能な果樹栽培や新規作物の試験栽培に場内圃場で取り組んでいる。今後も三重県、JA等と連携し、職員の知見を高めていくだけでなく、新しい栽培方法を体験、研修できる施設として整備していく。</p>
<p>⑪ 茶業振興センターの活用について【有効性の視点】  茶業振興のために新しく施設を整備して3年が経つが、貸館や製茶機の稼働率は低く、茶業振興センターの有効活用ができていない。指定管理者に対し、企画の立案や茶業の振興につながる取り組みが行えるよう働きかけること。  上記対象課：【農業センター】</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日  職員の退職等で後任を確保できていないことや、コロナ禍でお茶の振興やPRをする企画が自主事業として実施できなかったことから、指定管理者にはコロナ禍でも安全対策を講じて実施できるような方策を検討するよう働きかけた。また、令和5年度からの新たな指定管理者の選定に向けて、多くの人に施設を利用してもらえるような企画の立案・実施の実績のある団体が応募できるように管理者の選定を行う。</p>
<p>⑫ 食肉センターの運営について【有効性の視点】  食肉センター、食肉地方卸売市場の施設は、老朽化が進んでいる機械の更新も含めた対応を検討すること。現状は補助金を出して集荷しているが、将来的に立ち行かなくなることが想定できる。将来を見据えた施策を検討すること。  上記対象課：【食肉センター・食肉地方卸売市場】</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日  各機械設備や冷蔵設備については、耐用年数等を考慮し計画的に更新を行い業務に支障がでないよう対応している。集荷対策については、卸売会社である、(株)三重県四日市畜産公社と共に、今後の経営計画等策定を図り、有効な対策を行っていきたい。</p> <p>【継続努力】 令和 4年12月31日  集荷対策については、卸売会社である、(株)三重県四日市畜産公社と共に、近隣生産農家を訪問し、出荷要請活動を行った。今後は、他市場の事例を研究するとともに、集荷に有効な対策を関係機関と協議するなどして、必要な取組について調査・検討していく。</p>

## リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） ◆食肉センターにおいて、当所属の勤続年数が短い職員で構成されているが、業務への支障はないか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現） △ 食肉センターの正規職員は、当所属の勤続年数が3年未満の職員3人で構成されているが、電気技師など業務を踏まえた職員が配置されている。当所属の業務内容は、食肉センター・食肉地方卸売市場の管理業務等が中心であり、前任者からの引継ぎも十分行っていることから業務への支障は生じていないが、将来の人事異動を想定し、知識や技術を継承できる仕組みが必要である。 上記対象課：【食肉センター・食肉地方卸売市場】</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 6月30日</p> <p>現状、管理業務等に支障はきたしていないが、特異的な業務を行っている部署であることを踏まえ、適切な人材配置ができるよう、人事当局との調整に努めていく。</p> <p>【対応状況】 令和 4年12月31日</p> <p>現状、管理業務等に支障はきたしていないが、専門的な業務を行っている部署であることを踏まえ、適切に業務の引継ぎができるよう、人事当局との調整に努めていく。</p>
<p>(4) 原課契約工事が適正に行われないリスク ◆請負金額が50万円に近い工事が複数あるが、原課契約工事は適正に行われているか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現） △ 農水振興課の原課契約工事において、請負金額が50万円に近い工事が複数ある。業者によって人件費等に差異があるため、業者選定にあたっては農水振興課で十分検討を行うなどの対策をしていた。引き続き、市民から疑念を持たれることがないように契約事務を適正に行うとともに十分な説明ができるようにする必要がある。 上記対象課：【農水振興課】</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 6月30日</p> <p>原課契約工事については、四日市市原課契約工事事務取扱要領に基づき、施工地区内の2者以上の業者から見積書を徴収している。引き続き、業者選定や見積り内容等について十分精査し、適正な工事執行に努める。</p> <p>【対応状況】 令和 4年12月31日</p> <p>業者選定にあたっては、施工地区内の2者以上の業者から見積書を徴収し、その見積内容は複数の職員で十分に精査を行っている。引き続き、適正な工事執行に努める。</p>
<p>(6) 公有財産・備品管理のリスク ◆農業センターの整備に伴い、公有財産・備品の管理は適切に行われているか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現） △ 農業センターの再整備事業に伴い、令和2年度より仮設事務所にて業務を行っており、備品も仮設倉庫などに移している。再整備事業が完了する令和4年度までには、建物や工作物の建替え、備品の再移動などが発生するため、公有財産や備品の管理が重要となる。農業センターの業務の見直しにより、不用となった備品は適切な手法で産業廃棄物の処理を行い、必要な備品は適切に管理されているが、引き続き、所在が不明となる備品が発生しないよう公有財産の管理と併せて適切な管理をする必要がある。 上記対象課：【農業センター】</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 6月30日</p> <p>仮設事務所への移設の際は、不用となった備品は適切に廃棄処理を行い、残す備品については備品台帳を利用した移設を行うことで、備品の亡失することはない。新事務所への移設についても、前回の移設同様に公有財産管理と併せて適切な備品管理に努める。</p> <p>【対応状況】 令和 4年12月31日</p> <p>再整備事業における工事完了予定が令和5年1月下旬であり、新事務所への移設が同年2月下旬を予定していることから、前回の移設同様、公有財産管理と併せて、備品の亡失を防ぐために移設前後で備品の確認を行うなどして、適切な管理を心がける。</p>

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 商工農水部 けいりん事業課  
 3 監査実施期間 令和 3年 5月14日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>内部事務管理について【合規性の視点】                      事務処理の基本的な部分で多くの誤りが見受けられた。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を周知し、上位職によるチェックの徹底を図って誤りのないようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日                      毎年、主要な業務は担当者をローテーションしており、主・副担当を充てている。多くの職員が幅広く業務を把握できるように努め、人事異動の際もTODリストを用いてノウハウが継承できるようにしている。決裁文書は課内全員がチェックし、複数の視点で誤りがないように確認している。事務上の誤りが発現した場合は、朝礼や課内の会議で事象と対応策の情報共有を図っている。                      引き続き内部事務管理の徹底に努める。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日                      令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策による業務の増加により、時間外業務の増加が見られた。                      職員間の業務の平準化を図るため、毎週課内会議を実施し、業務の進捗管理を実施し、課題に対して対応策を議論するとともに、業務の再割り振りを必要に応じて実施している。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 現金の取扱いについて【効率性の視点】                      けいりん事業課においては、事務の性格上、多額の現金を取り扱っているが、職員数が少ないこともあり、事故のないようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日                      開催用の現金について、金庫からの入出金時および窓口払い時には2人以上で金額の確認を行っている。なお、競輪場内には警備会社による機械警備や監視カメラを設置し、防犯対策を講じている。                      課長口座内の現金について、入出金時には2人以上で金額の確認を行っている。また、毎月末には通帳口座と資金明細表の突合確認を行い、課長へ報告をしている。なお、銀行印は施錠できる場所に保管し、鍵は所属長が管理している。</p>

<p>② 不正行為の発生防止について【有効性の視点】 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、選手を分宿する際の競輪場とホテルの移動にバスを使用している。例えば移動中にカーテンをするなど、不正行為の発生防止に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日 競輪競技実施法人の職員が競輪選手が乗車するバスに同乗し、選手に不正が疑われる動きが無いかを注視している。 窓ガラスは黒の濃色で透過率は低く、外部からの視認性は低くなっている。</p>
<p>③ 場外発売受託収入について【効率性の視点】 場外発売受託収入は、出納整理期間終了間際の納入があることから余裕をもって納入されるよう、相手方に要望すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日 契約書にて請求を受けた日から30日以内に支払うことを明記している。 令和4年度から、出納整理期間中に入金される見込みの場外発売受託収入は、支払期限を設定し債務者へ通知を行う。期限前にも納入が無い場合は、電話や文書で催促を行う。</p>
<p>④ 公益財団法人JKAへの交付金について【経済性の視点】 自転車競技法に基づき、各施行者が車券売上額に応じて公益財団法人JKAに交付金を支払っている。交付金は多額のため、他の施行者と共同して交付金率の引き下げについて要望すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日 東海ブロック競輪場所在地議会議長会にて、JKA交付金軽減の要望書を取りまとめ、総務省、経済産業省やJKAに要望書を提出している。 全国競輪施行者協議会の会長からも、経済産業大臣に要望活動を実施している。 過去に交付金率の軽減を実現しており、今後も同様に削減の要望を実施していく。</p>
<p>⑤ 場外未払資金について【有効性の視点】 時効になるまでの支払いに対応するため、令和2年度分の場外未払資金を保管している状況であるが、出納閉鎖までに戻入すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日 令和2年度は出納閉鎖までに戻入済みであり、令和3年度も戻入済みである。 今後も時効に到達した時点で、速やかに戻入処理を行う。</p>
<p>⑥ 四日市競輪開催連絡協議会について【有効性の視点】 競輪開催連絡協議会の資金は、四日市競輪場がホームグラウンドの優勝者に対して使用しているが、その使用が妥当であるか検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日 競輪開催連絡協議会は、競輪事業の活性化が目的の一つである。支出の対象を特別競輪等の優勝者として使途を限定しており、今後も四日市競輪のさらなる振興のため活用していく。</p>
<p>⑦ ガールズ競輪選手が利用する施設について【効率性の視点】 当競輪場は古い施設であり老朽化が見受けられるが、順次施設改修を行い、女性仕様とするなどガールズ競輪選手が利用する施設は改良が進んでいるとのことである。ガールズ競輪選手の居心地がよい設備となるよう他の競輪場のよい所を取り入れながら選手の満足度を高める工夫を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日 令和4年度に、施設整備の基本計画の策定を予定しており、四日市競輪開催中のガールズ選手控室の快適性を高めるため、選手管理棟や東棟を改修し空き部屋の有効活用を図ることを計画に位置付ける。 【継続努力】 令和 4年12月31日 令和4年度に策定中の基本計画にて、東棟を改修しガールズケイリン選手等控室のスペース確保を位置付けた。今後も競輪競技実施法人であるJKAから意見を徴収し、ハード・ソフトの両面から改善していく。</p>

<p>⑧ 競輪場施設の改修について【有効性の視点・経済性の視点】 施設改修にあたり、現在使用されていない一部施設についてのコンパクト化を検討している。お客様の満足度が下がらないような施設のコンパクト化、利用しやすい施設改修を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 令和4年度に、施設整備の基本計画策定を予定しており、令和6年度に現状の入場者数に即した施設の集約化及び老朽化に伴う新設及び改修を行い、来場者の利便性向上を図る。</p>
<p>⑨ ギャンブル依存症対策について【有効性の視点】 競輪事業については、収益を上げていくことが必要ではあるもののギャンブル依存が高い人の生活を侵食しないという問題意識を持って、依存症対策の相談体制について進めていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年12月 31日 令和4年度に策定中の基本計画にて、新しく外向投票所を整備し、建物内にコンビニエンスストアの配置を位置付けた。あわせて、南入場門及び現外向投票所跡地にオープンスペースを整備し、移動販売車のスペースを確保していくことを明記した。 今後も、令和5年の本場開催時に来場者からアンケートを行うなど課題を抽出し、お客様の満足度が向上し、対応すべき内容は設計に反映していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 4月 1日 令和3年度は、けいりん事業課職員が三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会の委員となり、課題や対応策について協議した。当部会で策定した三重県ギャンブル等依存症対策推進計画で、関係機関による相談支援体制を構築した。 競輪のギャンブル依存症を扱う専門の相談窓口を知らせるために、場内のポスター掲示とモニター表示を行い、競輪場ホームページでもお知らせしている。専門の窓口では、臨床心理士が対応し、家族や本人からの申請に応じ投票禁止措置を行っている。</p>
<p>⑩ 競輪場施設の有効活用について【有効性の視点】 競争路内にあるテニスコート及びグラウンドゴルフ場を廃止した跡地について、今後の利用方法は未定とのことである。例えば他の競馬場では子どもたちが遊べるように遊具を設置している所があることから、来場者の要望や他場を参考にしようえで有効に活用すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 高校生などのアマチュア団体が競走路を使用する際に、テニスコートやグラウンドゴルフ跡地を休憩場所や活動スペースとして利用している。令和6年度に競走路の全面改修を行うことから、その際に跡地の芝生化を予定している。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月 31日 競走路内のテニスコート及びグラウンドゴルフ跡地を芝生化するため、令和4年11月から競走路全面改修の設計会社と調整しており、競走路全面改修の設計に反映していく。 芝生化した後は、競走路内のイベント時に活用するため、来場者アンケートやイベント時の利用者の声を踏まえて企画していく。</p>
<p>⑪ 売店の経営について【経済性の視点】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため無観客開催とした際には、売店も休業している。無観客期間に応じて売店使用料及び光熱費を減免しているが、観客サービスの面からも売店の継続が可能となるよう売店の経営状況を把握し、配慮できる点について検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 4月 1日 令和2・3年度に、新型コロナウイルス感染症対策で売店が営業できない場合は、休業期間に合わせて使用料や光熱水費の減免し、国県市の支援制度の案内を行った。今後も競輪場の本場・場外開催ができない場合は、減免措置や支援制度の情報提供を図っていく。</p>

<p>⑫ 霞ヶ浦会館の宿泊室の使用について【有効性の視点】</p> <p>コロナ禍においての競輪選手の霞ヶ浦会館の使用について、できる限り宿泊人数を削減することという「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」に基づき、一室4人収容のところ3人使用としている。その後、緊急事態宣言が発令されている都市の選手が配備されたときはできる限り一室2人使用に配慮することとなり、令和3年4月以降は発令都市に該当する選手については2人使用としている。万が一感染者が発生した事態を踏まえると、競輪開催中止もあり得ることから経費は増加するものの1人部屋とすることが可能かどうか検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>競輪業界におけるコロナ対策として、「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症対策要綱」を制定しており、同ガイドライン及び同対策要綱に基づいた対応を実施している。令和3年度は、各部屋にサーキュレーターを設置し、毎開催、競輪実施法人の職員が選手に対して室内換気やマスク着用などの指示を行った上で、一室の人数を2人又は3人としている。</p> <p>今後も現状の室数と利用者数で開催を継続していく。</p>
--	---

### リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(4) 備品の適正な管理がなされないリスク</p> <p>◆施設が広く建物が複数存在し、管理している備品が多数であり、委託者に貸し付けている備品もあることから備品の移動等を把握し、適切な管理を行うことが日頃からできているか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>× 全件の実査を行い備品の存在を確認しているが、中には備品ラベルの貼付が確認できなかったものもあるため、順次貼付しているとのことであった。速やかに備品ラベルの貼付を行う必要がある。</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 6月30日</p> <p>指摘された備品は当日中に備品ラベルを貼付した。</p> <p>今後も備品の担当者が、受託者と情報共有を図りながら備品の移動状況を把握し、移動となる場合は備品マスタ情報を更新するなど管理の徹底を図る。</p> <p>【対応状況】 令和 4年12月31日</p> <p>前回の対応以降も、新規に購入した複合機やエンジンポンプなどの備品は、備品ラベルの貼付を行い、受託者と設置場所の共有を行った。また、日々の業務でも受託者と情報共有を図り、移動状況を引き続き把握した。</p>

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 農業委員会事務局  
 3 監査実施期間 令和 3年 5月13日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（4）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>令和3年度は、時間外勤務が年間360時間を超える職員数が2人であった。令和3年度は、新規採用職員の配属（4月）に伴うサポートの充実や育児休業取得職員の職場復帰（5月）に伴う当該職員の業務量の軽減によって、上半期はそれ以外の2人の職員に業務上の負荷がかかり、時間外勤務が増えた。</p> <p>また、下半期は農地法関係の申請書類の審査等にかかる事務処理や予算編成作業があり、時間外勤務が増えた時期があった。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染対策室や保健所業務の応援など本業務以外の業務量が増加し、時間外勤務数の増加につながった。</p> <p>令和4年度は、職員数が1人減となり、1人当たりの業務負担が増えることが想定されるが、職員の業務状況を把握したうえで業務分担を見直し、繁忙時における職場内での応援体制などで事務分担の平準化を図ることによって、時間外勤務の縮減に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>令和4年度4月から12月までの時間外勤務数は、育児のための部分休業制度を利用する職員を含めて平均で約24時間となっている。今年度在籍する正規職員（3人）は、いずれも2年以上の実務経験を有し、法令に関する基礎的な知識を土台にして効率的に職務を遂行している。</p> <p>今後も所属長が職員の業務状況を把握したうえで、繁忙時における職場内での応援体制などで事務分担の平準化を図り時間外勤務の縮減に努める。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 人・農地プランの実質化に向けた取り組みについて【有効性の視点】  人・農地プランについては、令和3年度中を目処にその実質化に向けた取り組みを実施するとしているが、プランは市内27の区域で作成されており、それぞれの区域において実質化の取り組みが必要となっている。アンケートの実施やその結果を踏まえた話し合いを行い、プランの実質化を進めていくにあたり、各地域の実情に応じた効果的な取り組みが求められる。こうした点を踏まえ、農業委員会としてもしっかりと具現化に向けて方向性を示し、取り組みを進められたい。</p>	<p>【継続努力】 令和4年6月30日  農業委員会は、令和3年度に農水振興課やJAみえきた等の関係機関と連携し、地域の話合いの場を設定し、その場に農業委員や農地利用最適化推進委員が積極的に参加し、地域農業者との話し合いを円滑に進めた。  その結果、市内27の区域で作成されていたプランを16地区のプランに再編し、そのうち令和3年度末時点で15地区の人・農地プランを実質化することができた。なお、新型コロナウイルスの感染状況の拡大に伴い、話し合いが延期になるなどの影響で一部の地区で実質化が遅れているが、令和4年度に入って話し合いを再開し、人・農地プランの実質化に向けて話し合いを継続している。</p> <p>【措置済】 令和4年12月31日  新型コロナウイルスの感染状況の拡大に伴い、話し合いが延期になるなどの影響で実質化が遅れていた地区においては、令和4年度に入って人・農地プランの実質化のための話し合いを再開した。その結果、当該地区の実質化された人・農地プランについて、地域農業者等の合意を得ることができた。</p>
<p>② 四日市市の農業施策について【効率性・有効性の視点】  農業施策の方向性、将来のビジョンについては、農業委員会においても議題にあげて議論し、しっかりと考えてもらうこと。</p>	<p>【措置済】 令和4年1月24日  農業委員会は、四日市市の農業施策について、農業者の観点から、現行施策の拡充や改善項目に関する『四日市市農業施策等に関する意見書』にまとめ、令和4年1月、農業委員会の総意として、四日市市長及び四日市市議会議長に意見書を提出した。</p>
<p>③ 農地利用最適化推進会議の開催日について【有効性の視点】  農地利用最適化推進委員が出席する最適化推進会議について、その開催日が農繁期と重なることから、出席委員数が少なくなった会議が見受けられる。農業関係の会議という点からも、農繁期を理由とした欠席は極力少ない方が望ましく、今後は開催日や時間を調整し、委員の欠席が少なくなるようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和4年4月21日  農地利用最適化推進会議の開催日が農繁期と重なるため、出席状況が低い状況を踏まえ、農業委員会事務局として会議の開催日や開催時間について検討を行った。  その結果、令和4年4月に開催した農地利用最適化推進会議は、地域性を考慮して、開催日を2回に分け、午前中にそれぞれ開催し、合計19名が出席された。  それに加えて、開催時期が農繁期であったため、上記の開催日とは別に夜間の時間帯にも会議を開催したところ、合計11名の委員が出席された。  このことから4月の会議には、全体で37名中のうち30名が出席されたことになり、出席率の向上に一定の効果があったことから、今後もしもできる限り開催時期や時間に配慮して開催日程を計画していく。</p>

<p>④ 補助金等の活用について【効率性の視点】 農業委員会事務局の業務における県からの補助金は、農業委員会交付金と機構集積支援等事業費補助金の2つであるが、これ以外にも国や県の補助金等のメニューを確認し、該当するものがあれば積極的に活用すること。</p>	<p>【措置済】 令和4年3月28日 国の令和3年度1次補正予算により「農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業」が措置された。これは、農地利用最適化推進委員がタブレットを活用し、農地の利用状況や所有者の意向を専用アプリで入力することで、農地中間管理機構などの関係機関と情報を共有し、農地の利用集積・集約の加速化を図るものである。 農業委員会事務局としては、補助事業の趣旨を踏まえ、タブレットの導入によって農地利用の最適化活動を効率的に推進すべきであると判断し、補助金の交付申請手続きを行い、令和4年3月28日付けで交付決定を受けることができた。今後も国・県の補助メニューを積極的に活用するよう取り組んでいく。</p>
<p>⑤ 農地転用許可手続の適正な実施について【合规性の視点】 農地転用許可については、引き続き正式な手続きに基づいて、適正に行われるよう努めること。</p>	<p>【継続努力】 令和4年6月30日 農地法に基づく転用許可手続きにかかる審査については、各担当者が「農地法許可事務ハンドブック」や関係法令に精通するよう日々研鑽を積むとともに、担当者間での情報共有を行うことで適正な処理を行うよう努めている。</p> <p>【継続努力】 令和4年12月31日 農地法に基づく転用許可手続きにかかる審査については、各担当者が「農地法許可事務ハンドブック」や関係法令に精通するよう日々研鑽を積むとともに、外部研修への派遣と研修事項の内部伝達、法制度改正の対応などの点について、担当者間での情報共有を行い組織的に適正な処理を行うよう努めていく。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 危機管理監 危機管理室  
 3 監査実施期間 令和 3年 6月 3日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 事務処理の基本的な部分で、いくつかの注意事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 4年 3月 31日 全室員が「適正な事務事業推進のためのチェック事項」及び「会計事務の手引き」により自らの適正な事務執行の徹底を図るとともに、職員相互によるチェック体制の再確認を行った。また、日常業務において発生しやすいミスや事務の統一事項については、全室員が確認できる掲示を行うことにより内部事務管理の徹底を図った。引き続き、事務処理能力の向上に努めるとともに、上位職による牽制やサポートを行う。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 蓄積してきたノウハウや知識が、職員の人事異動により失われないよう継承できる仕組みを構築すること。	【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 業務分担において、技術伝承ができるように業務に精通している職員と未経験者をペアで担当するとともに、座席配置や業務割の工夫をした。また、研修資料やデータを回覧するなどして情報共有を図っている。今後も業務の担当を定期的に変更するなど、蓄積されたノウハウや知識が有効に引き継がれるように取り組む。  【 措置済 】 令和 4年 12月 31日 令和4年度からグループ制を導入し、災害に強いまちづくりを目指して、実効性の高い計画などの取り組みを担当する危機管理企画グループと自主防災活動などを支援する地域防災支援グループとで業務分担するとともに、相互に連携して業務遂行に取り組んでいる。引き続き、各グループが担当した業務のノウハウや知識が確実に蓄積され引き継がれるよう取り組む。 また、自衛隊OBや消防職員を配置するなど、専門分野を生かした職員構成とすることにより、組織の危機管理能力の向上に努めている。

<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク          職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日          一定の個人に業務が偏らないように業務の担当を主、従とするなど、業務配分を見直した。また、令和2年度から実施している時差出勤を推奨することでワーク・ライフ・バランスの向上を図っており、今後も働き方改革への取り組みを進める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日          グループ制の導入により業務分担や配分を見直した。今後は、各グループの業務執行状況を確認するとともに、一部の職員に業務が偏ることのないように、業務分担の適正化や効率化を図り、職員のワーク・ライフ・バランスの向上などの働き方改革への取り組みを進める。</p>
<p>(5) 公有財産や備品の管理が適正に行われない          ① 防災井戸や防災備品のエアータントは、常日頃から点検して正常な状態で機能することを確認しておくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日          今後も、定期的な点検に加え、防災訓練で使用して正常な機能確保に努める。</p>
<p>② 備品については備品ラベルを貼って管理しているが、保管施設や個数も多く管理業務に多くの時間を要している。関係部局と協議して、有効性や効率性の観点から公有財産や備品の実査の手法を検証すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日          公有財産については、引き続き、計画的な実査に努める。なお、防災備蓄倉庫の備品については数量も多く、市内一円に分散配置されていることから、防災・水防倉庫維持管理業務委託における備品確認も含めて、効率的で有効な実査に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日          公有財産については、引き続き、計画的な実査に努める。防災備蓄倉庫の備品管理については、防災・水防倉庫管理業務委託における備品確認と職員の実査による確認を組み合わせることにより、効率的で有効な備品管理に努める。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 防災訓練などの実施方法について【有効性の視点】          令和2年度は、市民総ぐるみ防災訓練や各地区における防災訓練、防災大学等の人材育成セミナーが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や規模を縮小して実施している。今後も新型コロナウイルス感染症の対策は必要となるため、ZOOMなどのリモートを活用した手法を取り入れるなど、新たな生活スタイルに合わせた実施方法を検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日          訓練のあり方については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営の訓練や感染症拡大防止に考慮し、工夫をしながら実施するものとしており、研修や講座などについては、令和3年度からリモートやオンラインを取り入れて実施している。</p>
<p>② 新型コロナウイルス感染症対策について【有効性の視点】          新型コロナウイルス感染症対策に伴う物品の購入など、令和2年度は十分な検討を行う時間もない中で緊急対応が行われたことも想定できる。今後は新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応が求められるので、有効性の観点など、令和2年度の支出について検証し、今後の業務に繋げていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日          新型コロナウイルス感染症対策に伴う物品の購入等については、市の業務に伴う感染対策と防災面において避難所等での感染対策に分けて検証した。いずれの感染対策についても、事前の準備が重要であることを再認識したことから、今後も、必要物品の購入と更新について適正に対応していく。</p>
<p>③ 事務分掌の表現について【合规性の視点】          事務分掌の「(10) 遭難船舶、漂流物及び沈没品に関すること。」は、有価物に関する事務にあたるが、市民が事務分掌を見ても判断できない。市民や第三者が見て事務内容が判断できる表現方法を検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 4月 1日          四日市市役所処務規程第9条の規定を見直し、事務分掌を「水難救助法に基づく拾得物の保管に関すること。」に改正した。</p>

<p>④ 土嚢の管理について【有効性の視点・効率性の視点】</p> <p>自主防災訓練で作った土嚢は、消防署や地区市民センターで使用できるよう配備しているが、センターごとに保管方法も異なり、劣化して使用できない土嚢もある。ホームセンターで販売されている土嚢袋には耐用年数が記載されているものもある。保管方法により耐用年数も異なってくるので、災害時に使用できるよう保管や管理方法のルールを検証すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>土嚢袋の耐久性と作った土嚢の管理については、令和3年度に耐久性の高い土嚢袋を購入した。今後は、必要に応じて耐久性の高い土嚢袋に変更する。また、作った土嚢の管理は、引き続き、シートで包むなどの劣化対策を行うとともに、防災訓練で使用して、新しい土嚢と入れ替えるなど、保管してある土嚢が有効に活用できるように取り組む。</p>
<p>⑤ 防災連動アプリ（Sアラート）の啓発について【有効性の視点】</p> <p>ア 令和2年度に防災連動アプリ（Sアラート）を導入し、安全安心防災メールと合わせて30,000件のダウンロードを目標にしている。防災連動アプリは人命に関わる非常に重要なアプリであることをしっかり頭に入れ、啓発に取り組み有効活用を図ること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日</p> <p>今後も、市ホームページやツイッター、ラインなどのSNSを活用するとともに、機会を捉えて広報紙や組回覧等で導入の啓発を行う。また、防災連動アプリ（Sアラート）を使用した訓練を行い、実際に機能を体験するなどの啓発に取り組む。</p> <p>【継続努力】 令和 4年12月31日</p> <p>令和4年12月末現在のSアラート及び安全安心防災メールのダウンロード総数は30,759件となっている。当初の目標数は超えているものの、引き続き、市ホームページやツイッター、ラインなどのSNSや広報紙、組回覧のほか防災出前講座等で導入の啓発を行うとともに、訓練で実際に機能を体験するなどの啓発に取り組む。</p>
<p>イ 市では、様々なアプリを導入しているが、導入後の啓発が十分でない傾向が見受けられる。アプリを導入した後が重要となる認識を持ち、危機管理室の様々なネットワークを活用し、アプリのダウンロードが広がるよう取り組むこと。</p> <p>また、防災連動アプリは情報の伝達手段であるので、四日市市にある企業や大学へも情報提供するなど、ダウンロード拡大に努めるとともに、その後のフォローもしっかりと行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日</p> <p>防災アプリについては、今後も、市ホームページやツイッター、ラインなどのSNSを活用するとともに、機会を捉えて広報紙や組回覧等で導入の啓発を行う。また、防災連動アプリ（Sアラート）については、コンビナート企業に対しても導入の啓発を行った。さらに、訓練でも活用して、実際に機能を体験するなどの啓発に取り組む。</p> <p>【継続努力】 令和 4年12月31日</p> <p>引き続き、市ホームページやツイッター、ラインなどのSNSや広報紙や組回覧等で導入の啓発を行うとともに、訓練で実際に機能を体験するなどの啓発に取り組む。また、防災連動アプリ（Sアラート）については、コンビナート企業や四日市大学の防災研修会において導入の啓発を行ったが、今後も継続して取り組む。</p>
<p>ウ 市の小・中学校ではタブレットを活用した教育を実施している。市の教育委員会だけでなく、他部局も小・中学校のタブレットを活用することという視点が重要である。防災連動アプリをこのタブレットに入れることで、防災教育の1つとして使うことや、タブレットの活用を増やすことで保護者などの家族にもアプリの活用が広がることも想定できる。広い視点で小・中学校のタブレットの活用について検証すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日</p> <p>令和4年7月に運用を開始するAR防災学習アプリ（あるつく）は、AR（拡張現実）技術により、災害時のシミュレーションができることから、防災教育にも役立つと考えている。このアプリも含め、防災関連情報についての小・中学校のタブレットへの連携については、今後、教育委員会と協議を行う。</p> <p>【継続努力】 令和 4年12月31日</p> <p>教育委員会と協議を行ったが、小・中学校のタブレットに市の防災関連情報アプリを入れることは機能的にできないとのことであった。しかしながら、防災関連情報アプリは防災教育に有効であることから、今後も防災教室等の機会を捉えて防災関連情報アプリの啓発に取り組むこととする。</p>

<p>⑥ 減災活動の促進について【有効性の視点】</p> <p>ア 大規模地震発生時における建築物の倒壊や家具の転倒による被害の軽減を図るため、住宅の耐震化や家具の転倒防止策の啓発を行っている。一般木造住宅の耐震診断や住宅の除却は一定数があるが、木造住宅の補強工事やビルなどの耐震補強工事は件数が伸び悩んでいる。重要な事業であるので、地道に啓発して促進すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日</p> <p>木造住宅については、除却件数が増加しているなど耐震化が推進されている。また、令和3年度からは第2次緊急輸送道路の沿道建築物についても耐震診断が義務化された。なお、令和4年度から耐震化促進事業は都市整備部の所管となったが、今後も引き続き、建築物の耐震化に向けた啓発に取り組む。</p>
<p>イ 家具の転倒防止策の啓発について、家具が備え付けの住宅も増えているので、現状のニーズを把握し、市営住宅など対策が必要なところに注力して取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 12月 31日</p> <p>令和4年度からは、耐震診断、住宅の除却、耐震補強工事等の耐震化促進事業は都市整備部の所管となったが、今後も、引き続き、建築物の耐震化や家具の転倒防止などについて、機会を捉えて市ホームページや広報紙等で啓発に取り組む。</p>
<p>⑦ 総合防災拠点の活用について【有効性の視点】</p> <p>令和2年度に総合防災拠点の整備が完了し、これからは平時の活用が大事になる。今後は、防災訓練に活用する計画もあるが、平時の使い方・活用方法について、経済性・効率性・有効性の3Eを意識した活用を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日</p> <p>家具固定事業については、一人暮らしの高齢者宅を対象とした委託事業として実施している。家具固定は身近な耐震対策でもあることから、今後も、広く市民に対して啓発を行う。</p>
<p>⑧ 名古屋大学との連携による情報の水平展開について【有効性の視点】</p> <p>名古屋大学減災連携研究センターの研究プロジェクト等へ職員が参画して、知識や様々なノウハウを得ている。最前線の知識を、関係する部局の職員へ伝達・共有するなど水平展開できる仕組みを検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 12月 31日</p> <p>家具の転倒防止対策の啓発については、引き続き、一人暮らしの高齢者宅を対象とした委託事業を継続するとともに、防災出前講座参加者へのアンケート調査の実施など、今後も、機会を捉えて、広く市民に対して啓発を行う。</p>
<p>⑧ 名古屋大学との連携による情報の水平展開について【有効性の視点】</p> <p>名古屋大学減災連携研究センターの研究プロジェクト等へ職員が参画して、知識や様々なノウハウを得ている。最前線の知識を、関係する部局の職員へ伝達・共有するなど水平展開できる仕組みを検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日</p> <p>現在、消防署や消防団の訓練で使用している。今後は市民参加の総合防災訓練や救援物資の搬送訓練等で使用するなど、平時における総合防災拠点の有効利用を行う。</p>
<p>⑧ 名古屋大学との連携による情報の水平展開について【有効性の視点】</p> <p>名古屋大学減災連携研究センターの研究プロジェクト等へ職員が参画して、知識や様々なノウハウを得ている。最前線の知識を、関係する部局の職員へ伝達・共有するなど水平展開できる仕組みを検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日</p> <p>名古屋大学減災連携研究センターの研究員として参画している職員による伝達研修や資料の回覧による情報共有を図るとともに、リモートで行われる研修や講義に他の担当職員が参加するなど、引き続き、最前線の知識等を関係職員が共有して業務に反映できるように取り組む。さらに、庁内会議や防災訓練などの機会を捉えて伝達・共有を行う。</p>
<p>⑧ 名古屋大学との連携による情報の水平展開について【有効性の視点】</p> <p>名古屋大学減災連携研究センターの研究プロジェクト等へ職員が参画して、知識や様々なノウハウを得ている。最前線の知識を、関係する部局の職員へ伝達・共有するなど水平展開できる仕組みを検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 12月 31日</p> <p>令和4年10月に名古屋大学減災連携研究センターの研究員に新たな職員を参画させた。新しい視点で研究プロジェクトに取り組むことにより名古屋大学との連携強化を図るとともに、今後も、引き続き、参画している職員が中心となって水平展開し、最前線の知識等を関係職員が共有して業務に反映できるように取り組む。</p>

<p>⑨ 防災・減災研修会の受講者の活用について【有効性の視点】</p> <p>防災・減災研修会へ積極的に参加した受講者の情報をデータとして持つことで、災害時における共助に活用することを検証すること。</p> <p>また、研修の受講者がどのような形で地域活動へ携わっているかを把握することで、次のステップへの案内やアプリの紹介などに活用できないか検証すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>防災・減災研修会の受講者についてはリスト化して危機管理課が把握しており、一部の地区防災組織に取り組んでいる地区の防災人材リストの作成にも役立っていることから、今後も、必要に応じて防災・減災研修会受講者情報を地区防災組織にフィードバックすることで、各地区における共助の取り組みを推進する。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>今後も、防災・減災研修会受講者情報を地区防災組織にフィードバックすることにより、各地区防災組織で防災の専門的な知識・技術の支援を行う減災アドバイザーの選任や防災人材リストの作成など、地区における共助の取り組み支援を行う。</p>

### リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>◆業務分担は適切に行われているか。一部の職員に業務が集中することにより、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害することになっていないか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>× 危機管理室の職員において、令和2年度の時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が3名おり、時間外勤務時間数が多い職員で年間約700時間の時間外勤務を行っていた。令和2年度は、総合防災拠点の整備や防災行政無線複数メディア連携(Sアラート含む。)などの防災システムの整備により当所属の勤続年数が長い土木技師の業務が増加したこと、また、新型コロナウイルス感染症対策業務が増えた中で名古屋大学減災連携研究センターの研究プロジェクト等へ参加していることから時間外勤務が増加している。危機管理室全体の時間外勤務の状況は減少傾向にあるため、引き続き、業務分担の見直しや時差出勤勤務制度の活用を行い、職員全体の業務の平準化に向けた取り組みが必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 6月30日</p> <p>令和3年度に、全体の業務体制を、危機管理企画担当と地域防災支援担当に分けることにより、個人の業務担当制に加えて、複数の職員(グループ)による業務執行機能も充実させた。令和4年度には、令和3年度の取り組みを更に進めて、組織の見直しにより危機管理監危機管理室を危機管理統括部危機管理課に改編し、危機管理企画グループと地域防災支援グループの2グループ制とした。</p> <p>また、外部研修も含め、各種研修には積極的に参加させ、結果を復命報告により回覧して情報共有を図っているほか、担当業務をベテランと若手がペアとなり、技術伝承ができるような座席配置や業務の工夫をしている。</p> <p>さらに、令和2年度から継続して、時差出勤を推奨することで、ワーク・ライフ・バランスの向上を図っている。</p> <p>今後も、業務の担当を定期的に変更するなど、課員全員でノウハウの蓄積や継承ができるようにし、業務の平準化をに向けて取り組みを実施していく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年12月31日</p> <p>令和4年度は、組織の見直しにより危機管理統括部危機管理課となり、危機管理企画グループと地域防災支援グループの2グループ制で業務を行っている。</p> <p>グループ制の導入により業務分担が明確になったことから、個人ではなくグループで危機管理業務のノウハウや知識を蓄積、伝承することとなった。</p> <p>また、2グループ制になったことからグループ間の連携も課題であり、日常における情報共有や調整会議等により連携強化を図っている。</p> <p>このようにグループや課全体で業務に取り組むことにより、職員個人に大きな業務負担が生じないように取り組んでいる。</p> <p>さらに、時差出勤等によるワーク・ライフ・バランスの向上や継続した業務分担の見直し等により職員全体の業務の平準化にも取り組んでいる。</p>

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 政策推進部 政策推進課・中核市推進室  
 3 監査実施期間 令和3年6月4日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。</p> <p>* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 令和4年6月30日</p> <p>推進計画に対するローリングの実施や代表質問の取りまとめ、新型コロナウイルス感染症対策室への兼務等により引き続き業務量が多い状況であった。今後も特定の職員に業務が集中しないよう、各担当の業務進行状況を把握し、業務分担に意を配していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和4年12月31日</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策室への兼務等の業務は減少したが、新図書館基本計画や新保々工業用地事業、四日市港関連事業などの既存業務に加え、企業版ふるさと納税や結婚支援、大学設置調査研究、スマートリージョン・コア実行計画推進事業などの新規業務もあり業務量が増大している状況のため、引き続き特定の職員に業務が集中しないよう、業務分担に意を配していくと共に業務の無駄を無くす等の業務効率化に努める。</p>
<p>② 新型コロナウイルス感染症への対応にあたるため、政策推進部内に新型コロナウイルス感染症対策室が設置されており、政策推進課の職員が率先して対策室の応援にあたっていることは評価できるが、時間外勤務の増加にもつながっている。今後の新型コロナウイルス感染症の状況にもよるが、政策推進部内のみならず、全庁的に応援を求めるなど柔軟な対応をとること。</p>	<p>【 措置済 】 令和4年6月30日</p> <p>陽性者への健康状態等の聞き取り、ワクチン集団接種や陽性者等の搬送業務など、各部局からの応援により成り立っている状況であり、政策推進部への業務集中は解消されている。</p>
<p>(4) 土地開発公社から引き継いだ土地の管理に関するリスク</p> <p>引き継いだ土地の四日市市文化まちづくり財団への管理業務委託については、現場の状況によっては管理業務の内容を見直すなど、年度途中での契約変更が生じることも念頭に置くとともに、他課の契約内容も参考にするなどして、適正な委託契約金額となるよう十分に留意して行うこと。併せて、業務の履行確認についても確実にを行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和4年4月1日</p> <p>令和4年度契約においては、発注前に現地確認を行うとともに契約に係る除草面積等の数量についても改めて確認を行い、契約内容や委託金額の精査を行った。また令和3年度業務においては、業務の履行確認について書類確認とともに、現地確認についても抜粋して行った。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 中核市移行に向けた取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>ア 中核市移行については、今後においても県との調整や情報収集を十分に行うとともに、関係部局との緊密な連携を図り、また必要な体制整備を行うなど、中核市への移行が適切に行われるよう準備を進めていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月15日</p> <p>三重県の担当課である市町行財政課とは、必要に応じて随時連絡をとりながら、情報交換を行っている。また、庁内関係部局とは、情報共有のため兼務室員や関係部局政策推進監とともに中核市推進室会議を開催し、情報交換を行った。</p>
<p>イ 産業廃棄物不適正処理事案もあり、中核市への移行が順調に進められているとはいいがたい状況において、中核市移行推進事業費については、不用額が多く生じている。中核市移行における現状を踏まえ、移行に向けた進捗状況を十分考慮しながら、適切な予算要求を行うよう留意すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日</p> <p>候補市として参画している中核市市長会は、先行市の取組や情報収集が図るため参加をしており、参加する回数や人数等について、適切な予算要求を行った。</p>
<p>② 産学官連携事業について【効率性・有効性の視点】</p> <p>ア 三重大学の北勢サテライト知的イノベーション研究センターに対して補助金を支出しており、また東京大学に対しては調査研究にかかる業務委託を行っている。これらの業務委託や補助について、金額面も含めて適正性について検証するとともに、これらの大学以外との連携についてもその必要性などの検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日</p> <p>東京大学への業務委託や三重大学への補助について、適正な業務となるよう、業務の内容について大学側とも意見交換をしながら事業を進めている。また、これらの大学以外との連携についても必要に応じて、大学の特性を踏まえて実施を検討していく。</p>
<p>イ 東京大学へ土地の利活用に係る経年変化に関する調査について業務委託を行っているが、その専門的な知見を大いに活用するとともに、結果について市民へも分かりやすく発信すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日</p> <p>市のホームページへの掲載や関係部局への情報共有だけでなく、どのような発信であれば、わかりやすく、また活用していただけるかという観点が重要と考えており、オンライン上で関係性の高い施策やオープンデータと併せて公開するなど機会を捉えて検討している。</p>
<p>ウ 四日市大学との協定については、協定を結んだ後どうしていくかが重要である。三重大学や東京大学との連携も含め、単なる連携にとどまらず、各部局が効果的に活用できるよう、政策推進課がしっかりと産学官連携に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日</p> <p>先端技術分野やAI・IoT分野などの研究開発等による地域産業の競争力強化及び、教育分野や環境分野などの地域の課題解決のための取組につながる大学の特性を踏まえた調査研究を行っている。</p>
<p>③ 土地の使用許可について【法規性の視点】</p> <p>政策推進課が所管する一部の土地を消防本部が使用しているが、普通財産である土地の使用承認の根拠について改めて確認を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日</p> <p>普通財産における使用承認については特に定めが無く、四日市市公有財産規則の行政財産の使用の許可を準用している。なお、消防が北西分署を建設するため分筆し移管した。</p>
<p>④ 職員による政策提案制度について【有効性の視点】</p> <p>ア 職員による政策提案により事業化した事業については、提案した職員のモチベーションの観点からも、当該事業が若手職員の提案によるものであることが伝わるような発信方法を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日</p> <p>部長会議や庁内掲示板で、若手職員による政策提案の結果について周知しているところではあるが、予算資料に「職員提案事業」として掲載を行うなど発信方法について工夫を行っている。</p>
<p>イ 「こども広報」や「こにゅうどうくんうちわ」といった、これまでの政策提案に基づいて事業化された取り組みについては、継続的に有効活用されているかなど、政策推進課としても事業化後の状況について引き続き注視していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日</p> <p>事業化を担当する課にも事業方針の変更となる際には連絡をいただくようアナウンスを行っている。また、事業化した課の政策推進課部局担当が状況について、注視を行っている。</p>

<p>ウ 現在の新型コロナウイルス感染症が流行している状況をふまえると、今後はポストコロナの視点も重要になってくると考えられることから、今後の政策提案においてもそうした視点を取り入れた提案ができるよう検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日 令和4年度の募集要項における趣旨の中でも、「新型コロナウイルス感染症への対応に取り組む中で、新しい考え方、新しい価値観が求められています。」と記載し、ポストコロナの視点を取り入れた提案ができるような表現としている。</p>
<p>⑤ 新型コロナウイルス感染症を受けた総合計画の推進について【有効性の視点】 総合計画策定時には新型コロナウイルス感染症は想定されていなかったことを踏まえ、今後の推進計画等においては、オンラインの活用など新たな手法の積極的な導入を検討するなど臨機応変に対応し、コロナ禍における厳しい状況のなかでも、重要な政策についてはしっかりと取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日 情報化実行計画を軸に推進計画等においても、マイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン化やイベント情報の発信支援、リモート会議の推進など、ポストコロナの視点での行政事務のデジタル化について積極的に取り組んでいくこととしている。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

## 令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 政策推進部 秘書国際課  
 3 監査実施期間 令和 3年 6月 3日

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部チェック体制の再構築について【合规性の視点】 他部局と比較して文書量も少なくリスク評価の点数も低い。前回定期監査に続き事務処理誤りが見受けられる。注意のあった部分を見直し、内部チェック体制を整え、業務に当たること。	【措置済】 令和 4年 3月31日 注意のあった事務処理誤りについて、課内で情報共有し、再発を防止するとともに、適正な事務執行について、事務処理マニュアルを使い周知徹底を行った。マニュアルは手に取りやすい場所に設置場所を変更し、確認作業の習慣化を図った。また、事務執行の際には複数の職員が牽制及びサポートに留意した確認を実施し、ミス未然に防止できるような体制を強化した。
② 国際交流事業について【有効性の視点】 ア コロナ禍の中で、「姉妹都市との交換学生・教師（通称：トリオ）の相互派遣事業」への参加者とWeb会議システムを使用した交流会を行っている。その効果を検証し、オンラインであっても効果的な国際交流ができるよう研究すること。	【措置済】 令和 4年 3月31日 令和3年度は、姉妹都市ロングビーチ市とのトリオオンライン交流会をはじめ、友好都市天津市との円卓会議等の複数回のオンライン会議を行ったことで、オンラインによる国際交流のノウハウを蓄えることができた。今後は、自治体国際化協会主催のオンライン交流セミナー「自治体等の国際交流事例紹介」に参加するなど、他都市の事例についても研究していく。
イ 他部局が主体となって行う種々の国際交流事業において、秘書国際課が連絡調整に加わったり、国際儀礼にかなったアプローチの方法をアドバイスしたり、側面から支援を行っている。今後、オンラインでの国際交流が活発になることが予想され、当課のノウハウがますます重要になってくるので、国際交流の面で他部局をリードしていくこと。	【継続努力】 令和 4年 6月30日 今後、当課が得たオンラインによる国際交流のノウハウは、他部局と行う定例会議の際に共有するなど、積極的に国際交流の面で側面支援を行っていく。 【措置済】 令和 4年 9月28日 当課がオンラインによる国際交流事業を実施したことやその際のノウハウを他部局と9月末に行った定例会議等で共有した。今後も他部局が国際交流を行う際には、当課が持つノウハウを共有し、積極的な側面支援を行っていく。
③ 国際交流基金について【有効性の視点】 国際交流基金へ市民から寄附をいただくことが困難になっている状況がある。国際交流の取組みを広報の特集号で紹介するなど、国際交流を理解し、国際交流基金への寄附に賛同してくれる市民を増やすように努めること。	【措置済】 令和 3年 7月 1日 四日市国際交流センターが発行するYICニュースで、国際交流基金の紹介を継続的に掲載してもらうよう依頼した。また、令和5年度は本市とロングビーチ市が姉妹都市提携60周年を迎えることから、広報よっかいちでロングビーチ市との取組みを紹介するとともに、国際交流基金へ協力を呼び掛けたい。

## リスク発現の可能性があるもの

特になし

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 政策推進部 東京事務所
- 3 監査実施期間 令和3年6月4日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部チェック体制の再構築について【合规性の視点】 事務処理上の誤りが散見された。改めて事務処理方法を確認し、あわせて内部チェック機能の見直しを図ること。	【措置済】 令和4年4月1日 新年度に組織が新たな体制となったことを機会に、過去の事例について、再度周知を行った。 また、所属長訓示のもと、内部事務をより適正な処理を行うように事務執行に係るルール等の再確認を行い、所属員間での複数チェック体制を敷くなど、組織としてマネジメントの徹底を図った。

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 総務省へ派遣されている職員についても、時間外勤務状況を引き続きしっかりと把握すること。	【措置済】 令和3年7月1日 派遣職員の時間外勤務命令を行うのは派遣先であるうえ、この派遣職員の時間外勤務については災害対応も多くあるため予測できない部分も大きいものの、基準を超える時間数になるようなことがないか等、派遣職員やその派遣先での上司からの聞き取りを行い、派遣元としても派遣職員の実態把握に努めている。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 東京に事務所を設置していることによる効果の検証について【有効性の視点】 首都圏に職員が常駐していることによって、首都圏で行われるイベント、セミナーで情報収集をすることができる、中央官公庁等と密に連絡を取ることによって市の施策を円滑に行うことができる、首都圏在住の人々に市を直接PRすることができるといったさまざまな利点がある。しかし、そこで得た情報が実質的に市の施策等にもたらしている効果、首都圏で市の情報を発信したことによって市に還元された効果がどれほどのものなのかなかなか見えにくいと考えられる。より有用な情報収集や情報発信等の事業に取り組むべきである。	【措置済】 令和4年4月1日 セミナー等での情報収集については、本庁から収集を依頼されたものに加え、担当部署で必要と思われる情報を幅広い視野で収集するよう心掛けてきた。また、コロナ禍においてもオンラインやハイブリッドなどあらゆる開催手法により各種イベントが開催できるよう工夫を重ね、本市の情報発信に努めてきた。 東京事務所では、首都圏における市及び県ゆかりの国会議員や省庁職員等との協力関係を築き、常に連携を図ることで、市政の政策立案や予算編成等に繋げている。

<p>② 効果的な情報収集・発信への取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>ア これまで中央省庁等とフェイス・トゥ・フェイスの交流を重ね、早期に情報を得られるような人間関係を築いてきたが、今後も引き続きスムーズな情報収集が困難な環境の中でも最大限に市に有益な情報を得ることができるように取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>中央省庁等の方々に面会する機会が過去2年間に比べて増えてきており、引き続き、人的ネットワークを活かし、情報収集に取り組んでいく。</p>
<p>イ 令和2年度から新たに作成している「東京事務所ニュース」について、反響もあり回を重ねるごとに話題にもなっているとのことだが、今後一層活用し、情報収集にもつなげるようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年12月17日</p> <p>「東京事務所ニュース」は当初、中央省庁等に在籍する四日市市にゆかりのある方へ向けて旬なトピックスを紙面紹介するものであったが、現在は事務所での閲覧、四日市市観光大使への配布に加え、電子データでメールマガジンへの添付するなど、幅広い層に届くようを閲覧者を広げる工夫を行った。</p>
<p>ウ SNSでの発信のためのスキルを研究し、東京事務所からのSNSを活用した情報発信も検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月 1日</p> <p>東京事務所のTwitter公式アカウントを新たに作成し、四日市市に関する情報発信ツールとして活用している。また、SNSを通じて、首都圏をはじめとする四日市市にゆかりのある人との新たな繋がり方を模索している。</p>
<p>③ 移住促進への取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>コロナ禍においてリモートワークが推進されている状況の中、東京一極集中から地方へという人の流れがあり、これは、都心部の人材の四日市市への移住につなげるチャンスである。東京に事務所を置いている強みを発揮し、本市の魅力のアピールに努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月30日</p> <p>コロナ禍による働き方の多様化の促進もあり、首都圏から地方への移住や多拠点居住といった選択肢が増えてきていることは把握している。移住やワーケーションで選ばれる街になれるよう担当部署とも連携し、本市の快適な勤務環境や施設、制度等の魅力を引き続きアピールしていく。</p>

### リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(3) 職員の当所属勤続年数が短いことによるリスク</p> <p>◆当所属勤続年数が3年未満の職員ばかりであるが、業務に差し支えることのないよう工夫していることはあるか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>× 今までも、所長以外の職員は概ね3年程度で異動しているが、その2人の職員の異動時期は重ならないようになってきている。業務に支障のないように、事務手続きに関する引継書の作成のほか、過去のイベントに関する写真や情報をまとめるなどの工夫を行っている。また、令和2年度に共有フォルダの整理を行い、情報共有が適切に行えるようにしている。</p> <p>ただ、事務処理については、一部に誤りがあり、チェック機能の見直しが必要である。</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 6月30日</p> <p>所属年数が数年単位になることは、東京勤務という特殊な環境である都合上、今後も前提条件になると考えられるため、事務引継ぎ等を丁寧に行うとともに、事務処理については常に複数名によるチェック体制を取ることでリスクの低減を図っていく。</p> <p>【対応状況】 令和 4年12月31日</p> <p>勤続年数が短期になることは、東京勤務という特殊な環境である都合上、今後も前提条件になると考えられるため、事務引継ぎを丁寧に行っていく。</p> <p>具体策として後任への引継ぎ書類については、随時更新を行っている。</p> <p>引続き共有フォルダの整理を行い、必要な情報がどの場所にあるかがわかりやすいように工夫するとともに過去の不必要と思われるデータは適宜削除を行い、共有フォルダの容量を圧迫しないようにしている。</p> <p>今後も事務処理について、印影や代表者名、振込期日等について所属内で複数の目でチェックするようにし、再発防止に努める。</p>

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 政策推進部 新型コロナウイルス感染症対策室
- 3 監査実施期間 令和 4年 1月31日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク            職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>令和3年度の時間外勤務については、対象職員5人に対して4人が年間360時間を上回る結果となった。            この要因としては、新型コロナワクチン接種体制確保に係る医師会などの関係機関との調整や、土日を主とした集団接種開催日の接種本部(新型コロナウイルス感染症対策室)、接種会場での業務従事など、これまでに経験したことのない事務の連続によるものであった。これに加え、国の事業内容の変更に伴う事務量の増加など枚挙に暇のないものであった。            このような状況を踏まえ、今後も業務の効率化と平準化に留意しながら、職員の健康管理を第一に時間外の削減に努めていく。具体的には振替休日の取得の徹底はもとより、これまでの試行錯誤の結果、蓄積してきた集団接種や個別接種のノウハウを今後の接種業務の円滑な遂行に生かしていく。また、集団接種会場やコールセンターでの委託業者の更なる活用なども検討、徹底していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>これまで蓄積してきた各担当業務のマニュアルを作成して室員で情報共有を行った。これにより土曜、日曜日に開催してきた集団接種時の2人の本部待機職員を室員全員で均等に勤めることができた。この結果、集団接種時に勤務する室員が特定の者に偏ることなく振替休日の取得と併せて全体的な時間外の削減に効果があった。            具体的には令和4年度の時間外勤務については対象職員9人全員が年間360時間を下回る結果となった。</p>

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【法規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>年度当初に過去の事例及び内部事務の適正な処理の遂行について室員へ情報共有を行うとともに事務処理誤りの再発防止に向け文書管理、庶務事務、財務会計システムなどのテキストや例規集、重要通知集などの存在周知と活用方法の徹底を行い、紙ベースのマニュアルは全員が見られる場所に設置して都度確認できるように改善し、室員のレベルアップを図った。</p>
<p>② 新型コロナウイルスワクチン接種について【有効性の視点】</p> <p>令和3年度から実施している新型コロナウイルスワクチンの接種に関し、限られたワクチンを無駄にしないよう管理をしっかりと行うとともに、金券である駐車券についても事故のないよう適切に保管すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>ワクチンの管理については、有効期限の早いものから順に医療機関からの配送希望数に基づき配送し、都度在庫管理簿と現物の数量確認を実施しており、ワクチンを無駄にしないようにしている。</p> <p>また、駐車券の管理についても、毎月の出納簿の確認及び都度の数量確認も実施している。</p>
<p>③ 特別定額給付金のオンライン申請について【効率性の視点】</p> <p>オンライン申請は全体の2.6%であったが、確認作業が紙での申請より時間がかかったとのことである。今後、本業務に限らず、オンライン申請が普及してくることが推察されるため、スムーズに対応できるようしっかりと検証し、庁内で情報共有を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 8月31日</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種事業においては、4回目接種券の発行申請以降、ロゴフォームを活用しオンライン申請を可能とした。医療従事者を対象とした優先発行時には、約9割がオンライン申請を利用しており、効率化が図ることができた。</p>
<p>④ 医師会との関係調整について【有効性の視点】</p> <p>ワクチン接種に従事していただく医師やスタッフの確保、接種会場の選択に医師会との調整が必要であったとのことである。普段からのコミュニケーションが重要であることを十分認識の上、しっかりと情報共有しておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>医師会との調整について役員及び事務局との連携を密にし、情報共有に取り組んでいる。具体的には電話やメールでの報告、連絡、相談の更なる徹底を図るほか、必要かつ可能な限り、当室から医師会役員や事務局に足を運んで一層のみえる関係を構築している。</p>
<p>⑤ 接種会場の選定について【効率性の視点、住民福祉の向上の視点】</p> <p>限られた時間の中で接種会場を選定するのは難しい面もあると考えられるが、様々なリスクを想定しつつ、市民の利便性を重視し、接種会場の選定をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>選挙や市民団体の予約等があり施設の確保に制限がある中、市民の利便性がよく、集団接種が運営可能な広さを備えたじばさんを長期で確保した。また、その他の当室が希望する接種会場の使用予定についても早期に把握して確保し、業務に支障のないように努めている。</p>

<p>⑥ ワクチン接種事業について【効率性の視点】</p> <p>接種事業が終了した際には、当室が経験し蓄積されたノウハウを他へ提供し、次への取り組みにつなげて施策に反映できるよう、しっかりと検証し、情報共有すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>国民のほぼすべてを対象としたワクチン接種事業で経験し、蓄積したノウハウを将来の同種事案に生かせるように継承していく。</p> <p>例えば、今回の事業で作成した集団接種、個別接種などの各業務のマニュアルを将来にわたり情報共有し、行政情報として継承できるように努める。また、これらのマニュアルは検証を行って最新、最適の内容に改定をしていく。</p> <p>なお、当該業務に対応したコールセンターや集団接種会場運営の委託業者の選定などは、選定起案文書や契約書類などの行政情報が継承できるように努める。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和3年度・4年度のコロナワクチン接種事業実施経過のまとめを作成したほか、各業務においてマニュアルを作成し、室内での情報共有を行った。</p> <p>また、令和5年度に向けて、例えばワクチン配送業務においては、配送曜日やルートを再編し、室員の早朝勤務の削減や曜日による業務の集中を回避するなど、業務の検証を行い改善、効率化を図った。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 上下水道局 管理部  
 総務課 経営企画課 お客様センター 生活排水課  
 3 監査実施期間 令和 3年 7月 9日

【総務課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 事務処理の基本的な部分で、いくつかの注意事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 3年 6月16日 事前調査での指摘を受けてただちに補正を行い、改めて「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性について、朝礼時などの機会に全職員に対して意識付けを行った。 また業務を進める中でも、複数職員での確認を習慣化し、今後においても、職員への意識付けを継続的に行っていく。 このほか、局内における事務専決表を毎年度当初に配布することとし、各種事務執行におけるルールの徹底を図っていく。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 緊急修繕工事の基準について【合規性の視点】 緊急対応にて行う施設等の修繕工事については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に基づき行われている事例があるが、職員ごとにより判断の差異が生じないよう局として詳細な基準を持つことができないか検証すること。	【措置済】 令和 4年 6月30日 緊急対応にて行う施設等の修繕工事については、局においても、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号及び四日市市原課契約工事事務取扱要領に基づき、適正に判断されるよう、職員に対して周知徹底を行った。
② 借用物件の使用料金について【合規性の視点】 上下水道管の埋設等の目的で鉄道用地を借用しているが、借用に伴う使用料は賃貸借契約を交わす当初に交渉されている。使用料の基準について整理できないか研究すること。	【措置済】 令和 4年 6月30日 鉄道用地における上下水道管の埋設等の使用料については、鉄道会社の社内基準に基づき、算定されており、今後、使用料を改定する際は、鉄道会社と使用料について協議していく。

<p>③ 泗水の里のPRについて【有効性の視点】</p> <p>泗水の里は「四日市の水がおいしいこと」をPRすることが目的で製造・販売しているのであれば、多くの市民が手に取って見てもらうことや利用していただくことが重要である。販路拡大のためにも販売の促進につながるバーコードを入れるなど、販売する側の視点から検証すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月16日</p> <p>泗水の里は「四日市の水がおいしいこと」、ひいては「四日市の水道がおいしいこと」をPRする広報・啓発品としての役割に位置付けており、販売に当たっては、これを踏まえて利益を目的とせず、1本当たりの製造原価≒上下水道局の販売価格としている。</p> <p>継続的に泗水の里のPRに取り組んだ結果、令和3年度に市内スーパーマーケットから販売の申し出があり、調整の結果取り扱いが開始されたが、より広く取り扱いが可能となるよう、新たに商品用バーコードを取得し、令和3年度製造分からラベルに印刷を行うこととした。</p> <p>今後も泗水の里を有効に活用したPR活動を進めていく。</p>
<p>④ HP（ホームページ）の更新について【有効性の視点】</p> <p>HPは、局の広報広聴につながる手段であるが、提供者側と利用者側では温度差があり、HPにて情報提供しても市民は関心がなく見ていないことも想定できる。市民がどの程度HPを利用しているか実態を把握し、必要に応じてHPの更新頻度を増やすことやスマートフォンなどでも利用しやすいアプリの導入を検証するなど、市民が求める情報発信を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>令和3年度中に上下水道局HPの改修を行い、スマートフォン向けの表示に対応したほか、デザインや情報を整理し、より市民にわかりやすく、伝わりやすい内容となるよう努めた。</p> <p>今後も、四日市市公式LINEの活用など、市民への効果的な情報発信、利便性向上に努めていく。</p>

## リスク発現の可能性があるもの

特になし

【経営企画課】

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の観点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 事務処理の基本的な部分で、いくつかの注意事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月 31日 「定められたルールに基づく事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性について、朝礼時に職員に意識付けを行うとともに、業務執行においては、必ず複数職員で確認するよう周知した。 また、文書取扱責任者において再確認するよう徹底した。 今後においても、職員への意識付けを継続的に行っていく。</p>

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 令和2年度末に水道財政係から2名の退職者があったため留任する1名に負担が集中したことによるものである。令和4年度より水道財政係において1名増員したことにより業務の平準化を図った。 また、情報共有により職員の能力アップを図るとともに業務配分に配慮して時間外削減に取り組む。 さらに、システム更新に際し業務の効率化に資するものを導入予定である。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 12月 31日 水道財政係において1名増員したことにより業務の平準化を図った。 引き続き、課内の情報共有により職員の能力アップを図るとともに業務配分に配慮して時間外削減に取り組んでいく。 さらに、令和6年度より新企業会計システムを導入するに際し、業務の効率化につながるものを導入していく。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の観点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

## リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）</p> <p>◆業務の平準化及び引継ぎができていないか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>△ 経営企画課水道財政係は、育児休業取得者がいることから代替者の確保やベテラン職員の人事異動の可能性を踏まえ、業務の平準化や引継ぎができる体制を整えることが必要である。</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 6月30日</p> <p>育児休業職員の代替職員の確保に引き続き要求していく。</p> <p>一方、人事異動に備え、業務の手順や処理方針等の引継ぎ簿を作成することで業務内容の共有を図り業務の継続性を確保し、各職員が必要な能力を備えるようにしている。</p> <p>【対応状況】 令和 4年12月31日</p> <p>育児休業職員の代替職員の確保については、引き続き要求していく。</p> <p>また、ベテラン職員の人事異動に備え、業務の手順や処理方針等のマニュアルを作成することで業務内容の共有を図るとともに、業務内容をローテーションすることにより業務の継続性を確保し、各職員が必要な能力を備えるようにしている。</p>
<p>(5) 事業計画の推進におけるリスク</p> <p>◆水道ビジョンにおいて、管路更新の整備計画を策定しているが、大量の水道管の更新時期を迎えるため、計画どおりに進むのか。また、他の業務により、職員への負担に無理はないか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>△ 他の事業も含め、設計施工一括発注方式や包括的民間委託の導入を進めることで計画を推進することなどにより、職員の負担軽減を行っている。企画計画系の業務が多岐にわたっているため、委託化することにより、経営計画及び企画、国への補助申請要望等に重点を置けるようにし、専門分野の業務に集中することで職員の育成につなげる必要がある。</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 6月30日</p> <p>事業計画などの図書作成は従来から委託化している。</p> <p>職員の育成は、委託業者任せでなく、職員同士での議論を活発に行うことで全体のレベルアップを図っている。</p> <p>局全体の事業推進の検討も重要な業務であり局内の関係部署と連携したプロジェクトチームで対応するほか支援業務委託を行うなど外部から知見を得るとともに職員の負担軽減を図っている。</p> <p>【対応状況】 令和 4年12月31日</p> <p>職員の育成については、職員同士での議論を活発に行うことで全体のレベルアップを引き続き図っている。</p> <p>局全体の事業推進の検討も重要な業務であり、局内の関係部署と連携したプロジェクトチームで対応するほか支援業務委託を行うなど外部から知見を得るとともに職員の負担軽減を図っている。</p>

【お客様センター】

## 指 摘

### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

### 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 事務処理の基本的な部分で、いくつかの注意事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 3年10月 1日 「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職 による牽制やサポート」の重要性について、朝礼時などの機会に全職員に対して意識付けを行った。 また業務を進める中でも、複数職員での確認を習慣化し、今後においても、職員への意識付けを継続的に行っていく。 このほか、局内における事務専決表を毎年度当初に配布することとし、各種事務執行におけるルールの徹底を図っていく。

## 意 見

### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。	【 継続努力 】 令和 4年 6月30日 令和3年度は、濁水対応、新型コロナウイルス対応、選挙対応等特殊要因のため、課全体での時間外勤務は増加しているが、給水審査係では前年比で減少している。病休、育休の職員の担当業務についても協力して柔軟に対応し、業務を遂行してきた。 所属長が時間外勤務の管理を行い、併せて「個人別時間外月次一覧表」および「時間外レポート」等を活用しながら労務管理を徹底し、事務分担の見直しや応援体制を強化するなど、時間外勤務の縮減に努めていく。 【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 令和4年度も保健所応援等の特殊要因は継続しているものの、所属長が労務管理を徹底し、事務分担の見直しや応援体制を強化するなど、時間外勤務の縮減に努め、前年度比で減少見込みである。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>⑤ 水道料金・下水道使用料の滞納繰越について【合規性の視点】 水道料金・下水道使用料の収納率は、一般会計における市税の収納率と比べると低い。徴収に向けた現在の取り組みをステップアップさせて、収納率の向上を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 令和4年3月検針分よりスマートフォンアプリによる納付を導入し、収納率の向上を図った。引き続きさらなる債権管理に取り組んでいく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 9月 30日 納入通知書や督促状、催告書及び水栓利用者向けの各種文書に4か国語表記の追加や債権管理方法の見直しを実施し、収納率の向上に取り組んだ結果、令和4年度の水道料金収納率が0.04%上昇した。</p>
<p>⑥ 委託者としての管理・監督について【有効性の視点】 水道料金の収納、水道（既設）の使用・休止、水道メーターの検針などの業務はプロポーザル契約により委託していたが、令和3年度より一般競争入札で新たな事業者が変わっている。前事業者で働いていた検針員や一部の社員は継続して働いているが、多くの社員は新事業者の社員に変わっていることから、委託先の社員のES（従業員満足度）が確保されているか委託者として目配りをする。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 委託業務の遂行状況を逐次確認するとともに、業務の実施に合わせて各業務のマニュアルや手順書を随時更新していく。また、委託先との定例会議の中で、委託先社員の状態についても確認していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 9月 30日 日常において委託業務の遂行状況を逐次確認するとともに、委託先との定例会議の中で、意見交換・連携強化をしながら委託先社員の状態についても確認している。</p>
<p>⑦ 給水停止措置の対応について【有効性の視点】 水道料金や下水道使用料などの滞納者で納付の意思が希薄なものに対しては給水停止措置にて収入確保を図っているが、水は人の命につながるライフラインでもある。コロナ禍における生活困窮者は増加しており、支払うことができない環境の人もいるので、給水停止措置は状況に応じたきめ細やかな対応を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年10月 1日 停水に至るまでの処理の状況や長期・高額滞納者の個別の納付状況については、台帳を作成し進捗管理を行うことにより、給水停止の必要性を判断していく。 また、督促、文書催告、架電催告の実施により納付を勧奨するとともに、一括納付が困難である場合は、可能な限り短期での分割納付計画を作成し、誓約を交わすことで意思確認を行う。</p>
<p>⑧ 徴収事務に伴う対応について【有効性の視点】 ア 滞納者の訪宅に際しては、職員の安全対策を十分図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年10月 1日 滞納者の訪宅は複数体制で実施しており、引き続き職員の安全対策を講じていく。</p>
<p>イ 原則、現場で現金を取り扱わないが、やむを得ず取り扱う場合は間違いが起こらないよう複数体制を取るなど、管理者は適切なマネジメントを図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年10月 1日 現場で現金を取り扱う場合は、複数体制を取っており、引き続き適切なマネジメントを図っていく。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

特になし

【生活排水課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>業務分担の見直しを行い、一部業務を他職員に割り振りを行った結果、令和3年度は1割削減することができたが、引き続き業務及び係内での業務の割振りの見直しに努める。</p> <p>また、働き方改革への取り組みを進めるため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど、時間外勤務適正化に向けた取り組みに努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>業務分担の見直しを行い、一部業務を他職員に割り振りを行った。引き続き係内での業務の割振りの見直しを行うなど、時間外勤務適正化に向けた取り組みに努める。</p> <p>併せて、所属長が時間外勤務の管理を行うとともに、年休の取得を促す等の労務管理を徹底することで、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努める。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>⑨ 水洗化率の向上について【有効性の視点】</p> <p>下水道整備区域における下水道未接続家屋の下水道への接続については、生活排水課職員が粘り強く訪問等を行い、周知を図っているが、水洗化率（下水道に接続している人口／下水道に接続可能な人口）は約93%にとどまっており、全国平均よりも低い状況にある。</p> <p>「四日市市公共下水道接続指導要綱」が平成30年11月に施行され、下水道未接続者に対し、特別指導→勧告→命令→告発と行政手続が規定されたが、最初の手続である特別指導を行うのに、一般家庭では最低でも下水道供用開始から6年が必要であり、まだ、手続を行った実績はない。要綱の周知と公共下水道への切替について、訪問による啓発を行っているが、今後、適切に要綱の定める手続を実施していくことにより、実効性をもって水洗化率向上につなげること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 6月30日</p> <p>公共下水道の整備に先立ち、測量設計及び工事前に地元説明会を開催し、下水道への接続について啓発を行っている。</p> <p>また、公共下水道供用開始区域の未接続家屋へ、生活排水課職員が接続依頼を行うとともに、要綱の周知に努めている。</p> <p>上記の取組に加えて、公共下水道の供用開始から、1年を初めて迎えた未接続家屋に対し、上下水道局の全部署の協力を得て、接続依頼を行っている。</p> <p>これらの取組により、コロナ禍で面談による啓発や周知が行えず、ポスティング等による啓発を行った期間があったにも関わらず、水洗化率を向上することができた。</p>

<p>⑩ 合併浄化槽の適正管理について【有効性の視点】</p> <p>合併浄化槽は適正な管理により綺麗な水を流すことで水質の浄化促進につながる。そのため的手段として法定検査の適正率は重要な指標であり、電話や訪問による指導、水質検査機関との連携により継続して適正な合併浄化槽の維持・管理、適正率の向上を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日</p> <p>令和3年度より合併浄化槽の維持管理、法定検査の受検の指導及び啓発を、シルバー人材センターへの委託から、生活排水課職員による指導及び啓発に変更した。</p> <p>また直接の面談に加え、三重県水質検査センターと連携図るとともに、時間外での電話による啓発を行った結果、法定検査率を向上することができた。</p>
---	---

### リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)</p> <p>◆係長が、在職年数・所属通算年数ともに長く、役職のない職員は在職年数・所属在籍年数ともに少ない。人材育成や業務のノウハウの継承に問題はないか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ ベテラン職員が経験の少ない職員と組んで現場へ出ることや窓口での対応を共に行うなどにより、市民への応対方法や業務ノウハウが、経験の少ない職員へ継承されるよう取り組んでいるが、人材育成や業務ノウハウの継承は課題である。</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 6月30日</p> <p>人材育成や業務ノウハウの継承について、ベテラン職員が経験の少ない職員と組んで現場へ出ることや窓口での対応を共に行うなどの、OJTにより行っている。</p> <p>引き続き、OJTによる継承を行うとともに、ノウハウの継承不足による事務ミスが発生しないように所属長、補佐による、牽制に努めていく。</p> <p>【対応状況】 令和 4年12月31日</p> <p>人材育成や業務ノウハウの継承について、ベテラン職員が経験の少ない職員と組んで現場へ出ることや窓口での対応を共に行うなどの、OJTにより行っている。</p> <p>引き続き、OJTによる継承を行うとともに、ノウハウの継承不足による事務ミスが発生しないように所属長及び補佐による牽制に努めていく。</p>

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 上下水道局 技術部  
 施設課 水道建設課 水道維持課 下水建設課  
 3 監査実施期間 令和 3年 7月 9日

【施設課】  
**指 摘**

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。	【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 令和3年度は、年間360時間を超える職員が4名（前年比4名減）いたものの、業務分担を確認し、全体の総時間外を約8,190時間から約7,810時間に削減でき、全職員が年休を5日以上取得した。 今後についても、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化、業務配分の適正化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行う。
	【 継続努力 】 令和 4年12月 31日 業務の効率化、業務配分の適正化を図るなど時間外勤務適正化に向けて取り組んだ結果、令和4年度における時間外勤務は、令和4年11月末で令和3年度より159時間削減できた。 今後についても、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化、業務配分の適正化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行う。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 随意契約について【合規性の視点】 他市において、随意契約が可能となるよう故意に工事を分割し、発注していたことから職員が処分されている。故意な分割発注が行われることのないよう、自覚を持って業務を行うとともに、しっかりとチェックを行うこと。	【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 四日市市原課契約工事事務取扱要領に基づき、適正事務の執行を行っている。また、分割発注が発生しないよう徹底するとともに、起案時のチェックを行うようにしている。
	【 継続努力 】 令和 4年12月 31日 今後においても分割発注が発生しないよう四日市市原課契約工事事務取扱要領に基づき、適正事務の執行を行う。また、継続して起案時のチェックを徹底していく。

<p>② 委託料及び工事請負費について【有効性の視点】</p> <p>小規模委託業務及び原課契約工事の発注において、上限に近い契約金額が複数見受けられた。積算から発注方法、契約締結までを毎回精査し、契約手続きの適正性に疑念を持たれることのないような契約手続きを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>各設計積算要領に基づき適正な設計を行い、四日市市原課契約工事事務取扱要領に基づき、適正事務の執行を行っている。積算から発注方法、契約締結まで、発注内容、設計書の精査をチェックリストに基づき行い、契約手続きの適正化を図っている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>引き続き、各設計積算要領に基づき適正な設計を行い、四日市市原課契約工事事務取扱要領に基づき、適正事務の執行を行っている。積算から発注方法、契約締結まで、発注内容、設計書の精査をチェックリストに基づき行い、契約手続きの適正化を図っている。</p>

### リスク発現の可能性のあるもの

特になし

【水道建設課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 水道事業において、技術継承は最重要な課題のひとつであり、可能な限り研修の時間を割り、スキルアップができるような環境を確保して、職員の養成を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日 技術継承については、重要な課題と位置付け、水道特有の技術・経験を積むことができるように、ベテラン職員と若手職員が現場へ同行し、作業の振り返りを行う等により、OJTがより効果的に進められるように取り組んでいる。 また、今後も現在行っている外部研修の積極的な活用を継続し、人材の育成に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日 組織や個人が蓄積した経験や知識をスキルリストを用い「暗黙知」から水道建設課職員全体で「見える化」し、各職員の経験の少ない業務を外部研修（1月下旬実施予定）を実施するなど、人材の育成に努めていく。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日 令和3年度は、年間360時間を超える職員が10名（前年比4名増）となった。要因は近鉄四日市駅周辺等整備事業であるバスタ関連の本格化により、国や市の工事による夜間立会や他の道路占用関連会社と頻繁に協議が必要となっている。また、コロナも収束するのか不明ななか、ワクチン接種会場や電話応接体制の動員があるためである。令和4年度も時間外が年間360時間を超える職員が複数発生する見込みであるが、一方で令和3年度は全職員が年休を5日以上取得している。 今後についても、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化、業務配分の適正化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行う。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日 近鉄四日市駅周辺等整備事業であるバスタ関連の本格化により、夜間立会も増えている。また、通常工事や洗管等業務においても夜間作業が増えてきており、フレックスタイム制も可能な限り活用している。 今後についても、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化、業務配分の適正化を図るなどさらなる時間外勤務適正化に向けた取り組みを行う。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 随意契約について【合规性の視点】 他市において、随意契約が可能となるよう故意に工事を分割し、発注していたことから職員が処分されている。故意な分割発注が行われることのないよう、自覚を持って業務を行うとともに、しっかりとチェックを行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日 四日市市原課契約工事事務取扱要領に基づき、適正事務の執行を行っている。また、分割発注が発生しないよう徹底するとともに、起案時のチェックを行うようにしている。</p>
	<p>【継続努力】 令和 4年12月31日 今後においても分割発注が発生しないよう四日市市原課契約工事事務取扱要領に基づき、適正事務の執行を行う。また、継続して起案時のチェックを徹底していく。</p>
<p>⑧ 工事請負費について【効率性の視点】 工事請負費の変更契約が多く生じている。道路の掘削等により初めて現場の状況がわかり、想定していた材料等の変更が多いということであるが、できる限り変更契約がないよう積算の精度を上げること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日 事前調査不足による設計変更がないように現地の状況を鑑み適切に対応していく。 また、設計施工一括方式を引き続き試行していく。これにより、設計変更及び変更契約の縮減を見込んでいる。</p>
	<p>【継続努力】 令和 4年12月31日 引き続き、事前調査不足による設計変更がないように現地の状況を鑑み適切に対応していく。 また、設計施工一括方式を引き続き試行していく。</p>

リスク発現の可能性があるもの

特になし

【水道維持課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 水道事業において、技術継承は最重要な課題のひとつであり、可能な限り研修の時間を割き、スキルアップができるような環境を確保して、職員の養成を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日 技術継承については、重要な課題と位置付け取組みを行っている。労務職員は、ベテラン職員を講師として、実地の技術研修の実施や外部研修を積極的に受講する機会を設け、職員がスキルアップできるように年間計画をたて職員の育成を行っている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日 研修については、年間計画を立て実施している。外部研修では新型コロナウイルスの影響により受講できない講座もあるが、できる限り受講しスキルアップを図っている。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日 令和3年度は、年間360時間を超える職員が2名（前年比2名減）いたものの、業務配分を均等化したことや漏水調査を3年債務化したことにより、発見した漏水の修繕を一年を通して平準化させたことにより、令和2年度の総時間外約8,325時間から約7,751時間に削減できた。 今後についても、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化、業務配分の均等化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行う。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日 令和3年度の11月末時点で比較すると、令和3年度が5,259時間、令和4年度が5,936時間と約13%の増加になった。時間外増加の原因は、漏水件数の増加（11%増）と移設工事の増加によるものである。漏水修繕の外部委託を増加させることや予防保全を進めることで職員の負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスを図る。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 随意契約について【合規性の視点】</p> <p>他市において、随意契約が可能となるよう故意に工事を分割し、発注していたことから職員が処分されている。故意な分割発注が行われることのないよう、自覚を持って業務を行うとともに、しっかりとチェックを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>四日市市原課契約工事事務取扱要領に基づき、適正事務の執行を行っている。また、分割発注が発生しないよう徹底するとともに起案時のチェックを行うようにしている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>今後においても分割発注が発生しないよう四日市市原課契約工事事務取扱要領に基づき、適正事務の執行を行う。また、継続して起案時のチェックを徹底していく。</p>
<p>③ 漏水処理の適切な執行について【経済性・有効性の視点】</p> <p>漏水への対応については、従来からの調査方式を変更したり、漏水を探知する新たな技術を試行導入したりするなど、早期発見や修繕に努めているが、漏水率はなかなか改善しない状況にある。</p> <p>今後も、引き続き漏水原因の分析やICTなどの新たな技術の研究を積極的に行い、漏水率の低下に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>漏水調査については、漏水調査範囲や頻度について見直しを行い、早期の漏水発見に努めている。また、令和4年度から基幹管路パトロールを試行し、効果を検討する。今後も漏水の早期発見、修繕を行い漏水率の低下に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>漏水調査及び管路パトロールを実施して、漏水の早期発見修繕を行っている。また、クラウド型の漏水監視システムの試行を行っている。併せて、日本水道協会が主催する水道展や発表会に参加し新技術の動向にも注視している。</p>
<p>④ 漏水発見時の通報について【効率性の視点】</p> <p>郵便局の配達員が漏水を発見した際には、通報をするという協定を結んでいるとのことである。市民からも早い段階から通報いただけるように、広報等を活用し、わかりやすく水漏れについての注意や情報の周知に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>三重県企業庁においても管路パトロールを実施していることから、相互の漏水発見協定の再確認を行った。また、漏水の通報のお願いをホームページに掲載し、早期の漏水発見に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>検針時の漏水通知などから漏水の通報が早期に行われるようになってきている。毎年、協定を更新することにより、再確認を行っている。</p>
<p>⑤ 上水道施設情報管理システムモバイル版セットアップ業務委託について【効率性の視点】</p> <p>従来は、漏水の連絡があれば、上下水道局内のシステムや紙資料で現場の状況を確認したうえで対応に向かっていたが、モバイル端末を導入したことで車中や現地での確認が可能となり、初期対応が早くなったということである。このことにより職員の業務の負担の軽減や時間外勤務にどのようにつながっているかを分析し、成果が見えるように整理すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>モバイル端末（タブレット）を導入し、濁水等の初動体制が早くなった。濁水の状況を上下水道局本部で確認できるようになり、本部からの指示がより的確にできるようになった。現場における利便性や本部との連携における効率性について整理を行う。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>モバイル端末の利便性や効率性について整理を行った。現地で図面を即時に確認できる等、時間短縮に大きな効果があり業務の効率化が図れた。</p>

<p>⑧ 工事請負費について【効率性の視点】 工事請負費の変更契約が多く生じている。道路の掘削等により初めて現場の状況がわかり、想定していた材料等の変更が多いということであるが、できる限り変更契約がないよう積算の精度を上げること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 事前調査不足による設計変更がないように現地の状況を鑑み適切に対応していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 12月 31日 引き続き、事前調査不足による設計変更がないように現地の状況を鑑み適切に対応していく。</p>

## リスク発現の可能性があるもの

特になし

【下水建設課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>令和3年度は、年間360時間を超える職員が10名（前年比1名減）いたものの、下水管路維持の包括委託を実施したことや設計施工一括発注を行ったことにより全体の総時間外を約8,060時間から約7,440時間に削減できた。 今後についても、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化、業務配分の適正化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行う。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>令和4年度においては、工事発注の大型化に努めたほか、朝礼において、ノー残業デイを促すなど時間外勤務適正化に向けて取り組んだが、令和4年度12月現在、一人当たり平均214時間であり、令和3年度同時期と比較すると、9時間増加である。令和4年度においては、3名が体調不良により休職したこと、4年ぶりの会計検査準備に課員全員で取り組んだ事によるものである。 しかしながら、今後もワーク・ライフ・バランスを意識しながら時間外勤務の縮減を目標に向け取り組みを行う。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 随意契約について【合規性の視点】 他市において、随意契約が可能となるよう故意に工事を分割し、発注していたことから職員が処分されている。故意な分割発注が行われることのないよう、自覚を持って業務を行うとともに、しっかりとチェックを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>四日市市原課契約工事事務取扱要領に基づき、適正事務の執行を行っている。 また、随意契約による小規模工事を極力なくすように単価契約による発注を行っている。 それに加え、分割発注の無いよう徹底するとともに起案時のチェックを行うようにしている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>今後においても分割発注が発生しないよう四日市市原課契約工事事務取扱要領に基づき、適正事務の執行を行う。また、継続して起案時のチェックを徹底していく。</p>

<p>⑥ 下水道普及の促進について【効率性の視点】</p> <p>国は、地方公共団体に対し令和8年度末までに下水道事業の概成を示しており、本市では令和7年度末までに市街化区域内の概成を目標としている。</p> <p>その実現のため、令和2年度に建設会社と設計コンサルタント会社の共同企業体に対し設計施工一括方式（試行）による発注を行った。この設計施工一括方式による発注は、通常工事発注では、設計成果が業者より納品されてから工事発注に至る過程で担当職員による積算作業にかかる日数が必要となるが、一括方式による発注の場合、並行しての作業とすることができるため、相当日数の短縮が図られるなどのメリットがある。</p> <p>国から多様な入札契約方式が求められるなか、全国的にも実績が少ない当発注方式を採用し、業務の効率化を図っていることは評価できる。引き続き令和3年度も試行していくが、他部局へも当発注方式の情報を発信、共有していく必要がある。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>汚水面整備の施工期間短縮を図るため、令和2年度に設計施工一括発注方式による試行を行い一定の成果が達成できた。令和2年度の課題を整理し、令和3年度にも引き続き2件の設計施工一括方式を試行している。</p> <p>また、当発注方式の情報共有については、指名審査会などの機会を活用して行っている。</p>
<p>⑦ 四日市市公共下水道管路施設包括維持管理業務委託に係るアドバイザー（発注支援）業務委託について【有効性の視点】</p> <p>この業務委託の及ぼす影響は非常に重要であると思われるため、その成果についても職員で共有すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>汚水面整備の施工期間短縮を図るため、令和2年度に引き続き令和3年度においても、設計施工一括発注方式による試行を行い一定の成果が達成できた。</p> <p>今後もこれまで実施した設計施工一括発注方式の課題を整理し、必要に応じて設計施工一括方式の発注スキームの修正を行い、継続して続けていく。</p> <p>また、当発注方式の情報共有については、引き続き指名審査会などの機会を活用して行っていく。</p>
<p>⑧ 工事請負費について【効率性の視点】</p> <p>工事請負費の変更契約が多く生じている。道路の掘削等により初めて現場の状況がわかり、想定していた材料等の変更が多いということであるが、できる限り変更契約がないよう積算の精度を上げること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月 9日</p> <p>本業務は、新たな委託形態を導入するための支援業務委託である。</p> <p>すでに契約までの過程についての書類を残すとともにその内容について共有を図った。</p>
<p>⑧ 工事請負費について【効率性の視点】</p> <p>工事請負費の変更契約が多く生じている。道路の掘削等により初めて現場の状況がわかり、想定していた材料等の変更が多いということであるが、できる限り変更契約がないよう積算の精度を上げること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>事前調査不足による設計変更がないように現地の状況を鑑み適切に対応していく。</p>
<p>⑧ 工事請負費について【効率性の視点】</p> <p>工事請負費の変更契約が多く生じている。道路の掘削等により初めて現場の状況がわかり、想定していた材料等の変更が多いということであるが、できる限り変更契約がないよう積算の精度を上げること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>引き続き、事前調査不足による設計変更がないように現地の状況を鑑み適切に対応していく。</p>

## リスク発現の可能性があるもの

特になし

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 シティプロモーション部 広報マーケティング課  
 3 監査実施期間 令和3年8月24日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>令和3年度の時間外勤務については、対象職員6人のうち4人が360時間を上回った。要因としては、新型コロナウイルス対策関連業務の兼務、動員、また、新型コロナワクチン医療従事者の支払業務の増加により平常業務時間を圧迫したことにより、時間外勤務が増加した。</p> <p>平常業務の進め方について、職員間で話し合うとともに、朝礼では担当業務の進捗状況を確認し、職場全体で情報を共有することで助け合える環境を整えた。</p> <p>今後も業務の効率化と平準化に留意しながら時間外勤務の縮減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>担当業務の進捗状況の確認、職場全体での情報共有を行い助け合える環境を整えたことで、令和4年度の時間外勤務時間については、対象6人のうち2人が360時間を上回るものの、令和3年度と比較して減少する見込みである。</p> <p>360時間を上回る職員については、新型コロナウイルス対策関連業務の兼務職員であるため、平常業務時間を圧迫したことにより時間外勤務が増加した。</p> <p>引き続き、業務の効率化と平準化に留意しながら時間外勤務の縮減に努めていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 市のPR事業の取り組み方について【有効性の視点】</p> <p>ア 名古屋圏の都市のうち暮らしやすいイメージのある都市についての調査で、前回調査時より順位が上がっている。広報マーケティング課のPR事業に加え、全庁的なさまざまな取り組みの積み重ねによる相乗効果であるとのことであるが、引き続き、こうした要因の分析をしながら四日市のイメージづくりに効果的に取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 6月30日</p> <p>名古屋圏における情報事業発信において、四日市のイメージ調査を行った。今後は、要因の分析をしながら四日市の魅力や誇るべき事業などの行政情報の発信に効果的に取り組む。</p>

<p>イ 名古屋はデジタルサイネージの数も多いので、それを用いて四日市をPRすることはインパクトが強い。より人を惹きつけるような効果的な活用を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日 令和4年度も継続して事業を実施していく中で、より効果的な期間・場所・内容について検討した上で、配信計画を立てた。引き続き、名古屋駅構内を中心とするデジタルサイネージを活用した情報発信を行う。</p>
<p>ウ テレビ番組でのPRにも力を入れるとのことであるが、テレビを主たる媒体として情報を得ている人は昔ほど多くない。世代や放送時間帯等を考え、どういう人を対象とするか、的を狙って実施すること。放送予定日時の周知などの情報発信にもより一層力を入れることが必要である。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日 一般的な情報入手手段として、テレビ番組の情報発信力は現在も有効であると考えていることから、本市の魅力を発信するテレビ番組では、今年度から放送時間を変更し、視聴機会の増加を狙った。引き続き、広報紙やSNSでの放送日および放送内容の告知を行い、当該番組の周知に努めていく。</p>
<p>エ ホームページでの情報発信は基本的ではあるが、ホームページを見ようとした人の目にしか留まらない。公式LINEは、市側から送信することで相手方の目に触れるように仕向けることができるので、今後はこういったプッシュ型の情報発信も積極的に進めるべきである。公式LINEへの登録者も多く、有効活用されている他市の事例も参考に、活用方法を研究すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日 ICT戦略課と連携し、アンケートの実施や、新型コロナウイルス関連情報の発信を行った。公式LINEは、友達登録者数が約3万人となり、ホームページなどとは異なるアプローチができる有用な情報発信のツールの一つと認識している。今後も先行事例を研究するとともに、市民全体に向けた緊急情報や、対象を絞った専門的な情報を適宜選択しながら発信し、プッシュ型情報発信の強みを最大限有効活用していく。</p>
<p>② 地方版図柄入りナンバープレートについて【有効性の視点】 四日市ナンバーのナンバープレートに対しては賛否両論あるものの、四日市市をアピールする手法のひとつとして有効である。市民のシビックプライドを向上させ、このナンバープレートに誇りを感じられるような取り組みを行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 5月25日 図柄入りナンバープレートのPRポスター・チラシを関係機関（博物館や図書館、各地区市民センターなど）に掲示を依頼し、図柄入りナンバープレートの普及に努めた。</p>
<p>③ 市政アンケート等について【住民福祉向上の視点】 ア 市政アンケートの回答の分析結果を業務の参考とするよう周知を図っているが、どういった意見がどう生かされているかが市民に伝わりにくいので、その発信方法を研究すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日 市政アンケートの結果が事業に反映された場合は、その旨が明確に伝わるよう、その発信方法について、事業担当課と研究する。</p> <p>【継続努力】 令和 4年12月31日 12月に開催した広報広聴主任者会議において、「市政アンケートに関する調査」のアンケートを実施し、その結果を次年度以降の市政アンケートに反映させる。</p>
<p>イ 市政への提案箱も、広く意見を聴取することが可能な、なくてはならない一つの手法であるので、有効に活用すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日 市政への提案箱は、市民個別のニーズや困りごとを聴取するうえで有効な手段と捉え、担当課へ迅速に情報提供し、対応を求めている。</p>
<p>④ ふるさと応援寄付金の返礼品について【有効性の視点】 既存のものであっても新たな付加価値につながる提案のできるアドバイザーを探したり、地元企業の育成や底上げという観点からも、商工課とも連携して、返礼品となりうるものを発掘するための情報収集を常に行い、可能なものを新たに取り入れていくような取り組みを行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月30日 従来の広報紙への返礼品募集や、関係課への情報収集に限らず、ポータルサイトのコンサルタントを活用するなど、あらゆるチャネルを通して、本市の魅力を伝える返礼品の発掘に取り組んでいる。</p>

<p>⑤ マーケティング手法の活用について【有効性の視点】</p> <p>マーケティング手法の活用が、市政アンケート等で得られた情報にとどまっているのではないか。市民が何をどれくらい欲しているか、将来的に何が求められるかといったことを予見を立てて取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>令和4年度実施する「名古屋圏における本市の魅力発信事業」においてマーケティング手法を活用してさまざまな角度から本市の強みや弱みの分析を試みている。今後はこの事業の調査結果と市政アンケートから得られる調査結果を基にして、市民ニーズの的確な把握に努め、各政策・施策へ少しでも反映できるよう市内への情報発信を行っていく。また、今年度得られた各調査結果を最大限活用し、次年度以降実施する市政アンケートの拡充を図っていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年12月31日</p> <p>名古屋市民と四日市市民を対象とした四日市市に対する認知度アンケート調査を令和4年6月に実施し、四日市市の認知度は高いが興味を持っている人が少ないという本市の現状、立ち位置を把握した。この調査結果をふまえ、観光交流課と共同でイベントを開催し、名古屋市民・四日市市民を中心に魅力発信に努めた。</p> <p>なお、今回の調査結果は、今後の本市の魅力発信における様々な取り組みの際にも活用していく。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

特になし

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 シティプロモーション部 観光交流課  
 3 監査実施期間 令和 3年 8月24日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク                      シティプロモーション業務の継承について                      ア シティプロモーション部創設以来、積極的にメディア関連を含めシティプロモーションを推進してきているが、今後も、これまで進めてきた取組みを保持していけるよう、人材確保や組織のあり方について関係部局と協議すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 5月27日                      シティプロモーション分野において、様々な発想・企画、メディア等を活用した情報発信は非常に重要な要素であり、それらに関して豊富な経験や専門的な知識を有する任期付職員は、必要不可欠な存在である。そのため、人事当局に対し、継続的に任期付職員を任用することの必要性を訴え、令和2年度末で任期を迎えた職員について、任用の継続を実現することができた。令和4年度においても、5月27日に行われた当部に係る職員配置ヒアリングにて、豊富な経験や特別な知識を有する人材を確保することの重要性を改めて訴えたところであり、今後も効果的なシティプロモーションに資する人材を長期的に確保できるよう、人事当局に対し働きかけを行っていく。</p>
<p>イ 任期付職員の有するメディア関連業務の専門的知識や実務経験を継承していく必要があり、後に続く人材育成に意識を持って取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 4月 1日                      専門的な知識や実務経験を継承していくため、マニュアルなどの資料が必要不可欠であるが、技術やノウハウにはどうしても感性でしか伝えられない部分がある。このような暗黙知を継承し、計画的に人材育成を図るために、特に令和4年度からは、任期付職員と若手職員とが積極的にコミュニケーションを取りながら、一緒に作業する機会を増やした。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部チェック体制の強化について【合規性の視点】                      支払遅延が数件見受けられる。マネジメントを強化し、内部チェック体制の構築を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 4月 1日                      定期監査後、改めて会計事務において見落としがちなポイントなどを課内全体で共有し、ルールの徹底を図った。また、令和4年度からは、会計事務に係るチェック表を作成し、起案者や担当係がチェック時に活用できるようにするとともに、上位職による牽制を一層強化した。</p>

<p>② 宮妻峡ヒュッテ周辺の維持管理について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>宮妻峡ヒュッテの北側道路の法面について、樹木が枯れてかなり倒れており、落石が懸念されるような状況である。早急な落石対策と適切な樹木管理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>宮妻峡ヒュッテ北側の法面については、指定管理者が目視により確認し、変化や異常があれば直ちに市へ報告することとしており、現在、倒木等は撤去済みとなっている。また、指定管理者は、施設内の秩序維持、災害発生の警戒・防止、利用者の安全確保のため、保安警備業務を適切に行う必要があることから、令和4年度冒頭に指定管理者に対して改めて意を配するよう当課から指示・連絡した。さらに、指定管理者において、落石を防ぐための植樹や樹木管理などを積極的に実施することとしており、当課においても機会を捉えて現場確認するなど、利用者の安全確保に努めていく。</p>
<p>③ 本市への移住促進策について【有効性の視点】</p> <p>コロナ禍におけるテレワークが推進されており、移住促進のよい機会である。対象が拡充してきている国の補助事業のほか、四方にアンテナを張って支援策を活用し、定住人口の増加を促進すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年11月26日</p> <p>本市への移住を促進するには、本市の認知度を向上させる必要があると考えており、令和3年10月3日には「JOIN移住・交流&amp;地域おこしフェア2021 autumn」に参加し、本市のPRを行った。また、令和3年11月26日から一定期間、動画配信サービスにより新たに本市の移住促進広告の掲載をした。今後も本市への移住促進に向けたPRを継続するとともに、有効な支援策について調査・研究するなど、定住人数の増加につなげるよう取り組んでいく。</p>
<p>④ 地場産品の活用策について【有効性の視点】</p> <p>地域資源コンテンツ検討事業で、地場産品の活用を検討しているが、集客の見込める高速道路のサービスエリア等の販売について、企業が参加しやすいようなインセンティブも考慮しながら、出店を支援する方策についても検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日</p> <p>令和3年度事業では、令和2年度の調査結果を基に、制度設計等を実施した。今後は、複数年度をかけて運用開始を見据えた課題抽出のための試験を実施する予定であり、生産者と販売者の両方にメリットのある仕組みづくりに取り組んでいく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年12月31日</p> <p>令和4年度事業では、令和3年度の制度設計等を基に、試作品の制作、生産者との調整等を実施している。令和5年度は試験販売を実施する予定であり、運用開始を見据え課題抽出を行い、改善を図りながら、生産者と販売者の両方にメリットのある仕組みづくりに取り組んでいく。</p>
<p>⑤ 宮妻峡ヒュッテの誘客策について【有効性の視点】</p> <p>ア ヒュッテの存続について検討しているとのことであるが、本市の自然を生かせる財産として、市民に加え市外からも観光客を呼び込めるような有効な誘客策について、さまざまな角度から検討を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日</p> <p>宮妻峡ヒュッテは、令和4年度の時点で耐用年数が残り6年と老朽化が進んでおり、行政経営委員会において除却の決定がなされている。今後、宮妻峡周辺の再整備に向けた可能性や課題などを調査することとしており、その結果を十分に踏まえ、効果的な活用方策の検討を進めていく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年12月31日</p> <p>令和4年度において、宮妻峡ヒュッテを含む水沢地区等を観光の視点から調査し、課題の抽出を行っている。</p> <p>引き続き令和5年度は、抽出した課題や調査結果等を踏まえ、魅力ある新たな観光拠点として有効活用が図れるよう再整備に向けた計画策定に向け取り組んでいく。</p>

<p>イ 現在キャンプブームであるが、キャンプ場については、現在、市の保有する土地を貸し付けることにより運営が行われている。利用者のニーズを捉えながら、他市の事例も研究し、ヒュッテを含めた一体的活用なども含めて今後の運営方法を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日 他市において整備された観光施設の実例を参考にするため、令和4年4月以降、志摩市の横山展望台やいなべ市のオートキャンプ場など、近隣の観光施設の視察を行っている。宮妻峡周辺一帯は、本市の重要な観光資源と認識しており、魅力的な自然環境が残る場所の一つとして、市民の憩いの場、市外から多くの方が訪れる場となるよう、今後の利活用に向けた調査・検討を段階的に進めていく。</p>
<p>⑥ 一般財団法人地域活性化センターへの職員派遣について【有効性の視点】 地域活性化センターへ派遣している職員と定期的な情報共有の場を持ったり、報告書の提出などにより、しっかりと成果の確認・共有を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日 令和4年度においては、宮妻峡ヒュッテを含む水沢地区等を観光の視点から調査し、課題の抽出を行っている。今後は、他市事例等も参考にしながら、もみじ谷やキャンプ場など宮妻峡周辺の観光資源を効果的に活用し、一体的な観光拠点となるよう基本計画の策定に向け取り組んでいく。</p>
<p>⑦ 近鉄四日市駅周辺等整備後の観光客誘致策について【有効性の視点】 バス専用ターミナルの整備や歩行者用デッキの設置など、中心市街地に人を呼び込むような施設整備が開始されようとしている。観光交流課としても情報を入手しつつ、整備後を見据えた効果的な観光客誘致策を検討し、観光の視点から提案を行い、成果につながるよう努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月29日 当センターへの派遣職員との情報交換は、随時電話・メール等により行っているほか、研修等で本市に戻る機会を捉え、出来る限り確認・共有している。昨年度末の帰庁報告時においても、面談のうえ相互に情報提供を行ったところであり、適切に情報共有することができている。</p>
<p>⑧ 観光大使の選任について【有効性の視点】 平成25年の最初の選任後、現在では25名となっている。選任する際の基準を見直すということであるが、時代に応じた人材の活用という視点も含め、効果的な四日市のPRになるような制度とすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日 バス専用ターミナルの整備を始めとした中央通り再編関連事業について、各種会議体に参加するなかで情報を入手している。引き続き関係情報の収集に努めるとともに、観光面での賑わいが創出されるよう、関係団体と連携して積極的に取り組んでいく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日 令和4年度に実施された中央通り再編にかかる社会実験において、(一社)四日市観光協会がブースを出展する等、賑わい創出の一端を担った。観光協会と連携しながら、引き続き関係情報の収集に努めるとともに、観光面での賑わいが創出され、四日市市総合計画における目標である年間入込客数100万人を達成するよう、関係団体と連携して積極的に取り組んでいく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 4月 1日 現在就任している観光大使に対し、本市PR活動についてアンケートを実施し、各観光大使のPR活動の実績把握を行った。また、選任については、これまで以上に知名度や対外的な影響力を有する人材を対象とし、令和4年4月1日にオリンピック金メダリストの志土地真優選手を四日市市観光大使に選任した。今後も観光大使による効果的なPRや都市イメージ向上に努めていく。</p>

<p>⑨ シティプロモーションについて【有効性の視点】</p> <p>市の各担当課が自ら行っている事業のPRを行う際に、観光交流課の持っているノウハウを提供したり、また、市の目玉施策等について、その事業の担当課のみならず、当課が各部局をつないで発信を行うなど、当課が軸となったシティプロモーションに力を入れること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 5月23日</p> <p>地場産業の振興を担う商工農水部と連携・協力し、令和4年5月22日・23日の2日間、四日市ドームにおいて、「四日市ばんこ祭り」と本市のシティプロモーションイベント「四日市STYLE」をコラボレーション開催した。この新たな試みにより、延べ2万人が来場するなど交流人口の増加につなげることができ、多くの方々に四日市萬古焼や本市の良さをPRすることができた。今後も関係部署と連携を図り、相乗効果が得られるような取り組みやイベントを実施し、交流人口の増加や地域の活性化につなげていく。</p>
<p>⑩ 客船誘致について【有効性の視点】</p> <p>アフターコロナを見据え、訪日旅行のリバウンド需要等を予測し、今のうちから客船の誘致に向けた戦略に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>本市が役員を務める客船誘致協議会において、国土交通省の補助事業を活用し、乗船客およびクルーズ船社向けの観光PRツールを令和3年度末に制作した。今後は、制作したツールを活用し、誘致活動を再開させていく。</p>

## リスク発現の可能性があるもの

特になし

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 議会事務局 議事課  
 3 監査実施期間 令和3年8月25日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 政務活動費の適正な交付におけるリスク                      ア 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、先進市へ実際に訪れる視察が減少し、代わってオンラインでの視察が行われるようになっている。コロナ禍においてICTを活用した取組みを行っていることは理解できるが、実際に現地を訪問して得られる情報も貴重である。今後も効果的な先進地視察が行えるよう積極的に取り組むとともに、現地へ赴くことができない場合にも、様々な手法により議員が十分に情報を得ることができるよう、事務局職員がフォローするよう努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和4年6月30日                      県外や県内他市への現地に赴く視察については、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた三重県指針に基づき、議会としての対応方針を慎重に協議している。                      一方、現地視察ができない場合にも、リモートでの視察・意見交換ができるよう、環境整備に取り組んでいる。オンライン視察に係る機器のセッティングや視察先との調整など、円滑な視察・意見交換の実現に向けたフォローを行うとともに、より効果的な手法についても研究していく。</p> <p>【 措置済 】 令和4年12月31日                      令和4年度は2年ぶりに県外への行政視察を実施した委員会があった一方、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して中止の判断をした委員会もあった。従来のような行動制限は解除されたが、引き続き感染状況に応じた慎重な判断が求められる。                      また、現地を訪問できない状況であっても、リモートによる意見交換ができる体制を整えており、引き続き議員が必要な情報を得られるようフォローしていく。</p>
<p>イ 政務活動費について、今後も執行率の推移を注視し、その増減の理由などを把握することで、政務活動費の適正性をしっかり説明できるようにするとともに、議員が問題なく政務活動を行うことができるよう、引き続き適正な事務執行に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和4年6月30日                      新型コロナウイルス感染症の影響で令和2、3年度は現地に赴く視察が大幅に制限され、政務活動費の執行額が大きく減少した。新型コロナウイルスによる制限の状況を見極めつつ、政務活動が適正に行われるよう、引き続きチェック体制の強化に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和4年12月31日                      個人や会派での視察は全体としては回復傾向にあるものの、視察に行く議員には偏りが見受けられる。視察に限らず、政務活動費が適切に支出され、市民の利益につながるよう、引き続き適正にチェックを行う。</p>

<p>ウ 政務活動費の状況を市政情報センターで公開している状況において、市民からの意見があった場合はその内容について議員に伝えるなど適切に対応し、市民の理解が得られる政務活動費の執行に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 議会活動について、市民からいただいた意見は議員に周知している。令和4年度からは政務活動費の執行に伴う領収書等の関係書類をホームページで公開するなど、一層の透明性の確保を進め、市民の理解を得られるように努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 7月 1日 政務活動費の執行に伴う領収書等の関係書類をホームページに掲載した。 また、市民から寄せられる意見は、引き続き議員に周知している。市民から政務活動費の執行状況について疑問の声が寄せられた場合に執行理由を説明できるよう、事務局のチェック体制を強化する。</p>

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の観点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① ICTを活用した業務の効率化について【効率性の視点】 ア 議会事務においては、タブレット端末を用いたシステム導入などにより、ICTを活用した業務の効率化を行ってきている。今後も引き続きICTに関する知識の向上や情報収集に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、視察や会議などのオンライン開催が増えることが想定されるので、こうした事態にも問題なく対応できるよう、ICTを活用した業務効率化に継続的に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 オンライン視察の実施に加え、防災訓練でのオンライン活用や常任委員会の休会中所管事務調査における一部委員のオンライン参加など、タブレット端末を活用した会議のオンライン化に取り組んでいる。今後も社会のICT化のトレンドを見逃さないよう研究を進め、ICTを活用した業務効率化に取り組む。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 12月 31日 新型コロナウイルスの濃厚接触者となった議員の委員会へのリモート参加等、ICTを活用した取り組みを広げており、職員のノウハウも形成されつつある。 今後は職員間で経験を共有し、職場全体でICTのスキルアップを図り、業務の効率化を目指す。</p>
<p>イ ICTを活用した業務においては、機器等のトラブルが生じることも想定される。こうした事態に対応できるよう専門的な知識を積み上げるとともに、支障が生じた際の代替手法について検討するなどリスク管理をしっかり行い、適切な議会運営に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月 30日 タブレット端末だけでなく、予備としてパソコンも用意しておくなど、トラブルを想定した準備を行っている。また、委員会室備え付けの音響設備の他に、端末に接続するヘッドセットを用意したり、キャリアのネットワークの他にWi-Fi環境を整えるなど、音響面、ネットワーク面でもリスク回避のための体制を整えている。引き続き、あらゆるリスクを想定し、万全の体制を構築していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 12月 31日 ICTを活用した取り組みを実施する中で、いくつかの不具合の起きやすいポイントが把握できた。注意点を洗い出し、リスクを職場内で共有することで、ICT機器やICTを活用した取り組みをより安定して運用できる体制を整備する。</p>

<p>② 市民への議会情報の提供について【有効性の視点】</p> <p>議会の状況を市民へ提供するため、フェイスブックやツイッター、インスタグラムによる情報発信を行っているが、登録者数は多くはなく、十分な効果を発揮しているとはいいがたい状態である。他市の議会における先進的な取り組みなどを参考にしつつ、より効果的な情報発信について検討すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 4年 6月30日</p> <p>四日市市議会の公式フェイスブックやツイッター、インスタグラムの登録者数は伸び悩んでおり、登録者数増加の手法を研究していく。一方、新たにラインを使った情報発信を開始したところであり、ラインによる情報発信の効果なども分析しながら、効果的な情報発信の手法について研究していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 7月29日</p> <p>各SNSの登録者数の増加に向け、投稿内容を充実させている。利用者に届きやすい内容や目を引く写真等を研究するため、担当職員がSNSに関する研修を受講し、職場内で共有した。</p>
<p>③ 議会における危機管理対応について【有効性の視点】</p> <p>長時間にわたり意見等を言われる市民等への対応においては、職員への身体的、精神的な負担が懸念される。こうした事態に対応するためには、職員の危機管理対応能力が必要と考えられることから、専門家による危機管理対応についての研修を実施するなど、職員のスキルアップに努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>市民からの意見や相談に対しては丁寧な対応を心掛ける必要があるものの、長時間にわたって特定の市民に対応することは適切とは言えない。このような案件については、職員個人ではなく組織として対応すべきであり、長時間となる市民への対応策や必要な知識、実際にあった具体例を職場内で共有することにより、職員のスキルアップを図る。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>市民等の来客対応を念頭に、職員が接客研修を受講したところであり、職場内で知識を共有することで、事務局職員全体のスキルアップを図る。</p>
<p>④ 内部チェック体制の再構築について【合規性の視点】</p> <p>支出事務において書類上の不備などが複数見受けられた。決裁時に確認する事項についてルールを定めるなど、あらためて複数の職員によるチェック体制を整備し、事務執行の適正化に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>会計管理課や財政課等が提供している各種手引きに沿ったチェックを徹底する。各職員が意識を向上させ、複数の目で不備をチェックすることで適正な事務執行に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>引き続き適正なチェック体制を敷くとともに、発見したミス共有することで、同様のミスの発生を抑制するとともに、チェックする職員のスキルアップも図る。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

## 令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 会計管理室  
 3 監査実施期間 令和 3年 9月29日

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の削減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p> <p>また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>出納整理期間や決算の調製時期など、当課の業務の性質上、やむを得ず時間外勤務が多い時期がある。</p> <p>特定の職員に業務が集中することを防ぎ、また、業務の平準化を図るため、適宜適切に係間で応援を行い、当課全体で業務を行うことにより、時間外勤務の削減に取り組んでいる。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>引き続き、係間で応援を行い、当課全体で業務を行うことにより、時間外勤務の削減に取り組んでいる。</p> <p>係内での情報共有をすすめ、担当者間でお互いの業務に関する知識を増やすことにより、事務の標準化を図る。</p> <p>また、事務作業において、簡略化できる箇所がないかを適宜見直し、事務作業量の減少を図る。</p>

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 職員用机・椅子の管理について【効率性の視点・有効性の視点】</p> <p>物品にあたる職員用の机や椅子については、会計管理室が一元的に管理を行っている。人事異動による変動や、老朽化による交換も必要となり、その対応として、予算要求時期に人事課へ次年度職員数の予定を確認、年度末には人事異動において各所属における必要個数の把握、また随時、老朽化による更新の必要性を確認している。引き続き、各所属における職員数の変動や老朽化による更新の必要性を正確に把握することで、予算の確保や無駄な在庫が発生しないよう取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>人事異動後の情報を速やかに把握し、適切かつ円滑に机や椅子の取得や保管等ができるようにしている。</p> <p>また、老朽化による更新についても、各所属に順に調査・照会することにより、適切な予算確保や保管等ができるようにしている。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和5年度の人事異動に向けて、必要な情報収集を行い、適切な机椅子の個数を把握した。適切な在庫数の机・椅子を保管できている。</p>

<p>② 財務事務における内部統制について【合規性の視点】</p> <p>消耗品等を月の初めから月の終わりにかけて複数回購入した際の支出事務について、支出負担行為日を当月の当初の発注日とするケースと金額が確定する最終の発注日とするケースがある。関係課とも協議しながら支出負担行為日を整理できないか研究すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>支出負担行為として整理する時期については、支出負担行為整理区分表（四日市市予算の編成及び執行に関する規則別表第1）に定められている。</p> <p>同時期については、予算を執行するうえで、支出負担行為をどの時点で予算と関連付けるか、支出負担行為が有する会計处理的側面から整理されるものと考えられている。</p> <p>令和5年度の出納員（所属長）会計事務研修で説明をするなど、全庁での情報共有をすすめる。</p> <p>規則の文言及び趣旨を踏まえ、規則所管課である財政課とも協議をし、妥当な解釈を引き続き研究していく。</p>
<p>③ 実地検査の改善対応について【合規性の視点】</p> <p>会計管理室が行っている実地検査について、指摘事項の改善報告を1か月以内に行わせており、改善に時間を要するものは年度内を目途に対応している。年度を跨ぐと職員や業務も変わることによって職員の意識も薄れてしまうことが懸念される。指摘事項の改善は、できる限り年度内に完結できるよう指導すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>支出負担行為の整理は、契約等に基づき支払うこととなる金額を予算金額から差し引く経理上の手続きであり、支出負担行為として整理する時期については、財政課所管の四日市市予算の編成及び執行に関する規則に定められている。</p> <p>支出負担行為の整理行為の意義と同規則の規定の趣旨から、契約等に基づき支出する金額が確定する時をもって支出負担行為として整理する時期すなわち支出負担行為日とするのが原則であると考えられる。支出する金額が確定する時期は、契約等の内容によって定まるため、契約等（支出負担行為）によって異なる。財政課所管の同規則の規定の趣旨を踏まえた上で、個々の契約等の内容を考慮して、支出負担行為日をいつにするか判断するのが適当であると考えられる。</p> <p>支出負担行為として整理する時期の考え方について、令和5年度の出納員（所属長）会計事務研修などにおいて、改めて周知し、全庁での情報共有を進める。</p>
<p>④ 金券の適正な管理について【効率性の視点、合規性の視点】</p> <p>ア 金券の管理について、過去の経緯をふまえた出納保管に関する金券管理の基本方針を周知すること。</p> <p>また、効率性の観点から、真に金券が必要でない所属は金券を持たないよう指導することで、業務の効率化を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 4月 1日</p> <p>令和3年度の実地検査は、新型コロナウイルス感染症対応に追われる各所属に配慮し、書面で19所属を対象に実施し、年度末に指示事項を送付している。</p> <p>令和4年度は、例年どおり、2月末までに指摘を行い、年度内に改善報告を求めるようにする。</p>
<p>イ 会計管理室では、返信用等切手として多くの種類の切手を保有しているが、種類によっては年間の払出し回数が少ないものもある。日々の金券管理について、適正な管理を担保しつつ、業務の効率化につながる管理方法がないか検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 4月 1日</p> <p>84円以外の券種が必要な場合は、前月までに会計管理課に報告することとしている。</p> <p>今後も、前年度の使用実績や各課から報告される使用予定数をもとに、適切な枚数を管理していく。</p>

<p>⑤ 全国市長会公金総合保険の加入について【有効性の視点】          全国市長会公金総合保険の加入率は約7割となっている。加入については、同格都市や未加入都市の動向、他都市における保険金の支払実績をふまえて、精査しながら必要なものか検討すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 4年 9月30日</p> <p>全国市長会公金総合保険の加入団体数は、毎年、微増の傾向にある。          県外の同格都市や未加入都市の動向、保険金の支払実績等について、情報収集を行い、必要性を精査していく。</p>
<p>⑥ 所掌事務の適時見直しについて【合規性の視点】          所掌事務について適時見直しを行い、業務内容に応じた職員の確保を図ることで事故のないように取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>歳入の収納方法の多様化に対応し、また、公金の管理運用や支出負担行為の確認など、幅広い業務を行う必要がある。          そのため、適宜適切に係間で応援を行い、当課全体で業務を行うことによりノウハウを共有するとともに、事務作業の簡略化により事務量の削減を図り、また、人事課に適正な人員配置要求も行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>引き続き、適宜適切に係間で応援を行い、当課全体で業務を行う。また、人事課への適正な人員配置要求も継続して行っていく。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 健康福祉部 健康福祉課
- 3 監査実施期間 令和 3年11月26日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p> <p>また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務量増により、時間外勤務が年間360時間を超える職員が4人おり、そのうち1人に業務量が偏ったため、令和3年度は業務量の平準化に努めた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に伴う業務量増が継続したため、結果として年間360時間を超える職員は5名に増える結果となった。令和4年度も業務量の平準化に努めるものの、保健所の応援業務と併せ、民生委員の一斉改選、保健医療推進プランの策定、新規事業の準備等があり、課全体として業務量が増えることが予想されるため、所属長は月ごとの職員の時間外勤務の状況、職員の健康状態の把握に努め、業務の状況を見ながら、必要に応じて応援体制等を構築し、業務集中を分散させていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和4年度は、課全体として業務量が増えることが予想されたため、所属長は月ごとの職員の時間外勤務の状況や業務の状況を常に把握し、必要に応じて応援体制等を構築した。その結果、時間外勤務が年間360時間を超える職員について、令和4年度は令和3年度に対し1名減の4名となった。課の年間総時間外勤務時間も令和3年度が約3,710時間であったのに対し、令和4年度は約2,950時間となる見込みであり、約760時間の時間外勤務の縮減ができた。令和5年度は新組織で新たな事業が増えるため、所属長は業務量の平準化に努め、ワーク・ライフ・バランスを念頭に、月ごとの職員の時間外勤務の状況、職員の健康状態の把握に努めていく。</p>

<p>(4) 適正な債権回収の実施におけるリスク 福祉資金貸付金や災害援護資金貸付金の債権徴収事務について、納付に向けた交渉記録や調査経過の資料を整えて適正な債権管理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日 福祉資金貸付金については、令和2年度1月より、滞納整理システムにてデータ管理を行っており、納付記録や交渉記録は誰が見てもわかるようになった。貸付時より相当の年数が経過し、債務者と連帯保証人の高齢化・死亡等があり回収困難な事案が多くなっているものの、引き続き適切な債権管理のもと、債権回収に努めたい。災害援護資金貸付金については、回収困難な事案がほとんどであり、すべての債権について洗い出しを行い、債務者・連帯保証人共に死亡している債権から徴収停止もしくは不納欠損処理（会計処理）を粛々と行っていく。両債権とも私債権につき、債権放棄のあり方について収納推進課等関係各課と検討していく。</p>
---	--

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【法規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月25日 ①物品・備品管理 ②公印管理 ③契約事務の3業務について1件ずつ不適切な事務処理があったため、監査後に全ての事務について修正・補正を行った。令和4年度に入り新しい組織のもと、不備があった事務処理について課内で周知するとともに、四日市市会計規則、四日市市公印規則、四日市市原課契約工事事務取扱要領を用い、注意しなければならない点などを所属内で改めて確認した。</p>

<p>② 民生委員・児童委員の担い手について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>民生委員・児童委員について、何年も前から担い手が不足しており、定数に満たない地区もある。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う対応で研修等も中止しており、新しく民生委員・児童委員についた人は経験を積む機会を得ることができない状況となっている。コロナ禍において民生委員・児童委員の重要性を再認識して、民生委員・児童委員の定数に満たない地区を補えるよう取り組むとともに、研修等を充実させることや、民生委員・児童委員の定数や区割り等の見直しを模索することで、地域力を高める取り組みを行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 5月31日</p> <p>民生委員・児童委員向けの研修について、令和3年度は14地区で29件を実施、令和4年度は13地区22件の実施予定であり、感染症対策を図りながら、研修機会の創出に努めている。また、四日市市民生委員児童委員協議会連合会においても、民生委員・児童委員の活動を分かりやすくまとめた「民生委員児童委員の活動の手引き」を作成し、令和4年4月に全民生委員・児童委員に配布しており委員の育成に努めている。</p> <p>民生委員・児童委員の担い手不足の解決には、民生委員・児童委員活動への理解が不可欠であり、毎年5月に民生委員・児童委員の存在やその活動について一層の理解促進を図るため、「広報よっかいち」に啓発記事を掲載している。令和4年度は一斉改選年度であり、前年度の3年度には、民生委員・児童委員の活動について「広報よっかいち」の準特集に民生委員・児童委員の活動を掲載するとともに、民生委員・児童委員に関するリーフレットを、自治会を通じて組回覧を行った。</p> <p>また、令和4年度の一斉改選を見据え、令和3年度には各地区民協における定数変更要望調査を行い、定数増を希望した地区には地域の状況についてヒアリングを行った。そして令和4年度に入り、早い段階で各地区市民センター館長に一斉改選にかかる事務手続きの説明を行い、センター、自治会長、民生委員・児童委員とが円滑に連携できるよう随時協議を行っている。</p> <p>自治会長様から75歳未満という年齢要件が、担い手の発掘の障害の一つとなっているという意見が寄せられた件についても、令和4年5月31日に開催した第1回四日市市民生委員推薦会の場で、地域の事情などで75歳未満の者の選任が困難な場合は、75歳以上からも選任できるよう、「四日市市民生委員・児童委員及び主任児童委員」選任要領を改定した。主任児童委員の55歳未満という年齢要件も同時に改定した。</p>
<p>③ 日本赤十字社に関する事務について【合規性の視点】</p> <p>健康福祉課は日本赤十字社に関する事務を分掌している。日本赤十字社から市長が市の区域に設置する地区の地区長として委嘱を受けて就いていることから、日本赤十字社に関する業務に従事する職員を雇用しているが、職員の身分について整理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>日本赤十字社三重県支部より、各地区における日本赤十字社業務の円滑な実施に期するべく、「地区分区交付金交付要領」に基づき、交付金が支給されている。当該交付金には、事務費交付金と事業費交付金の2種類があり、そのうち前者の交付金は、三重県支部長が各地区長に委任して、各地区における会員募集及び会員管理に関する業務を実施するための交付金であり、その対象経費には各地区に配置する職員の人件費も含まれている。四日市市地区も1名の職員を配置しており、当該交付金より賃金及び雇用保険料を執行している。よって職員の身分は市職員ではなく、日本赤十字社関係専門職員として整理し、日本赤十字社に関する業務のみに携わっている。</p>

<p>④ 日本赤十字社等の預金管理について【合規性の視点】</p> <p>健康福祉課において、日本赤十字社や委員会の事務局として多くの預金を管理しているので、事故が起きないように適切に管理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>日本赤十字社に関する活動経費、災害義援金・救援金、社会を明るくする運動に関する経費など複数の通帳を管理している。通帳は、開庁時間は課内の鍵のかかる保管庫に、閉庁時間は会計管理課の金庫に保管している。金銭の入出金時には、担当職員、所属長が内容を確認し事務処理を行っている。また、当該預金の届け出印は所属長の私印であり、担当職員が自由に金銭を移動できないよう内部牽制を取っている。</p>
<p>⑤ 社会福祉事業振興基金の活用について【有効性の視点】</p> <p>社会福祉事業振興基金は、民間の社会福祉事業及び障害児福祉事業の振興を図ることを目的とした基金である。基金の活用については様々な検討をしているが、災害時に福祉避難所となる施設の整備に活用するのであれば、災害時だけでなく日常的にも有効活用できる視点を持って検討を進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日</p> <p>現在、社会福祉事業振興基金の有効な活用方法として、福祉避難所として締結している民間福祉施設等の防災・減災対策に資するべく「福祉避難所機能強化事業（仮称）」を行えないか検討している。その前段階として、市内68ヶ所の福祉避難所に対して令和4年3月14日から3月31日まで、ニーズの把握も兼ねてアンケートを実施した。アンケートの内容は、有事の際に各施設が福祉避難所として開設、避難者の受入れが迅速かつ確に行うために必要な備品や施設の改修等について把握するもので、具体的には電力の確保策としての自家発電設備・蓄電池の整備、電気自動車の購入、飲料水確保策としての受水槽の設置、耐震性貯水槽の整備等について、各施設が関心があるかどうか聞き取る内容のアンケートとした。有事の際に活躍するだけでなく、日常的にも有効活用が可能な施設整備であり、回答いただいた施設のうち6割が関心があるとの回答であったため、今後は事業化に向け財政当局と協議するとともに、庁内、議会等に諮っていく予定である。また、基金のその他の活用方法についても、引き続き検討していく。</p> <p>【継続努力】 令和 5年 3月31日</p> <p>福祉避難所として締結している民間福祉施設等の防災・減災対策に資するべく「福祉避難所機能強化事業（仮称）」の令和6年度の事業化に向け、令和5年度は事業の実施の可否について庁内で諮る。</p>

<p>⑥ 在宅医療の推進について【有効性の視点】</p> <p>10年前と比べると様々な機会で在宅医療という言葉聞くケースが増えており、関係機関や四日市市の取り組みの成果であると認識している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応に伴う影響で研修等の実施が難しい状況であったことは推察できるが、引き続き在宅医療を支える体制の整備や環境づくりを行うことで在宅医療の推進を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>ケアマネジャー向けに、医療・看護の知識向上に係る動画を作成し配信を行うなど、コロナ禍においても在宅医療を支える体制整備や環境整備を図るための取り組みを実施した。</p> <p>また、病院看護師を訪問看護ステーションに派遣し、在宅医療の視点を学ぶための研修を実施する等、引き続き在宅医療を支える関係職種の体制整備や環境づくりを行うとともに、令和3年度末において退院時のカンファレンス開催促進を目的にマニュアルを改訂し、今後医療従事者・介護従事者に周知することで、在宅医療・介護連携の充実をさらに図っていく。</p> <p>さらに、市民企画の在宅医療に関する講演会等に対して補助を行う等、市民への在宅医療の啓発にも努めていく。</p>
<p>⑦ 訪問看護ステーションへの継続したサポート体制について【有効性の視点】</p> <p>市内には訪問看護ステーションが多数あり、健康福祉課において看護師等に対する研修等や相談業務を実施することで、経営の安定化につながる取り組みを行っている。訪問看護ステーションは、子育て世代の看護師にとって働きやすい環境であるため、潜在看護師の活躍が期待できるとともに、コロナ禍における看護師不足に寄与することで地域医療の充実も期待できる。訪問看護師の充足につながるよう、きめ細やかにフォローアップすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>ケアマネジャー向け研修について、動画配信方式のほか、医師・薬剤師とケアマネジャーの意見交換会の開催を企画するなど、医療と介護の連携強化に向けた取り組みを実施した。</p> <p>また、医師、薬剤師、看護師、介護関係者など、多職種が円滑に連絡・相談ができるよう、医療・介護資源をまとめた冊子を作成するとともに、退院時カンファレンスマニュアルの周知徹底を図るなど、在宅医療を支える体制整備・環境づくりに努めた。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>四日市市在宅医療・介護連携支援センター（つなぐ）において、訪問看護ステーションへの各種相談を行うなど、引き続き支援体制の充実に努めていく。</p> <p>潜在看護師や訪問看護に興味のある現役看護師に対し、訪問看護のやりがい、役割等を伝える基礎講座を実施し、訪問看護ステーションへの就労についてのきっかけづくりを行うとともに、すでに訪問看護ステーションに就労している訪問看護師に対しては、さらなる知識向上や専門的なスキルアップ支援を実施していく。</p> <p>さらに、経験年数や就労先に合わせた研修コースを用意するとともに、コースのカリキュラムの選定にあたっては、前年度受講者へのアンケートや市内介護事業所の管理者などから聞き取りを行い、より効果的な研修内容となるよう努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和4年度において、訪問看護師等のスキルアップ支援として、経験年数や就労先に合わせた研修（対面・リモートを併用）や講演会を実施し、延べ209名の参加があった。研修の実施に際しては、市内の訪問看護ステーションに対し新規看護職員の育成に関するニーズ調査を行うとともに、研修受講者にも継続してアンケートを行い、これらの回答結果をもとに、研修プログラムをよりニーズに沿った内容に見直すなど、訪問看護ステーションへのサポート体制の充実を図った。</p>

<p>⑧ 四日市市社会福祉協議会との連携について【有効性の視点】</p> <p>健康福祉課を含め健康福祉部では、四日市市社会福祉協議会への補助金の支出や業務を委託し、地域福祉の向上を図っている。市から四日市市社会福祉協議会への委託業務や四日市市社会福祉協議会が行う事業も増加傾向にあり、業務内容に見合った体制の整備が望まれる。市は四日市市社会福祉協議会と十分に連携・協力して、市民への福祉サービスの充実に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>社会福祉法人四日市市社会福祉協議会は、地域福祉のけん引役として必要不可欠な団体であり、今までもその運営・事業に際し、密な連携を図りながら継続的な支援（補助金交付）を行ったり、専門性の高い業務を委託してきている。委託事業、自主事業に関わらず、社会福祉法人四日市市社会福祉協議会が行う事業は増加傾向にあり、人員を含め、業務内容に見合った体制の整備が必要であることは認識する。このことについては、社会福祉法人四日市市社会福祉協議会が団体自身で取り組むべきこと、行政が支えるべきことを明確にし、そのうえで必要な経費があるならば、財政当局とも相談をしていかなければならないと考える。</p>
<p>⑨ シルバー人材センターへの補助事業について【有効性の視点】</p> <p>シルバー人材センターの運営及び事業に対して補助金を支出し、支援を行っている。少子高齢化が進む中、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るために、事業成果の検証も進めながら活力ある地域社会づくりに努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>社会福祉法人四日市市社会福祉協議会と団体の事業運営状況について協議を重ねながら連携を図り、その結果、令和5年度予算において必要な経費を計上した。引き続き団体の事業の状況を注視しながら、体制面、財政面で連携・協力を図っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした地域社会づくりに寄与するために、公益社団法人シルバー人材センターの①高年齢者就業機会確保事業（法人運営事業）、②雇用開発支援事業（サポート事業）、③子育て支援事業、④生活支援事業、⑤生活110番事業 に対し補助を行っている。センターの事業展開が円滑かつ効率的に行えているかどうかを連携を密にし情報交換を行っている。具体的には、毎月の事業実績報告書にて事業内容のチェックを行い、現状の把握に努めている。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>公益社団法人四日市市シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高年齢者の福祉の増進に資するために設立された公共性の高い団体であり、また、高齢者の生きがい対策、社会参加の促進の視点からも支援が必要であり、国補助金の動向を見ながら本市も補助執行を行っており、それを踏まえ令和5年度の予算編成を行った。引き続き、センターの事業が円滑かつ効率的に行え、高齢者の就業機会増大と福祉増進、活力ある地域社会づくりに寄与していく。</p>

## リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）</p> <p>◆業務分担は適切に行われているか。一部の職員に業務が集中することにより、業務継続への支障はないか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>△ 令和2年度の健康福祉課の業務は、一部の職員の業務量が多くなっている。これは、人事異動による年度当初の業務の集中、新型コロナウイルス感染症の拡大による応急診療所業務の増大や保健所業務のフォローが要因である。適宜、業務分担を見直すことや必要な人員は人事当局へ要望しており、継続して取り組むことで知識やノウハウを継承できる体制づくりが必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和4年度の業務分担について、所属長、補佐、担当係長で協議した。人員増がないこと、保健所の応援業務、民生委員の一斉改選、保健医療推進プランの策定、新規事業の準備等を考慮すると、課全体として業務量が増えることが予想されるため、それを踏まえて業務を割り振ったものの、適宜、係、担当の枠を超えて応援体制を構築することとした。</p> <p>そのうえで所属長はワーク・ライフ・バランスを念頭に、月ごとの職員の時間外勤務の状況、職員の健康状態の把握に努めるとともに、必要に応じてヒアリングを行うこととした。また、朝礼時を活用し、ノー残業デーの案内、休暇取得の呼びかけ、課員の体調の把握を行うこととした。</p> <p>【 対応状況 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和5年度は、組織・機構の見直しに伴い、課名が健康福祉課から福祉総務課に変わるとともに、企画係が保健企画課に移設され、新たな係として福祉支援係が発足する。福祉支援係では、令和5年度より新たな事業である「重層的支援体制整備事業」を行い、係員は包括的な相談支援業務に携わる。また管理係では民生委員・児童委員、日本赤十字社、社会を明るくする運動、戦没者特別弔慰金、避難行動要支援者制度、叙勲関係、健康福祉部の主管課業務を行っている。令和5年度の人員配置を踏まえ、必要であれば人員の増員要求を行う。また一部の職員の業務量が多くならないよう、そして知識やノウハウを継承できる体制がつけられるよう、令和5年度はジョブローテーションを行う。</p>

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 健康福祉部 保護課
- 3 監査実施期間 令和 3年11月11日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p> <p>また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>ケースワーカーの事務マニュアルを現状に即した内容に更新し、共通業務のより一層の効率化を図った。また、改めて業務分担の見直しを行い、可能な業務について会計年度任用職員を活用することとした。</p> <p>また、年休の取得やノー残業デーの徹底について随時朝礼や毎月の全職員による会議で周知を行うことで、ワークライフバランスの充実に努めた。</p> <p>しかしながら、生活困窮者を対象とした給付金などの新たな業務の発生に加えて保健所の動員など業務量が増えている状況である。今後も引き続きケースワーカーの適正配置を要求していくとともに、業務の平準化、効率化を図り、時間外勤務の縮減に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>ケースワーカーの事務マニュアルを現状に即した内容に更新し、朝礼や毎月の全職員による会議で対応事例等の共有を図り共通認識を高めるなど、業務のより一層の効率化を図った。</p> <p>その結果、時間外勤務が年間360時間を超える職員について、令和4年度は令和3年度に対し4名減の7名となった。今後もケースワーカーの適正配置を要求していくとともに、業務の平準化、効率化を図り、更なる時間外勤務の縮減に努めていく。</p> <p>また、改めて業務分担の見直しを行い、可能な業務について会計年度任用職員を活用するため、令和5年度から面接相談員1名増員、新規に学習支援員1名の会計年度任用職員を配置予定である。</p>
<p>(5) 現金の管理におけるリスク</p> <p>保護課では、扱う現金の金額が非常に大きい。常に慎重に取り扱っているとは思いますが、現金の管理方法等についても絶えず見直しを行い、現金の管理で事故が生じることのないよう、十分な注意を払って業務にあたること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年11月11日</p> <p>現金の取扱いや管理については、複数の職員で確認し、必ず二重チェックを行うよう改めて確認した。現金出納簿の確認についても、上位職が行うことを再度確認し、事務の徹底を行った。</p> <p>また、保護費を現金支給とする必要のないものがないか、全職員による会議において周知徹底を行った。今後も、現金の厳重な管理に努める。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年11月30日</p> <p>会計事務の手引きや四日市市文書管理規程などを参考にして、各事務の流れを再確認し、課内回覧や全職員による会議の場で全職員に周知するようにした。また、決裁時における確認の徹底などチェック体制を見直し、適正な事務管理に努める。</p>
<p>② 生活保護の実施体制の整備について【効率性・有効性の視点】</p> <p>ケースワーカー1人あたりの担当世帯数が、社会福祉法にもとづく標準数を上回っており、職員が不足している状況にあるため、職員の適正配置が実現するよう努めること。また職員数が少ない現状においても、生活保護業務の適正執行に支障が生じることのないよう取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日</p> <p>ケースワーカー1人あたりの担当世帯数が、社会福祉法に定める標準数を上回っている状況である。そのなかで、ケースワーカーでなくても行うことができる事務処理をケースワーカー業務から切り離し、庶務担当職員及び会計年度任用職員で対応するよう業務の分担を行った。</p> <p>今後も増員を図っていくとともに、ケースワーカーの業務軽減のための業務の切り離しを進め、会計年度任用職員等の活用を行っていく。また、より効率的な業務の実施のため、現在進めている新電算システムの活用や業務の再構築を図り、必要な人員が配置されるまでの間の対応も十分に行えるようにしていく。</p> <p>【継続努力】 令和 5年 3月31日</p> <p>ケースワーカーの増員を要求し、令和5年度から1名増員となる。今後も増員を図っていくとともに、ケースワーカーの業務軽減のための業務の切り離しを進め、会計年度任用職員等の活用を行っていく。加えて、より効率的な業務の実施のため、現在進めている新電算システムの活用や業務の再構築を図り、必要な人員が配置されるまでの間の対応も十分に行えるようにしていく。</p>
<p>③ 生活保護費の返還における適正な事務執行について【効率性・有効性の視点】</p> <p>生活保護費の返還について、公平性の観点から適正に実施するという前提の上で、保護受給者や生活保護から自立した人は概ね経済的に厳しい状況にあることが予測される。実態を把握せずに返還を求めることは生活の圧迫につながる恐れがあるので、状況に応じて慎重に行う必要がある。適正な生活保護の執行のためにも、生活保護費の返還について適切に対応すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年11月30日</p> <p>生活保護受給中の対象者には、電話や訪問により生活に支障を来さない納付方法について納付相談を行うとともに、生活保護廃止後の対象者にも文書による催告のほか、必要に応じて電話や訪問による生活実態を踏まえた納付依頼を実施している。また、返済能力のある者に集中して納付指導を行うため、令和3年度は預金調査を強化し、返済能力のある者の抽出作業を行った。今後も適切な返還につながる取り組みを行っていく。</p>

<p>④ 適切な面接相談の実施について【効率性、有効性の視点】</p> <p>ア 保護課における面接相談事務は、基本的には会計年度任用職員2人が担っている。困難案件については査察指導員等に相談を行う体制になっているが、保護課における相談業務は様々な知識が必要とされる業務であり、経験年数の短い職員もいることから、課として相談員へのフォローをしっかりと行き、適切な相談対応ができるように努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年11月11日</p> <p>面接相談担当は、生活保護に限らない総合的な相談窓口として配置しており、社会福祉士や介護支援専門員などの資格を持っている。保護課での経験年数は少ないものの、長年、生活支援等の相談業務に従事してきた者であり、専門的な立場からの助言や指導も行っている。課として相談員への適切なフォローができるよう、随時及び全職員による会議の場などでケースワーカーとの情報共有に努める。</p>
<p>イ 保護課に相談に来る市民のなかには不正受給が疑われる人もいるとは思いますが、多くの人は様々な事情を抱え必要に迫られて相談に来る。本人以外からの相談への対応を含め、まずは相手の状況をしっかりと聞き取り、適切な対応を行うよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年11月11日</p> <p>生活保護の相談における不適切な対応については、全国的にも問題となっており、定期的実施している支援団体等との会合や三重県による指導監査等において、これまでご指摘を受けながら改善をおこなっており、現在は指摘がなされない適切な状況となっている。</p>
<p>⑤ 子ども学習支援事業について【効率性、有効性の視点】</p> <p>子ども学習支援事業については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり利用実績も少なく、また欠席が続く利用者がみられるなど課題もあるが、非常に重要な事業である。教育委員会等とも連携を取りながら、よい成果が挙げられるよう取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日</p> <p>参加者が定員に満たない理由として、学習習慣を確立する手段としての学習支援事業の有効性への理解の浸透が進まないことなどが考えられる。そのため、保護者への促しが重要となっている。参加できない事情などについて個別分析をより丁寧に行い、できる限り効果的な働きかけをするよう努める。また、利用対象者を「本事業を利用する中学生が兄弟にいたる小学6年生」から「保護者等により送迎可能な小学6年生」に拡充した。</p> <p>一方、塾、学校、保護課との間では、生徒の利用状況に加えて、学校での学習状況、その他生活状況を共有し、利用生徒の学習環境（出席の促しや、習熟度に応じたカリキュラムの設定等）の最適化に努める。</p> <p>【継続努力】 令和 5年 3月31日</p> <p>事業の周知や個別の促しを図ってきたが、参加に結びつかなかった者もあり、参加できない者については今後改めて個別事情の精査を行い、適切な対応を取っていく。</p> <p>また、塾、学校、保護課との間では、生徒の利用状況に加えて、学校での学習状況、その他生活状況を共有し、利用生徒の学習環境（出席の促しや、習熟度に応じたカリキュラムの設定等）の最適化を円滑に進めるため、令和5年度より学習支援員を配置する予定である。</p>

<p>⑥ 就労支援事業について【効率性、有効性の視点】</p> <p>保護課に隣接するハローワークの就職相談コーナーについては、就職に至った利用者も多く、かなり成果を上げている。生活保護受給者に対しても、このハローワーク事業としっかり連携をとり、就労に繋げることができるよう取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>労働環境が好調のなか、就労していない被保護者には、就労達成に向けて一朝一夕では克服できない要因が存在することが多く、長期間の支援が必要となっている。このような中、これまで以上に、就労支援員とケースワーカーとの連携を強化することにより、ケースワークで蓄積された被保護者の情報の共有化を図り、就労支援の進捗状況に合わせた適切な指導指示と、援助を継続して行い、被保護者の働く意欲の向上に努める。</p>
<p>⑦ 医療扶助の適正実施について【効率性、有効性の視点】</p> <p>生活保護において医療扶助の占める割合は非常に大きい。被保護者健康管理支援事業において配布している健康づくりに関するお知らせを活用して保護受給者に適切な受診を促すなどし、医療扶助の増加防止に繋がるよう取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>就労支援員とケースワーカーとの連携を強化することにより、ケースワークで蓄積された被保護者の情報の共有化を図り、就労支援の進捗状況に合わせた適切な指導指示と、援助を継続して行うことで、被保護者の働く意欲の向上を図り、求職応募回数の増加に努めた。</p>
<p>⑧ 職員の安全・健康の確保について【有効性の視点】</p> <p>保護課の業務においては対応が困難な案件も多く、職員が危険な状況にあう可能性も考えられる。課内でしっかりと情報共有を行い、職員の安全や心の健康の確保に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年11月11日</p> <p>困難案件には、係長など上位職も含め複数の職員で対応するなど柔軟な対応に努めている。また、法令遵守推進員（警察OB職員）が配置されており、窓口での来庁者対応や、同行訪問などを行っている。定期的に全体会議等で注意喚起を行い、情報共有に努めていく。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 健康福祉部 高齢福祉課
- 3 監査実施期間 令和 3年11月 9日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>内部事務管理について【合規性の視点】                      内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日                      監査において指摘のあった事務誤りについてはただちに補正するとともに、そのルールとリスクを課内全職員が再確認して再発防止に努めた。課内会議においてこれまで行っているチェックリストを使用した確認が形式的なものにならないよう注意を促すなどして、上位職員によるチェック体制の強化を改めて図った。</p>

## 意見

### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>時間外勤務時間数が多いが、多岐にわたる大量の業務に対応するのに十分な職員数ではないのではないか。人事課に対し、人員配置の要求を強く行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>令和3年10月に育児休業中の職員の代替職員として正職員1人が当所属に配置された。しかし、新型コロナウイルス感染症対策に係る対応や認知症施策等の新規事業の準備などにより業務量が増加したため、令和3年度における時間外勤務時間数が360時間を超える職員の数7人となり、令和2年度と比べて1人の増となった。</p> <p>令和4年4月に認知症地域支援推進員として会計年度任用職員1人が配置され増員となるも、同年8月から正職員1人が育児休業を取得したことから、業務に応じた職員数が確保されず厳しい状況である。ワーク・ライフ・バランスの確保と健康を阻害するリスクを低減するため、引き続き人事課に対し人員配置の増員要求を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和4年4月に認知症地域支援推進員として会計年度任用職員1人が配置され増員となるも、同年8月から正職員1人が育児休業を取得したことなどにより、業務に応じた職員数が確保されず厳しい状況であった。</p> <p>その中で、依然として続く新型コロナウイルス感染症対策に係る対応や認知症施策等の新規事業の実施、機能転換に向けた施設改修など、さらに業務量が増加したことにより、令和4年度における時間外勤務時間数が360時間を超える職員の数9人となり、令和3年度と比べて2人の増となった。</p> <p>令和5年度は兼務となっていた保健師が専任となる一方で、現任の再任用職員退職後の再任用職員が配置されない見込みである。ワーク・ライフ・バランスの確保と健康を阻害するリスクを低減するため、引き続き人事課に対し人員配置の増員要求を行っていく。</p>
<p>(4) 老人福祉センターの統合、リニューアルにおけるリスク</p> <p>老人福祉センターの統合について、まだ不安を持つ利用者、地域住民もいると思われるので、今後より一層丁寧な説明を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 5月19日</p> <p>地域の市民団体・役員（四日市市老人クラブ連合会理事会、四日市市自治会連合会会長、四日市市自治会連合会役員会、四日市市民生委員児童委員協議会連合会理事会等）へ説明を行った上で、各地区市民センターの広報紙「センターだより」に説明記事を掲載し周知を図った。また、全地区の民生委員児童委員協議会会長には文書を送付した。</p> <p>問い合わせいただいた利用者に対しては、電話等で丁寧に個別説明を行ったほか、令和4年5月19日に施設において説明会を実施し理解を求めた。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 有資格者の活動について【有効性の視点】 理学療法士も数人配属されており、介護予防の普及啓発促進や出前講座などさまざまな取り組みを行っている。資格を所有する職員が直接業務に携わることは、そうでない場合に比較して、相手方や地域住民の満足感を一層高めることができる。引き続き有効な活動ができるよう、サポートしていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日 当課には2名の理学療法士が配置されており、専門性を活かして、介護予防事業に関する企画・調整や介護予防ボランティアの育成を進めているほか、自らが出前講座の講師として地域住民に直接接する業務にも従事している。今後も、専門性を活かした有効な活動ができるよう努めていく。</p>
<p>② 在宅介護支援センターの活動状況について【有効性の視点・公平性の視点・住民福祉の向上の視点】 ア 在宅介護支援センターの活動状況に差があるように感じられる。取り組みの弱い部分等を把握して目配りを利かせるとともに、地域ブロック間の意見交換の場などを有効に活用し、全体的なボトムアップを図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日 市主催の包括・在介合同会議や各地域包括支援センター主催のブロック会議などでの研修・意見交換を通して、全体的なボトムアップを図っている。</p>
<p>イ 適切な機関につなぐために何度も足を運ぶなど、きめ細やかな取り組みを行っている在宅介護支援センターもある。このような表面に出てこない活動も評価できるような仕組みを検討すること。</p>	<p>【検討中】 令和 4年 9月30日 書面による事業報告だけでなく、各在宅介護支援センターへのヒアリングを行うなどして実態を把握するとともに、評価の仕組みについて検討していく。</p> <p>【検討中】 令和 5年 3月31日 類似の機能を持つ地域包括支援センターについては、全国一律の評価指標が作成されていることから、これも参考にしながら、市独自の在宅介護支援センター評価指標を作成し、適正な評価に努めていく。一方で、書面では表れにくい活動もあるため、実態把握のためのヒアリングを定期的実施するなど、こうした活動を評価できる仕組みづくりも検討していく。</p>
<p>③ 認知症に関する支援事業について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 ア 認知症高齢者の支援事業としてさまざまな取り組みを行っているものの、GPSの貸与やあんしん保険事業、認知症初期集中支援チーム事業等、利用者が多いとはいえないものがみられる。認知症高齢者やその家族が安心して生活できるよう、さらに啓発に力を入れること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日 令和4年8月に定例記者会見で「四日市市認知症フレンドリー宣言」を行い、認知症に関する市民の関心を高めたほか、9月には、市民公開講座や認知症安心ガイドブック改訂版の配布などにより事業の周知を行った。引き続き、認知症支援の充実に向けて、あらゆる機会をとらえて啓発を進めていく。</p> <p>【措置済】 令和 5年 3月31日 令和4年8月の「四日市市認知症フレンドリー宣言」以降、認知症に関する啓発に、特に重点的に取り組んでいる。その一環として、令和4年度中に市内全地区で「認知症サポーター養成講座」を実施し、これに併せて、認知症に関する支援事業についての周知を行った。</p>

<p>イ 高齢化社会が今後もさらに進むと思われる中で、認知症の人の数も増加していくことが予想される。現在も、認知症サポーターや認知症フレンズの養成、認知症カフェの開催等、認知症の人やその家族を支援する様々な事業が実施されているが、認知症の人の増加に十分対応できるような体制の整備を進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 令和4年度には、高齢福祉課に認知症地域支援推進員（フルタイム会計年度任用職員）を1名増員したほか、令和5年度開設予定の介護予防等拠点施設において、委託先法人に認知症相談業務を委託するなど、認知症に関する支援体制の整備を進める。</p>
<p>ウ 認知症サポーターや認知症フレンズの人数を増やすことは大切であるが、より効果をあげるために、その活躍の場を充実させること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 令和4年度には、高齢福祉課に認知症地域支援推進員（フルタイム会計年度任用職員）を1名増員したほか、令和5年6月に本格稼働する介護予防等拠点施設で認知症相談業務を実施（医療又は社会福祉法人に委託）するなど、認知症に関する支援体制の更なる整備を進める。</p>
<p>④ 訪問型、通所型の住民主体サービスについて 【住民福祉の向上の視点】 ア 2025年までに、全地区に設置することを目標としているが、現段階ではまだその半分ほどしか整備されていない。サービスを充実させるよう、力を入れて取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 現在も認知症サポーター及び認知症フレンズの育成を進め、活動の場の紹介など行っているが、今後、国から示されている「チームオレンジ」の活用も含めて、更なる活躍の場づくりについて検討を進める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 認知症フレンズ登録者に対するアンケートを実施するとともに、国から示されている「チームオレンジ」のしくみの活用に向けた研究を進め、認知症サポーターや認知症フレンズの更なる活躍の場づくりに向けた検討を進める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、育成の速度が鈍化した。生活支援コーディネーターや在宅介護支援センターと連携しながら、担い手の発掘・育成を進めたことで、令和4年度には、訪問型1カ所、通所型2カ所のサービスが立ち上がった。引き続き、生活支援コーディネーター等と連携しながら、ふれあいいきいきサロンからの発展を支援するなどの新たな工夫も行いながら、住民主体サービスの育成を進めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、この数年、育成の速度が鈍化した。令和4年度には、訪問型1カ所、通所型2カ所のサービスが立ち上がったほか、令和5年度にも複数の団体がサービスの開始を計画しているなど、状況が改善しつつある。引き続き、生活支援コーディネーター等と連携するとともに、ふれあいいきいきサロンからの発展を支援するなどの新たな工夫も行いながら、住民主体サービスの育成を進めていく。</p>

<p>イ 地域の各種団体が実施主体となっているが、チェックの目が行き届きにくいと考えられる。今後も事業を進めていく上で、サービスの品質担保のため、チェックする仕組みを検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 サービスの品質担保のため、引き続き、実施団体向けの研修を継続するとともに、生活支援コーディネーターの協力の下、必要に応じて、個別支援を行う。加えて、運営マニュアルを作成し、適切な運営を支援していく。</p>
<p>⑤ 社会福祉協議会への業務委託について【住民福祉の向上の視点】 社会福祉協議会へ数多くの業務を委託しているが、実績の確認や現状把握を随時行い、常に目を配ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 サービスの品質担保のため、運営マニュアルを作成するとともに、サービス内容の充実のため、実施団体向けの研修を継続し、生活支援コーディネーターの協力の下、必要に応じて、個別支援を行っていく。</p>
<p>⑥ 補助金の対象経費について【合規性の視点】 事業に対する補助金については、市民の理解を得られるよう、対象とする要件や経費を要綱等で明瞭なものにし、その規程に基づいて適切に支出することを強く念頭において手続きを行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日 書面による実績確認だけでなく、業務ごとに年数回の意見交換を行いながら、現状を把握している。特に、生活支援コーディネーターについては、業務上、頻りに連携・情報共有を行っており、その中で活動の実態を把握し、必要な指導を行っている。</p>
<p>⑥ 補助金の対象経費について【合規性の視点】 事業に対する補助金については、市民の理解を得られるよう、対象とする要件や経費を要綱等で明瞭なものにし、その規程に基づいて適切に支出することを強く念頭において手続きを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 補助金交付要綱において要件や補助対象経費について定め、その規定に従い、補助金交付手続きを適正に行っている。それぞれの事業において、蓄積された様々な事例をもとに現在の規程を確認し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日 それぞれの事業において、様々な事例をもとに、あらためて、現在の規程を確認したが、いずれも補助金交付要綱において要件や補助対象経費について明瞭に定め、適正に補助金交付手続きを行っていた。</p>

## リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(3) 職員配置におけるリスク</p> <p>◆当所属の勤続年数について、3年未満の職員が約7割を占めており、勤続年数の短い職員の割合が大きくなっている。新規採用職員が配属されることが多いので、入庁からの年次も浅い職員が多い。人事異動等に際して引継ぎ等が適切に行われているか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>× 従来から専門性の高い業務であるが、高齢化の進行に伴う家族形態や地域社会の変化により複雑化・多様化するケースに対応するため、より高度な知識が求められる。業務の中での個別の指導に加え、課内研修、文書等での周知を行っている。</p> <p>しかし、事務処理については、一部に誤りがあり、チェック機能の見直しが必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 9月30日</p> <p>誤りのあった事務処理については、課内で共有し、再発防止に努めた。その際、処理の根拠確認を徹底することで、チェック機能の向上を図った。</p> <p>業務においては、勤続年数の長い職員と勤続年数の短い職員がともに対応にあたり、実践的な経験において知識の継承を行うとともに、係内・課内で相談し、組織的な対応を行うことを意識づけしている。</p> <p>また、課内研修については、会計事務、接遇、人権など実務に関わる内容を含めて行っているところであるが、令和4年度は研修内容の希望を聞き取り、従来の内容に加えて職員が求める分野の知識が習得できるよう取り組んでいる。</p> <p>【 対応状況 】 令和 5年 3月31日</p> <p>誤りのあった事務処理については、課内で共有し、再発防止に努めた。その際、処理の根拠確認を徹底することで、チェック機能の向上を図った。</p> <p>業務においては、勤続年数の長い職員と勤続年数の短い職員がともに対応にあたり、実践的な経験において知識の継承を行うとともに、係内・課内で相談し、組織的な対応を行うことを意識づけしている。また、人事異動によって業務が滞らないよう、各業務に主担当、副担当を置いている。</p> <p>課内研修については、従来の会計事務、接遇、人権などの実務に関わる内容に加えて、令和4年度は職員からの希望内容として、文書管理や介護保険制度について研修を実施し、職員の質を高めた。</p>

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 健康福祉部 介護保険課
- 3 監査実施期間 令和 3年11月 9日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置におけるリスク 滞納保険料の徴収対策について 介護保険料第1号被保険者分にかかる現年度分の滞納繰越額は減少しているものの、令和2年度における現年度分の収納未済額（令和3年度への滞納繰越）は3,800万円あり、引き続き、徴収対策には力を入れていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 令和3年度における現年度分の収納未済額（令和4年度への滞納繰越）は3,300千円となり、対前年比で12%の減少を達成することができた。引き続き、徴収対策に注力し、収納未済額の減少を目指す。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 令和3年度における現年度分の収納未済額（令和4年度への滞納繰越）は3,300千円となり、対前年比で12%の減少を達成することができた。また、令和4年度は電話催告を強化して架電件数を増やした。引き続き、徴収対策に注力し、収納未済額の減少を目指す。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。 また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 ノー残業デーの周知の徹底などを通じ、恒常化する時間外勤務を当たり前としない職場風土の醸成に取り組んだ。令和5年10月に稼働予定である新システムを見据え業務フローの見直しを図り、働き方改革への取り組みを継続していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 ノー残業デーの周知の徹底、係員同士の声のかけあいなどを通じ、恒常化する時間外勤務を当たり前としない職場風土の醸成に取り組んだ。令和5年10月に稼働予定である新システムを見据え業務フローの見直しを図り、働き方改革への取り組みを継続していく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 介護ニーズの把握について【有効性の視点】                      現在、多様な高齢者向け施設が整備され、空きがある特別養護老人ホームが存在するような状況がある。特別養護老人ホームの待機者状況や有料老人ホーム等の実態調査をしっかりと行うことにより、現在のニーズを的確に把握し、今後の介護保険事業計画・高齢者福祉計画に反映していくこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日                      第9次四日市市介護保険事業計画策定にあたり、令和4年度には介護支援専門員等に向けて、介護現場でのニーズや施設・事業所の充足感についてアンケート調査を実施する。これらアンケート結果を、令和5年度に策定する第9次介護保険事業計画・第10次高齢者福祉計画に反映する予定である。</p> <p>【継続努力】 令和 5年 3月31日                      第9次四日市市介護保険事業計画策定にあたり、令和4年度には介護支援専門員等に向けて、介護現場でのニーズや施設・事業所の充足感についてアンケート調査を実施した。このアンケート結果に基づき、令和5年度に策定する第9次介護保険事業計画・第10次高齢者福祉計画に反映する予定である。</p>
<p>② デイサービス施設の運営について【有効性の視点】                      最近のコロナ禍で、デイサービスの利用が減少しており、特にデイサービスのみを運営している法人において、経営が厳しくなっていることが推定される。今後も、需要と供給のバランスに留意しながら、必要なサービス量を介護保険事業計画に反映していくこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日                      第9次四日市市介護保険事業計画策定にあたり、令和4年度には介護支援専門員等に向けて、介護現場でのニーズや施設・事業所の充足感についてアンケート調査を実施する。これらアンケート結果を、令和5年度に策定する第9次介護保険事業計画・第10次高齢者福祉計画に反映する予定である。</p> <p>【継続努力】 令和 5年 3月31日                      第9次四日市市介護保険事業計画策定にあたり、令和4年度には介護支援専門員等に向けて、介護現場でのニーズや施設・事業所の充足感についてアンケート調査を実施した。このアンケート結果に基づき、令和5年度に策定する第9次介護保険事業計画・第10次高齢者福祉計画に反映する予定である。</p>
<p>③ 認知症の対策について【有効性の視点】                      認知症に該当する人が増加しているなか、グループホームの数にも限りがあるため、グループホームに入居できなくてデイサービスを利用している認知症の人もいる。認知症になると、夜の徘徊など家庭での介護が大変になることが多いので、デイサービスからショートステイへの利用転換の促進や、24時間体制の多機能な介護施設の整備など、本市の状況にあった認知症対策を検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日                      第9次四日市市介護保険事業計画策定にあたり、令和4年度には介護支援専門員等に向けて、介護現場でのニーズや施設・事業所の充足感についてアンケート調査を実施する。これらアンケート結果を、令和5年度に策定する第9次介護保険事業計画・第10次高齢者福祉計画に反映する予定である。</p> <p>【継続努力】 令和 5年 3月31日                      第9次四日市市介護保険事業計画策定にあたり、令和4年度には介護支援専門員等に向けて、介護現場でのニーズや施設・事業所の充足感についてアンケート調査を実施した。このアンケート結果に基づき、令和5年度に策定する第9次介護保険事業計画・第10次高齢者福祉計画に反映する予定である。</p>

<p>④ 要介護認定調査業務委託にかかる業者への指導について【合規性の視点】 介護認定の認定更新に当たり、委託先の調査員が見込みの認定判断を安易に伝えることがないよう、委託先への指導を徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年12月22日 委託先との定例会議において、担当係長より委託先の調査員が見込みの認定判断を安易に伝えることがないよう指導を行った。</p>
<p>⑤ 四日市市社会福祉協議会への業務委託について【合規性の視点】 健康福祉部の業務の中で四日市市社会福祉協議会に委託している範囲は大きく、介護保険課においては、要介護認定調査にかかる業務を委託している。同団体は、福祉サービス提供事業者でもあるので、委託業務の実施にあたっては、公平性が保たれるよう注意すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年12月22日 業務の実施にあたって同団体の利用者でないことを確認し、公平性が保たれるよう指導を行った。 なお、過去の依頼分に対しても同様に公平性が保たれていることを確認した。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 健康福祉部 障害福祉課
- 3 監査実施期間 令和 3年11月15日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>事務分担の見直しやRPAの導入、また会計年度任用職員の活用を含め係間の応援体制を図り、効率的な事務運営、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努めている。加えて、開催時間が時間外となる一部の業務について、引き続き時差勤務を行うよう取り組んだ。令和3年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員の数は前年度と比べて3名減少し、10名であった。今後も、職員の業務内容の確認を行い業務の平準化等を目指していくとともに、朝礼時に声掛けを行うなど、時間外勤務の縮減、より良い職場環境の整備により一層努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>事務分担や業務フローの見直し、RPAの導入、また会計年度任用職員の活用を含め係間の応援体制を図り、効率的な事務運営、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努めている。年休の取得やノー残業デーの徹底について朝礼や会議で周知をしている。令和4年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員の数は前年度と比べて4名減少し、6名であった。今後も、職員の業務内容の確認を行い業務の平準化等を目指していくとともに、朝礼時に声掛けを行うなど、時間外勤務の縮減、より良い職場環境の整備により一層努めていく。</p>

## 2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 障害者医療費の身体障害者4級への助成について【有効性の視点】</p> <p>平成27年2月定例会議会において、障害者医療費助成の身体障害者4級への拡大を求める請願が出され、採択された。令和2年9月診療分より、通院分の医療費助成を開始し拡大を図っているが、障害のある人が必要な医療を受けられる機会の保障と重症化の防止に向けて、現在の状況をしっかりと把握すること。</p>	<p>【継続努力】 令和4年9月30日</p> <p>障害のある人が必要とする医療を受けられる機会を保障することで重症化することを防ぐことを目的に医療費助成の受給対象者の拡充を図った。今後においても、制度の持続化を図りながら受給者や助成件数、障害者手帳所持者数等の動向をしっかりと確認していくとともに、未受給者への案内送付などで制度の周知にも努める。</p> <p>【措置済】 令和5年3月31日</p> <p>医療費助成制度の要件を満たす障害者手帳を所持している未受給者に対して制度案内と申請案内を送付し、障害のある人が安心して必要な医療を受けられるよう制度の周知に努めた。また、第5次障害者計画策定にあたり実施したアンケートにおいて、当該制度の潜在対象者を含む障害者手帳所持者に対し、年間の医療費や医療機関受診頻度等に関する設問を組み入れた。今後も当該制度を持続して行いながら、医療費助成受給者数、助成件数や障害者手帳の所持者数等の現状把握に努めていく。</p>
<p>② 障害者グループホームの整備について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>介護者は障害者の将来を心配し、障害者グループホームの整備を望む声が高い状況である。比較的軽度の障害者の部屋の数は充足しているものの、重度の障害者、高度障害、医療的なケアが必要な人を受け入れる施設は非常に不足している。重度の障害者や医療的ケア等ができるような施設の整備を進めていくこと。</p>	<p>【継続努力】 令和4年9月30日</p> <p>重度の障害者や医療的ケア等に対応した施設の整備に向け、「日中サービス支援型グループホーム」の創設に係る国の社会福祉施設等整備費補助事業の申請があった社会福祉法人に対し、本市として意見書を提出し、事業が採択されるに至った。施設の完成は令和5年3月を予定しており、市としても国・県と協調して民間社会福祉施設等施設整備費補助金により建設費補助を行うことを予定している。</p> <p>【継続努力】 令和5年3月31日</p> <p>平成30年度に、国において障害者の重度化・高齢化に対応可能な「日中サービス支援型共同生活援助」のサービス類型が創設される中、本市においても今年度新設のものを含め2施設が整備済となっている。当初予定していた国・県及び市の補助制度を活用した事業計画については、当該法人の事業執行体制の関係から中止となったが、今後も障害者の地域移行の促進及び地域生活の継続に向け、補助事業などにより、地域において必要な施設の整備を進めていく。</p>
<p>③ 日常生活用具給付事業について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>主に紙おむつやストーマを対象とした日常生活用具給付事業について、障害者総合支援法の基準に合わせ、支給条件の見直しを検討している。利用者にとって分かりやすい制度となり、また業務の効率化につながることであるのもしっかりと見直しを進めること。</p>	<p>【措置済】 令和4年7月1日</p> <p>日常生活用具給付事業について、課税要件等を障害者総合支援法の基準に合わせて統一することで、利用者にとってわかりやすく、業務が効率化できる制度へ変更した。また、日常生活用具給付事業の利用者に対し、制度変更の内容の文書を送付し、利用者への周知を行っている。</p>

<p>④ 情報、知識の共有化について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>当課の業務は複雑な制度のもとに行っているため煩雑であるが、制度利用者や給付内容に不公平が生じないように知識の平準化が望まれる。様々な機会を通して情報、知識の共有化を行い、職員のレベルの向上により、市民の利便性を保つような業務の改善を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 5月26日</p> <p>知識の共有、平準化をはかるため、課内研修を実施した。案内事項の変更がある場合は都度課内共有し、マニュアル等を作成することで同様の案内ができるよう努めた。</p>
<p>⑤ 地域生活支援事業相談支援事業運営委託について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>地域生活支援事業相談支援事業運営委託は、単独随意契約であることから競争性がないため、事業者の業務が適切に行われるようにチェックし、利用者にとって利用しやすいというところに視点をおくような事業とすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月 8日</p> <p>委託する社会福祉法人に対し、毎月月報による業務報告を求めている。また、毎年事業所抽出による業務点検を行い、支援の内容、支援の実施方法、業務内容の報告状況、収支状況、管理体制の各内容に関するチェック項目に従い、業務が適切に実施されているかを確認している。</p>
<p>⑥ 重度障害者タクシー料金助成について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>重度障害者タクシー料金助成の見直しを図り、利用券を一度に使用できる枚数が増えた人もいるが、一方見直しにより助成の対象でなくなった人もいる。今後、対象外になった人などからの声を聴くなど、今回の見直しについてしっかりと評価すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 5月25日</p> <p>今回の重度障害者タクシー料金助成の見直しにより利用率が上がった。所得制限については、丁寧に説明を行い、対象外になった方のご理解をいただいている。今後も施策推進協議会や窓口対応を通じて、当事者の声を聞くなどニーズの把握に努め、真に必要なサービスのあり方を模索していく。</p>
<p>⑦ たんぼぼSOG取替工事について【有効性の視点】</p> <p>SOG（架空線用高圧気中開閉器）取替工事を行っているが、施設の電気保安業務の点検結果等を指定管理者と情報共有しながら施設運営に支障が生じないようにすること。</p> <p>*SOGとは高圧受電設備の責任分界点に設置されるPAS（気中負荷開閉器）やUGS（地中線用負荷開閉器）に付属する保護継電気装置のことであり、需要家側の設備における電気事故が発生した場合に、近隣への波及事故を防ぐ役割をもっている。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月25日</p> <p>電気保安業務に限らず、施設や設備にかかる日常点検や定期点検等の保守点検の結果については、日常の業務連絡、毎月の業務報告書や指定管理施設連絡調整会議、年度末の事業実績報告書等の中で、情報の共有を行っている。今後も、指定管理者と情報共有しながら適切な施設運営を行う。</p>
<p>⑧ 事務処理について【合規性の視点】</p> <p>管理者はチェック機能を働かせて、書類の不備がないようにマネジメントを行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年11月15日</p> <p>「適正事務の手引き」にある「所属長の確認事項について」に基づき、複数職員によるチェック体制の徹底を図り、適正な事務の執行に努めた。</p> <p>また、定められたルールに基づいた事務執行のため、上位職による確認の徹底に努め、誤りのあった事例については課内ミーティング等を通じて共有することで職員一人一人の意識向上を図った。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

## 令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 健康福祉部 健康づくり課
- 3 監査実施期間 令和 3年11月16日

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。                      また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>職員配置や業務分担の再確認、がん検診受付入力システムの導入や入力作業の外部委託等を行うことにより、時間外勤務の縮減を行い、令和4年度については年間360時間を超える職員は出ない見込みである。（令和4年4月～7月実績ベースで、時間外勤務最大の職員が101時間であることから、最大でも時間外勤務が年間303時間となる見込みである。）</p>
<p>(5) 健康ボランティアの高齢化によるリスク                      ステキ健康サポーターは、身近な公園で運動教室を行うなど、重要な地域の健康づくり推進の役割を担っているが、認知度が低い。担い手不足が生じないように、周知に力を入れること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で養成講座が実施できなかったが、令和4年度は感染対策に十分配慮しながら養成講座を実施するとともに、公園ステキ会の参加者や市の実施する健康教室の参加者にも積極的に養成講座への参加を働きかけることとした。</p>

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】                      内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年11月30日</p> <p>起案者及び上位職によるダブルチェックの徹底を意識付けるとともに、「支出事務の要点」や「会計事務の手引き」を活用し確実なチェックを行うよう課内会議にて周知し、チェック体制の強化を図った。また、事務処理上不適切な事例については、個別指導、課内会議での周知を行い、再発の防止に努めた。</p>

<p>② 各種検診の受診率向上について【住民福祉の向上・効率性の視点】</p> <p>市の施策として特に受診率向上を目指している乳がん検診について、受診率が徐々に向上しているが、国の受診率目標値である50%には到達しておらず、今後も、対象者への啓発・周知方法の工夫や関係機関との連携などにより、受診率を向上させるような取り組みを進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>対象者への啓発・周知方法の工夫として、受診券のA4への拡大化やナッジ（（行動経済学上）対象者に選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する手法。）を活用したデザインの見直しを行った案内を発行した。また、特定健診受診券同封のがん検診に関わる案内チラシデザインをより分かりやすい内容にするなど見直しを行った。</p> <p>引き続き、医療機関と協力し、感染防止対策を高め、安心して受診できる体制に努める。</p>
<p>③ 公園の健康遊具等を活用した健康づくりについて【有効性の視点】</p> <p>青空教室などにより身近な公園の遊具等を活用した健康づくりを推進しているが、今後より多くの市民の参加による事業の広がりとともに健康遊具の利用促進や整備効果を高めることにもつながるよう、関係部局と活用状況等に係る情報交換を行い、連携を密にして事業の推進に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>公園を活用した健康づくりは公園緑政課と連絡をとりながら実施している。</p> <p>また、市民の健康づくりとまちの魅力づくりとともに推進するため、庁内の関係部局との会議や大学講師の「健康づくりとまちづくり」の講演動画の視聴を通して、目的意識や情報の共有をはかることで啓発機会の増加につながっており、今後も連携をはかりながら事業を実施していく。</p>
<p>④ 食生活改善推進員の活動について【有効性の視点】</p> <p>食生活改善推進員は、地区市民センターの調理室等で調理教室を開催したり、コロナ禍ではレシピの配付などにより、食生活の改善を通じて健康づくりにつながるよう活動しているが、その実態がわかりにくい。健康を意識した食生活は重要なことであるので、活動が見えるような工夫をして継続していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>より多くの市民へ食生活改善を働きかけるため、調理方法や食生活改善のポイントを伝える市民向けの動画の作成・配信を試行することとした。</p> <p>介護予防活動を行うボランティア団体と協働で事業を実施し、これまで食生活改善推進員の開催する教室等に参加したことがない市民に食生活改善の働きかけを行い、活動を理解してもらえるよう努めた。</p>
<p>⑤ 企業に対する指導・啓発について【有効性の視点】</p> <p>近年、企業において、職員の健康を守ることが企業にとっても重要であるという「健康経営」の志向が高まっている。そういった機運に乗じ、企業に対して出前講座のPRを行うなど、健康づくり課から指導・啓発に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>企業が健康経営を推進する手段として活用できるよう毎月メールで健康情報を送信する「みんなの健康☆応援事業所の登録事業」を実施しており、令和3年度は前年に比べ登録件数が21件増加した。</p> <p>また、三重県の実施する「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定制度のとりつきを行うことで、企業における主体的な健康経営の取組が見える化して更なる取組の促進をはかった。</p>
<p>⑥ 子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種について【有効性の視点】</p> <p>子宮頸がんワクチンの定期接種は国の勧告により、積極的な勧奨を差し控えられてきていたが、現在、国がキャッチアップ接種の検討を行っている状況にある。本市においても、キャッチアップ接種の開始に備え、健康づくり課とこども未来部担当課との役割分担を決めておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種については、こども保健福祉課が担当している。</p> <p>問い合わせがあった場合は、ワクチンそのものの概要等は説明を行うが、制度利用についての詳細な説明が必要であれば、こども保健福祉課に対応を依頼する。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

## 令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 健康福祉部 保険年金課
- 3 監査実施期間 令和 3年11月16日

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p> <p>また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>令和3年度において年間360時間を超える時間外勤務を行った職員数は13名で、令和2年度と同数であった。また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況の職員は、令和3年度は3名であったが、令和2年度より5名減少した。所属長は、特定の職員に偏った負荷がかからないように、業務の状況や時間外勤務についてのヒアリング等を行い、実態把握に努める。また、職員配置や業務分担の見直し、AI・RPAを導入した業務の効率化等を進め、時間外勤務の縮減を図る。AI・RPA導入実績としては、令和3年度は収納業務において、所得照会後の入力処理や財務会計の入力処理の一部にRPAの導入を行った。</p> <p>また、ノー残業デー時の早期の退庁や、チャレンジ休暇やアニバーサリー休暇の取得を推進し、ワーク・ライフ・バランスの充実に取り組む。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和4年度は職員配置の検討や、業務分担の見直しを行い、時間外勤務の年間360時間を超える職員は5名減少し、8名となり、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況の職員は0名に解消された。今後も業務の効率化を進め時間外勤務の削減を図る。</p> <p>また、朝礼でノー残業デーの早期の退庁を呼び掛けたり、週休日の振替を徹底し、職員の健康面やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりに努める。</p>

<p>② 時間外勤務が多い職員の対応のみで業務を済ませると職員にしわ寄せとなることから、必要があれば人員を要求するなど検討し、職員の健康を害することのないよう、時間外勤務の縮減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 令和3年度に育児休業職員代替の正職員の人事配置はあったが、令和4年度は新たな育児休業取得職員があり、職員体制は厳しい状況にある。所属長は、業務分担の見直しや業務の効率化等を図るとともに、人員要求を行い、時間外勤務の縮減に取り組み、職員の健康を害することがないよう努める。</p>
<p>(5) 保険料の滞納のリスク 保険料の納付について、収納率向上を目的として現在多様な納付方法を行っているが、今後クレジット収納に向けて検討しているところである。検討にあたっては、その効果及びリスクを十分に精査すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 令和4年度は、業務に応じた再任用職員と正職員の保健師、保険料収納室は正職員の配置を求めたが、確保されなかった。また、育児休業取得の影響もあり、依然として職場体制は厳しい状況が続いている。所属長は職員の健康を害することがないよう、時間外勤務の縮減に取り組み、合わせて、引き続き人員要求を行う。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 県内における国民健康保険料のクレジット収納を導入している自治体へヒアリングを行ったところ、令和3年度の利用状況としては、全体の1%を下回る(金額ベース)状況であった(松阪市、亀山市)。 新たな収納方法としてのクレジット収納については、メリットとして、納付方法の多様化、利便性の向上などがあるが、次の理由により導入は慎重に検討したいと考える。 1) 市と利用者の手数料負担について検討を要すること 2) 国保料は、法令によって定められた金額を納付するものであり、病院診療費や水道料金などの公共料金とは債権の性格が異なること 3) 導入に際しては、既存の債権管理システム改修(約2,000~3,000万円)が必要であり、先行事例の低い利用状況における費用対効果を検討する必要があること</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日 クレジット収納については、手数料や費用対効果の検討など、導入に向けては課題が残っており、引き続き検討課題として対応していく。 収納率向上の手段として、口座振替の推奨が最も効果的であると判断しており、ペイジー口座振替受付端末を導入することにより、現在の申請書提出による申請方法から、キャッシュカードを受付端末に通し、暗証番号を入力するだけで口座振替の手続きが完了する申請方法を追加することにより、口座振替を強力に推奨していく方針とした。 その他には、スマホ専用アプリを用いた収納についても増収の見込みがあり、チラシの配布を行っている。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【法規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月25日 誤りなく事務処理を進めるため、「チェックリスト」を活用し、起案者及び決裁ルートの上位者による複数のチェックを徹底した。事務に関する知識不足については「支出事務の要点」や「会計事務の手引き」を活用し、職員の事務処理レベルの向上を図った。 また、事務処理上、発生しやすいミスについて周知を図ることにより再発を防止し、適正な事務の実施に努めた。</p>
<p>② 国民健康保険の短期被保険者証の発行手続きについて【住民福祉の向上の視点】 国民健康保険の短期被保険者証の発行に関して相談に来た市民に対し、生活状況など詳細をしっかりと聞き取り、内容についての丁寧な説明対応をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年12月15日 納付相談に来庁した市民に対しては、「滞納整理の方針と内部基準」に基づき、生活状況の聞き取りを行い、必要に応じて証交付も可能としている。改めて、監査での意見について、保険料収納室会議において説明し、再度、短期被保険者証の発行に関しては、丁寧な説明対応を行うことについて、室員と情報共有を行った。</p>
<p>③ 糖尿病性腎症重症化予防について【有効性の視点】 生活習慣病を起因として発症した糖尿病の患者への保健指導や、未治療者等への医療機関での受診の勧奨を行っている。重症化を予防するためにも、他の自治体の事例等の情報を収集し、研究すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日 糖尿病性腎症重症化予防は、糖尿病未治療者、治療中断者への受診勧奨及び血糖コントロール不良者への保健指導を地域の医療機関と連携して行い、重症化の予防に努めている。 令和3年度においては、三重県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会のワーキンググループに参加し意見交換を行った。今後は、他の自治体等の情報を収集・研究し、医師会と連携を図りながら、糖尿病性腎症の重症化予防のさらなる推進に努めていく。</p> <p>【措置済】 令和 5年 3月31日 県単位の研究としては、令和4年度は、三重県糖尿病対策推進会議に参加した。県内の自治体(鳥羽市、川越町、大台町、津市)が実施状況の発表を行い、事業実施の課題を持ち寄り、三重県医師会の専門医も交え、評価や問題点に係る意見交換を行った。また、全国的な情報としては、国保新聞を始めとした情報誌や厚生労働省のウェブサイトから情報収集を行うとともに、県や国保連合会とは会議や説明会を活用して情報共有に努めている。本事業は策定が義務付けられているデータヘルス計画において、今後益々重要性が高まるため、これからも継続して他市の事例を研究し、国の動向に注視しながら事業に取り組むこととする。</p>

<p>④ 重複・頻回受診者訪問指導について【有効性の視点】</p> <p>重複・頻回受診者訪問指導を行っているが、引き続き対象者にきめ細やかに指導をすることによって適正な受診につなげるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>重複・頻回受診者への訪問指導は、適正な受診行動について保健指導を行うことで、被保険者の健康悪化を防止し、適正受診を図っている。気軽に訪問指導を受けてもらえるように、「訪問健康相談」として事業を行い、令和3年度は利用者数の半数以上に改善がみられた。今後も委託業者と連携し丁寧な指導に努める。</p>
<p>⑤ 運営協議会費について【有効性の視点】</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、運営協議会は資料の送付により書面開催で行われたため、委員報酬は支払われていない。今後も様々な状況を想定し、オンライン等の開催などを検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日</p> <p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催1回、対面開催1回を行った。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、オンライン開催も含めた会議開催のあり方について検討をしていく。</p> <p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、対面開催を2回を行い、委員報酬を支払った。今後は様々な状況を想定し、対面開催とオンライン開催のメリットとデメリットを考慮して、会議開催方法を検討する。</p>

### リスク発現の可能性のあるもの

監査結果	対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）</p> <p>◆保健所等兼務、育児休業取得者が複数名在籍しているが、効率的な業務のための職場での工夫はなされているか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>△ 各係・室でそれぞれ事務分担を考え、偏りなく組織として業務に取り組めるよう工夫している。令和3年度においては育児休業者の代替の正職員が保険年金課、保険料収納室に1名ずつ配置された。管理係は保健師が配属されたものの主事が減員となったことから庶務担当者の業務量が増加した。年金係は正職員が2名のため、年休の取得に苦慮している。保険料収納室は保険料の賦課をし、収納も行っているため、職員数に対し業務量が多大である。</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 9月30日</p> <p>令和3年度に育児休業取得職員の代替として、保険年金課、保険料収納室に1名ずつ正職員が配置されたが、令和4年度には新たな育児休業職員があった。年金係は正職員が2名で、年休の取得に苦慮している状況は継続している。各係室は会計年度任用職員を活用し、業務分担の見直しやAI・RPAを導入した業務の効率化等を進めている。保険料収納室は令和4年7月から収納業務を一部委託事業化し、職員の負担軽減を図っている。</p> <p>【対応状況】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和4年度は、業務に応じて、年金係に再任用職員、管理係に正職員の保健師、保険料収納室に正職員の配置を要求したが、確保されなかった。また、育児休業取得者は6名となった。令和3年度に引き続き、年金係は正職員が2名で、年休の取得に苦慮している等、職員配置は厳しい業況にある。各係室はAI・RPAの導入業務の拡大を検討し、業務の効率化を図っている。また、会計年度任用職員を活用し、業務の平準化に努めていく。保険料収納室については、委託業務を増やす予定である。</p>

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 健康福祉部 保健予防課
- 3 監査実施期間 令和 4年 2月 1日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      異常な時間外勤務状況が令和2年度から続いている。新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた応援体制による職員の負担軽減や、効率的な業務の進め方など、職員の健康を守る方法を探り、時間外縮減のための取り組みを進めること。また、公共交通機関が動いていない時間帯に帰宅せざるをえない状況が生じた場合の手当ての必要性も検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月15日</p> <p>全庁的な応援体制を構築するとともに、発生状況に応じて期間付きで1か月を単位とした兼務職員の増員をした。また、7月11日からは最大28ポストの派遣従事者を従事させて対応を行っていたが、想定より感染者が増加したため最大を33ポストまでに増やし、職員の負担軽減を図っている。                      まずは、公共交通機関の手段がある時間に帰宅できるよう体制の整備を行った。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】                      内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月15日</p> <p>指摘事項の内容について情報共有し、課員全員に改めて周知徹底を図った。チェックリストの活用を含めた職員間のダブルチェックを継続して行い、ケアレスミスを防ぐよう努めた。</p>
<p>② 医療機関への立入検査について【住民福祉の向上の視点】                      ア 医療機関への立入検査について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、厚生労働省からの通知に基づき、令和2年度は中止とし、令和3年度は病院のみ書面で実施しているとのことである。このような状況にあっても、毎年度見直される検査項目など、住民の健康を守るための医療機関への情報共有を確実にし、引き続き、適切な医療が提供されるよう尽力すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月15日</p> <p>令和4年度は令和2年度以降に新規開設した診療所の立入検査を行い、医療法やその他の法令の規定に基づいて管理されているか確認し、指導助言を行うとともに、新たな検査項目等の情報共有を行っている。                      病院の立入検査については、新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、現地で行えるよう時期を調整している。</p>

<p>③ こころの相談業務について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 こころの相談業務は、コロナ禍において、より一層大切な分野となっている。新型コロナウイルス感染症への対応で業務がひっ迫している状況ではあるが、電話がつながることで、一刻を争う精神状態にある人の命が救われることがあるので、相談を受ける体制の充実に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月 2日 会計年度任用職員（パートタイム常用）で精神保健福祉士を採用し、主に来所、電話相談に従事してもらっている。引き続き、相談体制の充実に努めていく。</p>
<p>④ 県の緊急医療情報システムについて【有効性の視点】 各自自治体が費用を負担しているが、よりよい活用がなされるよう、県に対して意見などを伝えていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月15日 市民等より救急医療情報システムについて、意見をいただくことがあり、対応について問い合わせを行ったり、委託元の三重県へ確認等を随時行っている。 また、システムの更新を見据えて県より意見聴取があり、市としての意見を伝えた。</p>
<p>⑤ 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信・情報収集について【住民福祉の向上の視点】 ア 感染症が疑われるような症状を呈した市民が、どのような場合にかかりつけ医を受診するとよいかなどがまだわかりにくいいため、引き続き、多くの市民の目に留まるような情報発信に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月15日 四日市市ホームページのトップページで、感染が疑われるとき、陽性となった人、関連情報の各バナーを配置し、一目で必要なページが閲覧できるように変更した。発信する必要がある情報は、速やかにホームページに掲載するとともに、内容によってはチラシを配布する等の手段を活用し多くの市民の目に留まるように努めた。</p>
<p>イ 今後も新型コロナウイルス感染症の影響は続くであろう中で、次々とウイルスに関する新しい情報が発信されると考えられる。さまざまな方向へアンテナを張り、すみやかな情報収集を行って市民の疑問に答えられるように努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月15日 新型コロナウイルス感染症関連の様々な情報が発信されている中で、広く情報を収集し、正確な情報を速やかに市民に届けられるように、三重県との連携を強化し、情報共有に努めている。</p>
<p>⑥ 感染症対応などに備える体制づくりについて【住民福祉の向上の視点】 新型コロナウイルス感染症への対応業務において他部署からの応援体制がつくられているが、今後も、こうした状況が発生した場合に、健康福祉関係などの業務経験がある職員を即座に組み込めるような体制を整備しておくことが重要である。また、新型コロナウイルス感染症が終息した際には、今回の体制について全庁的に検証すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日 今回の新型コロナウイルス感染症で、初めて部局内や他部署からの応援体制を構築することとなった。応援体制や従事者の派遣を導入し、陽性者の発生数に応じた全庁的な業務体制の計画書を作成し、取り組んでいる。 新型コロナウイルス感染症が終息した際には、今回行った全庁的な体制の構築の良かった点や問題点を検証し、そのノウハウを今後の災害時等の体制整備の参考となるよう努める。</p> <p>【継続努力】 令和 5年 3月31日 陽性者の発生数に応じた業務体制の計画書作成やこれまでの対応を教訓に、業務の外部委託や派遣職員等の活用により取り組んでいる。 また、令和4年12月に感染症法が改正され、新たな感染症の発生・まん延に備えた予防計画の策定が課せられた。保健所の人員体制の記載が必要なことから、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更を区切りとして、これまでの対応を検証し、人員体制の整備の参考とするように努める。</p>

<p>⑦ 医療専門職の今後の有効活用について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】          現在、新型コロナウイルス感染症への対応業務において看護師や保健師などの協力を得ている。今後、新型コロナウイルス感染症が終息した後に、こういった人材を有効に活用できるよう、医療専門職を必要とする部局と協議しておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月15日          現在、新型コロナウイルス感染症への対応業務を行っている看護師の中には、病院勤務が長く、医療安全管理や感染症対応の経験者もいる。そのような看護師に今後病院立入検査に同行してもらい、市内の医療機関の指導助言を行っていく予定である。さらに、庁内関係部署とも連携し、看護師・保健師人材の有効な活用ができるように努めている。</p>
<p>⑧ 骨髄等提供支援について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】          重要な制度であるにもかかわらず、情報が十分に行きわたっていない。今後も啓発に力を入れ、必要な人が必要な時に適切に活用できるよう体制を整えること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 7月22日          新型コロナウイルス感染症発生により、街頭啓発ができない状況であったが、今後は発生状況を考慮し街頭啓発を行うとともに、広報に掲載して周知を図っていく。</p>
<p>⑨ 感染症診査協議会について【有効性の視点】          さまざまな感染症患者への入院勧告や就業制限の措置の妥当性を担保するための感染症診査協議会について、医療的観点からも人権的観点からもその判断を行う重要な役割を担っているため、引き続き十分に機能させること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月15日          感染症法において、委員の構成を感染症の医療や法律に関する学識経験者等でその過半数は医師であることと規定されている。引き続き、専門的な知識をもつ医師や人権的な観点からも弁護士等で構成できるよう委員を任命し定期的に開催していく。</p>
<p>⑩ 重要物品の有効活用について【有効性の視点】          感染症患者搬送陰圧装置について、陰圧装置自体の使用が必要となる場合は、市内においては発生していないものの、患者の希望によりストレッチャーとして使用することはある。引き続き、患者の負担軽減となる場合など臨機応変に活用すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月15日          感染症患者搬送陰圧装置について、健康危機管理上、必要時に使用できるよう、保守点検を行っている。また、毎年、搬送担当者を決めておくことや関係部署を含めた訓練を行い緊急時に使用できるようにしている。          引き続き、陰圧装置を使用しなくてもストレッチャーとして使用することも可能であるため、陽性者の身体状況に応じて積極的に活用していく。</p>

### リスク発現の可能性のあるもの

監査結果	対応状況
<p>(4) 適正な支出事務が行われないリスク          ◆令和2年度については新型コロナウイルス感染症への対応も大きな要因だが、比較的金額の大きい支出も多く、支出総額も大きい。特にコロナ禍の多忙な環境の中で、支出事務において内部統制が働きにくくなっていないか。          リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）          × 細かい書類の不備や、支出事務における誤りが散見された。しかし、事務処理後に気づいた誤りについての訂正処理は適切に行っている。また、適正な事務事業推進のためのチェック事項の一覧を作成し、それを用いて決裁をチェックするなど、誤りを防ぐ取り組みも行っている。</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 9月30日          新型コロナウイルス感染症への対応のため、通常業務より支出件数も増加し、金額も大きくなっている。件数が増加しても必ず職員間のダブルチェックを行い、金額や債権者等に誤りがないか確認を行うこととし、また後日書類のチェックを行い、補正が必要な場合は、補正を行うように周知している。          【対応状況】 令和 5年 3月31日          支出事務に関しては、チェック事項の一覧の使用や職員間のダブルチェックについて、随時、課内で注意を喚起している。          なお、支出事務のみならず、適正な事務処理について課員間で声かけをし、誤りがあつた場合は適正に補正を行っていくこととしている。</p>

<p>(5) 新型コロナウイルス感染症の影響により健康危機管理の拠点としての通常業務に支障をきたすリスク</p> <p>◆保健所は、地域住民の健康を支える広域的・専門的・技術的拠点と位置づけられる施設であり、人々の命を守る重要な役割を担っている。新型コロナウイルス感染症への対応のため、保健所の業務は膨大な量となり、全庁的に他所属からの応援体制がつけられたものの、職員の負担は相当なものである。そのなかで、新型コロナウイルス感染症関連以外の業務の執行に大きな影響を及ぼすことはないか。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 9月30日</p> <p>指定難病の更新申請については、指定難病対応の会計年度任用職員を3名雇用し、通常業務に支障がでないように行った。また兼務職員に、常時新型コロナウイルス感染症対応業務を担ってもらい、当課職員が通常業務も行えるように業務配分の見直しを行った。</p>
<p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>△ 令和2年度は、例えば指定難病の更新申請について、一定の期間の分は一年間は申請しなくてもよいとする厚生労働省からの通知などにより、通常業務の軽減が図られていたことで乗り切ることができた。しかし、令和3年度はそういった業務の軽減措置がなく、申請時期などは相当ハードな状況であった。新型コロナウイルス感染症への対応業務については、他所属の職員に兼務命令が発出されるなど、応援の体制がつけられたが、通常業務については応援の職員はいないため、保健予防課職員の負担は非常に大きいものとなる。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和5年度、組織・機構の見直しに伴い、保健予防課が担ってきた保健所機能全体の統括管理機能を新たに設置する保健企画課へ移すことにより、保健予防課の業務については、感染症と精神保健関連に特化した現場の対応を行う。また、精神保健系の体制を拡充し、申請が集中する繁忙期の業務が保健予防係の感染症対応の支障とならないようにする。</p>

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 健康福祉部 衛生指導課
- 3 監査実施期間 令和 4年 1月31日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 病気休暇や育児休業中の職員へのフォローアップについては、職場全体でしっかりと行うように心がけ、スムーズに職場復帰ができるような環境づくりに努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>病気休暇職員への対応としては、職員の病状把握に努め、復帰直前には課長、担当係長、庶務担当が直接体調などを確認するとともに、課内で業務を調整するなど当該職員がスムーズに復帰できるよう努めた。</p> <p>育児休業中の職員へは、休業前の係に配置することとし、急な休み等にサポートすることができるように係内業務の情報共有に努めている。また、折に触れて課内の状況を伝え、スムーズな職場復帰ができるような環境づくりに努めている。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 2月 9日</p> <p>適正な事務事業推進のためのチェックリストを見直し、特に注意を要するところや、会計事務で注意が必要と思われる個所の内容を抽出し、本監査終了後、職員に周知を行った。</p> <p>また、決裁ルートにあたる職員に再度チェックリストに基づき、発生しやすいミスについて情報共有を行い、内部チェック体制を整備した。</p>

<p>② 専門職の人材確保と育成について【有効性の視点】</p> <p>ア 衛生指導課の業務は、薬剤師や獣医師が担う専門的なものが多くを占めており、適正な業務執行のためには、こうした専門職の確保や人材育成が必要である。同じように専門職が配置されている食品衛生検査所ともしっかり連携を取りつつ、大学訪問などによる獣医師の確保に努めること。また、市立四日市病院や食品衛生検査所といった所属との人事異動や、三重県との人事交流を検討するなど、将来を見据えた継続的な人材育成に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>コロナや希望者不在で、大学の進路説明会に過去2年参加できていないが、1年間に複数回実施される四日市市の獣医師採用試験に対して、その募集要項を衛生指導課窓口配架したり、ホームページ上で獣医師の仕事紹介動画撮影に協力するなど、人事課や食品衛生検査所と連携を取りつつ、獣医師確保に努めている。</p> <p>人事異動や人事交流については、個人の状況を勘案しながら、将来を見据えた人事育成に努める。</p>
<p>イ 薬剤師や獣医師は市役所内での配属先が限られているなど、将来のキャリアアップが描きにくいという現状がある。転職などを理由とした職員の早期退職を防ぐためにも、食品衛生検査所等の専門職が配置されている職場との知識・情報の共有や研修などは重要であり、こうした取り組みなどを通じて専門職の職員が安心して勤務することができる職場環境づくりに努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>獣医師の人材確保のため、獣医学教育課程がある大学へ、就職説明会などに機会をとらえて参加することとしている。今後も食品衛生検査所と連携し、大学の就職説明会等に積極的に参加して3、4年生などの職場見学やインターンシップを案内し、市の採用試験の受験へつなげるなど、人材確保に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>薬剤師や獣医師のキャリアアップを図るため、国や県が開催する研修に積極的に参加を行っている。</p> <p>また、三重県では専門職を総務や企画など一般行政の経験も積ませキャリアアップを図り、継続して勤務できる職場環境づくりを行っていることから、本市においても同様に一般行政を経験させることで、継続して勤務できる職場環境づくりに努めている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>引き続き、薬剤師や獣医師のキャリアアップを図るため、国や県が開催する研修に参加するための情報収集を行い、研修会に参加した。</p> <p>今後も研修会に参加し、知識を深めるとともに、積極的に他県市との情報交換を行い、キャリアアップに努める。</p>
<p>③ 動物愛護について【有効性の視点】</p> <p>ア TNR活動(※)の実施にあたっては、実施する地域の理解が必要不可欠となっている。野良猫などの問題をかかえる地域は市内にも多く存在すると思われるので、TNR活動のような仕組みがあることを地域に理解してもらうため、広く啓発を行い、事業の展開を図ること。</p> <p>※TNR活動：飼い主のいない猫(野良猫)を捕獲(T)、不妊手術(N)し、元の場所に戻す(R)活動</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 6月1日</p> <p>いきいき出前講座のメニューに「動物(犬・猫)との共生したまちづくり」を掲載し、その講座の中でTNR活動についての周知を図るとともに、猫の相談が寄せられた地域に対しては、自治会内の回覧チラシを作成し回覧依頼を行った。</p>
<p>イ 飼い主のいない猫の避妊去勢手術に対する補助金額を令和2年度から従来の倍額に拡充したことで、実際の手術件数が増加するなどの結果が出ている。今後も、三重県や自治会、ボランティア団体等の関係機関との意見交換などを通じ、より効果的な取り組みを行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 7月28日</p> <p>市内の動物愛護ボランティア団体の協議会である「四日市わんにゃん会議」と意見交換をおこなった。</p>

<p>ウ 飼い主のいない猫の避妊去勢手術に対する補助金については、補助金の対象となるかどうかは申請者からの申請に基づくものであり、実際に手術が行われたかどうかの確認も行われていない。対象となる猫の特定など実際には困難な点があることは理解できるが、現在の実施方法における課題などを把握し、必要に応じて改善を行うなど、適正な補助金執行に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日  飼い主のいない猫の補助金の申請時に、補助金の対象となる猫の特徴をイラストや写真にて記入や添付をしていたが、令和4年度から、さらに毛色や尾の長さ等をイラストに書き込める資料に改善した。</p>
<p>エ 多頭飼育に関する問題については、関係機関と連携して細やかに対応することで解決へとつなげることができているが、今後は地域の高齢化が進むなかで新たな課題が生じることも想定される。引き続き状況に応じた対応に努め、市民の安全安心を守ることができるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 8月 1日  動物問題と社会福祉政策や動物虐待評価等の研修に積極的に参加し、職員のスキルアップを図った。また、相談事例毎に課内で情報共有を図り、保護課など関係機関との連携につなげている。</p>
<p>オ 犬猫の販売時のマイクロチップ登録が令和4年6月以降に義務化されるが、畜犬登録業務とのワンストップ化など現状ではまだ課題がある部分も存在するとのことである。マイクロチップの導入により迷い犬や登録、予防注射の確認などをICTによって管理できるというものであり、市もしっかりと活用できるように取り組むこと。</p>	<p>【検討中】 令和 4年 9月30日  マイクロチップ制度は法施行されたが、狂犬病予防法の特例に参加するためには、登録手数料を徴収する場合の事務取扱い方法などの課題があるため、近隣自治体の状況を注視しながら、参加の有無を検討している。なお、令和4年4月1日より、畜犬登録申請書の様式を改正し、登録事項にマイクロチップ識別番号を加え、システムでの管理を進めている。</p>
	<p>【継続努力】 令和 5年 3月31日  マイクロチップの狂犬病予防法の特例制度に参加による犬登録事務の効率化を目指し、行政改革プラン2023の改革事項として位置づけを行った。また、マイクロチップ制度に対応するため、畜犬登録管理システムの改修を行った。引き続き近隣自治体との情報収集や意見交換を行い、参加する方向で検討している。</p>
<p>④ 生活衛生について【有効性の視点】  理容所、美容所等の監視を毎年対象施設を抽出して実施しているが、引き続き関係組合と連携しつつ、もれなく確認できるように取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日  生活衛生施設の監視については、毎年対象施設を抽出し実施している。関係組合と連携して各施設をまんべんなく確認を行えるよう努めていく。</p>
	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日  生活衛生施設の監視については、関係組合と密接に連携しながら、各生活衛生施設において、合計108件の施設に立入監視を行った。</p>

<p>⑤ 公用車の事故について【有効性の視点】          公務中の運転については職員がリスクを認識するとともに、所属長は事故に関する注意喚起を行うなど、公用車の適正な運転に努め、事故の防止を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日          公用車の運転については、朝礼時に所属長より事故に関する注意喚起を随時行っている。職員も外出時には管理職に運行目的を報告し、公用車の適正な運転を行い、事故の防止に努めている。</p>
<p>⑥ 充当財源について【有効性の視点】          衛生指導課の事業には、手数料収入などがその他特定財源として財源充当されている。対象となる事業の数が多いことから、どのようなルールに基づいて財源充当しているかを整理し、担当者の変更にも対応できるよう努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 6月17日          令和3年度の決算時に、財源充当の割当を整理し、一覧表にまとめて担当者の変更時にもわかりやすい表示となるようにした。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 健康福祉部 食品衛生検査所
- 3 監査実施期間 令和 3年11月26日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員配置におけるリスク ① 獣医師の確保について 獣医科大学の卒業生からの人材確保が全国的な競争により困難な状況のなか、本市への就職を希望するようなインセンティブについても検討すること。	【 措置済 】 令和 4年 5月 25日 獣医科大学の卒業生が本市に職員として就職した場合、業務において常に探求心や向上心をもてる様研修会への参加や学会発表等をサポートする旨を獣医科大学主催の就職説明会等で発信した。
② 獣医師の人材育成について 本市における獣医師の人事配置については、食品衛生検査所と衛生指導課に限られているが、職員自身がキャリアデザインを描くことができるような人材育成に努めること。	【 措置済 】 令和 3年11月27日 より深く学びたいと希望する職員には研修会参加等の支援、獣医職にとらわれない働き方を目指す職員には他部署との調整、現在の枠を超えた獣医職の人事配置の検討等働き方の選択肢を増やすことで職員が多様なキャリアデザインを描けるよう努める。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 薬品の管理について【合規性の視点】 検査の試薬として薬品を保有しており、その中には劇物も含まれている。事故の起こらないよう、引き続き、適正な管理を行うこと。	【 措置済 】 令和 3年11月27日 薬品は鍵の掛かる保管庫で管理しており、特に毒劇物の保管庫の鍵は区分責任者が管理している。薬品は使用毎に台帳に記録し、試薬管理担当者が毎月残量確認を行っている。
② 衛生検査部門の施設整備について【有効性の視点】 現在、衛生検査は、三重県四日市庁舎を借用して業務を行っており、市独自施設の整備を検討しているが、計画策定に当たっては、グランドデザインをしっかりと描くとともに、業務に携わる現場レベルでの考え方を明確な形として示すこと。	【 措置済 】 令和 4年 3月 1日 病原体等の封じ込めが可能な設備を有することで、漏出による市民への感染を防ぎ、検査においては担当技師が感染しない施設を整備していく。令和4年度に地質調査、基本設計、令和5年度に実施設計、令和6～7年度に建築工事、令和8年度に供用開始する。
③ 職員のメンタルヘルスケアについて【有効性の視点】 職務上のストレスが原因で体調を崩す職員に対しては、きめ細やかに対応を行い、職場復帰をサポートすること。	【 措置済 】 令和 4年 4月 1日 療養後は本人が希望している部署へ異動して、問題なく働いている。 職務上のストレスが原因で体調を崩している職員に対しては、職場復帰を目標としたヒアリングを積極的に実施していく。また職員間でお互いに理解し支えあい相互に助け合う職場の雰囲気作りをしていく。

## リスク発現の可能性があるもの

特になし

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

富田地区市民センター、保々地区市民センター、三重地区市民センター、桜地区市民センター、富洲原地区市民センター、河原田地区市民センター（富洲原地区市民センター、河原田地区市民センターは、書面監査）

3 監査実施期間 令和 3年10月 8日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）</p> <p>【共通事項】 窓口担当職員より経験年数の長い会計年度任用職員がいるセンターでは、会計年度任用職員の知識や経験を活用して窓口担当職員と連携することで窓口業務を円滑に遂行できるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年10月12日</p> <p>窓口担当の地域主任を中心に、経験年数の長い会計年度任用職員とお互いの知識や経験を活かしながら、また常に情報を共有するなど連携して窓口業務を円滑に遂行している。窓口担当職員が異動した際の影響を考慮し、引き続き担当者間の信頼関係の構築や他の職員も対応できる窓口業務を増やすなど、体制づくりを進めていく。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>【共通事項】 地域マネージャーは地域の団体とのつなぎ役として重要な役割を担っている。地域の人々との信頼関係や経験で得たノウハウを継承できる体制づくりに取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>地域マネージャーは、地域の各団体へ支援や助言を行っており、地域のまちづくりの要として活動している。センター内においても常に情報共有を行い、意思の疎通が図られている状態を継続できるよう意識をもって取り組んでおり、また、業務で得た知識や経験等を継承するため引継ぎファイル等の準備をしているなど、ノウハウを継承する体制は確保できている。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>【共通事項】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りのある地区市民センターが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>内部事務処理におけるミスの発生を防ぐために、発生しやすいミスについてそのリスクを踏まえて改めて朝礼で周知を行った。実際の事務においては、「適正事務の手引き」等で確認し、所属内でミスが発生しやすいポイントを共有しながら複数の職員での確認を徹底している。</p>

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>② 内部統制について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>支出事務や証明事務等でミスを防ぐための内部統制について、取扱事務の複雑化・多様化が進むとともに事務量が増加していること、土日・祝日明けなど窓口が混雑することで来客を待たせまいと慌てて対応することなど、様々なリスクが想定される。リスクを想定し、内部統制が機能する体制づくりに取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>担当業務に対する理解度を上げつつ、他業務への意識、理解を深め、複数業務への対応まで可能となるよう情報共有に取り組んでいる。証明事務においては複数の職員でのチェックや申請者と確認のうえ交付する、混雑時には窓口担当職員以外もできる範囲で応援するなど、ミスの発生リスクが抑えられるような体制づくりをしている。</p>
<p>③ 自治会等の役員について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>自治会等の役員の役割が多く、成り手不足であるため、役員の後継者選びが難航している。人材を確保、育成するために市としてどのように取り組んだらよいか検討すること。また、地域の人の声に耳を傾け、手本となる他県の事例があれば状況を調べ、館長会等で共有して本市の取り組みに活用すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>少子・高齢化社会や災害時での対応など様々な課題を解決するため、今後ますます地域活動が重要になってくることについて地区内で啓発することを館長会等で情報共有した。引き続きその課題解決に向けて検討を重ね、自治会等の地域団体や団体事務局の意見も聞きながら、人材発掘・育成に取り組んでいく。</p>
<p>④ 現金の取扱いについて【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>ア 収納金を金融機関に毎日預入しているが、年間取扱金額は多額である。原則2人1組で行動することになっているが、職員が少数のため1人で自動車を使用し、金融機関に行くセンターもある。盗難などのリスクを想定して事故が発生することがないように取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>盗難などのリスクを想定して事故が発生することがないように、2人1組で行動することを原則に、その日のセンター職員の体制を考慮しながら取り組んでいる。限られた職員数の中で金融機関に行くため、事務室内の状況を見ながら、想定されるリスクを回避できる取り組みを続けていく。</p>
<p>イ 収納金の取扱いは徹底したリスク管理が必要であるが、センターから金融機関までの距離があるセンターもあるため、常に業務の効率化と想定されるリスクの視点を持って収納金を取扱うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>センターから金融機関までの距離も認識し、想定されるリスクの視点を持ちながら危機管理意識を持って収納金を取り扱っている。限られた職員数で様々な業務を遂行していることから、業務の効率化と想定されるリスクの視点の均衡がとれるような取り扱いができるよう、引き続き取り組みを続けていく。</p>
<p>⑤ 地区市民センターにある図書室の周知について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>地区市民センターにある図書室は整理整頓もされており蔵書も充実しているが、センター内の図書室がわかりにくかったり、在ることを知らない市民もいたりするので、引き続き館内での案内やセンターだより等を活用して周知に取り組むこと。また、選書については、日々アンテナを張って子どもから高齢者まで幅広い世代が関心を持つ図書の充実に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>地区市民センター内にある図書室に関し、館内での案内やセンターだよりを活用して周知に取り組んでいる。引き続き新刊を購入した時にはセンターだよりに掲載する、事務室に新刊コーナーを設置するなど、より人目につくような取り組みを行っていく。また、新刊購入の際は住民からのリクエストも受け付け、各賞受賞作やベストセラーを中心に、文芸書から絵本まで幅広く選定するように努めている。</p>
<p>⑥ 窓口業務における対応について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>窓口業務全般について、効率よく円滑に対応することで市民サービスの向上を図ること。特に、個人番号カード（マイナンバーカード）に関する窓口事務は、普及の促進に寄与するという意識を持ってきめ細やかな対応を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>窓口業務については、混雑時には窓口担当職員以外の職員も対応にあたり、円滑に業務が遂行できるよう努めている。特に個人番号カード（マイナンバーカード）に関する窓口業務については、重要な個人情報につき慎重に行い、普及の促進に寄与する意識を持ってきめ細やかな対応を行っている。引き続き所属内で常に情報の共有を図り、円滑に業務を遂行できるよう取り組みを続けていく。</p>

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>⑦ 地区市民センターの駐車場について【有効性の視点】</p> <p>【富田地区市民センター】</p> <p>富田地区市民センターの駐車場は駐車スペースが限られているため来館者の車で混雑している状況である。センター前の道路は交通量も多く、近くに小学校もあるので、駐車場が混雑すると出入りに危険が生じることも想定できる。来館者へは、自転車や徒歩で来館してもらうことや、別の場所にあるセンター用の駐車場を使ってもらうことで、センター前駐車場の混雑を減らせられるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年12月 5日</p> <p>富田地区広報にて近くで借りているセンター用の駐車場の周知を行い、同内容を拡大しセンター入り口2か所に掲示している。</p> <p>また、A4版の同内容文書を作成し窓口に配置しており、車による来館者で希望される方にはすぐ渡す事ができる対応を行う事により、センター前駐車場の混雑を減らす対策を行っている。</p>
<p>⑧ 公有財産の安全管理について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【保々地区市民センター】</p> <p>センター用地の一部について隣接する建物への進入路として使用許可を行っているが、センターの駐車場と進入路の境にあるコンクリートブロックは近くに夜間照明があるものの、点灯しない時間帯においては暗くて見づらい状況である。歩行者がつかずいて怪我をするなどの事故が発生することがないように進入路の使用ユーザーへも働きかけを行い、安全対策についての必要な措置を講じること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年10月25日</p> <p>夜間の歩行者の事故を防止するため、安全対策としてセンターの駐車場と進入路の境にあるコンクリートブロックに反射板を設置した。</p>
<p>⑨ 地区市民センターの役割について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【三重地区市民センター】 【桜地区市民センター】</p> <p>近年、本市公立幼稚園は入園者数の減少により、こども園として再編されている。当地区も入園者数が減少していることから、再編の議論が生じている。情報の的確な把握と進捗状況を管理することで、地区市民センターとして地域全体の思いを受け止め、目配りする調整機能を果たすこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年10月12日</p> <p>市議会中継の視聴や、所管部署との緊密な連携により情報的確な把握を行いつつ、地域との意見交換・連絡調整にあたっており、地区市民センターとしての調整機能を果たしている。</p>
<p>⑩ 館内外の整理整頓について【有効性の視点】</p> <p>【三重地区市民センター】</p> <p>非常階段下に不用物が置かれている、枯れ木・枯れ葉が適切に処分されていない、入口の観葉植物の管理が不十分等の状況が見られ美観を損なっている。書庫は整理整頓がなされているが、収納箱に収納物の表記がされていない状態であった。センター建物の外回りの整理と美観への気遣い、倉庫内収納物がわかりやすく取り出しやすい収納について工夫すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年10月12日</p> <p>非常階段下の不用物および入口の観葉植物については撤去した。書庫内収納箱については収納物の表記を行った。</p>
<p>⑪ 樹木の剪定について【有効性の視点】</p> <p>【三重地区市民センター】</p> <p>館長をはじめ、副館長、地域マネージャーや地域の人の協力により樹木の剪定を行っている。高所での作業は危険なことから、維持管理の予算化について主管課と協議すること。</p>	<p>【検討中】 令和 4年10月7日</p> <p>敷地内の樹木の剪定、伐採について、見積を徴し主管課と協議する予定である。</p> <p>【措置済】 令和 5年 3月24日</p> <p>地区市民センター管理運営費の委託料から樹木管理業務委託を実施し、敷地内の樹木について剪定、伐採を行った。</p>

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>⑫ 生涯学習事業について【住民福祉の向上の視点】 【三重地区市民センター】 乳幼児と母親が歌や遊びを通じての交流と、子育ての相談会も兼ねる講座の参加者が多かったということである。孤立化や虐待の家庭もあることから相談会を通じ、情報をうまく関係課と共有しながら地域での発生防止につなげていくこと。良い事業のため、ブラッシュアップしながら継続していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年10月12日  主催者である地区民生委員児童委員協議会との協力関係を維持し、今後も事業のブラッシュアップに努めていく。</p>
<p>⑬ 消耗品費等について【住民福祉の向上の視点】 【桜地区市民センター】 新型コロナウイルス感染症対策による消耗品の購入や、照明やトイレの故障により修繕を行っているが、利用者に不快な思いをさせないよう、予算不足であれば主管課に増額の要望をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 定期的に館内の現場確認と保守点検を行った。</p>
<p>⑭ 講座の委託について【住民福祉の向上の視点】 【桜地区市民センター】 生涯学習事業として、他センターの講座を参考にしてスマートフォン講座を開催している。人気のある講座ということであり、時代に合ったよい内容のため広く周知すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 ホームページや地区内回覧等により広く周知を行った。</p>
<p>⑮ 女性の登用、活動について【有効性の視点】 【桜地区市民センター】 ア 女性防災隊の活動内容を広く周知すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 ホームページや地区内回覧等により広く周知を行った。</p>
<p>イ 女性が地域マネージャーであることの強みを生かして活躍できる場を提供するなど、全市にとってのロールモデルとなるよう職員がバックアップすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 地域行事やセンター関係事業はもちろんのこと、スキルアップのための外部研修への積極的な参加を奨励している。</p>
<p>ウ 担い手不足である自治会役員に女性を登用できるような道筋をつけること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 連合自治会長や女性自治会長にも相談し、自治会役員への女性登用に取り組んでいる。引き続き女性登用のために各自治会内でできるサポートやアイデアを思案していく。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

## 令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 こども未来部 保育園  
富田保育園、坂部保育園、富洲原保育園、桜台保育園  
（富洲原保育園、桜台保育園は書面監査）
- 3 監査実施期間 令和 3年10月12日

### 指 摘

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(4) 施設の補修がすみやかに行われないリスク 【坂部保育園】 保育園の外周にある排水溝で破損している箇所があった。早急に安全対策を講じること。	【措置済】 令和 4年 9月14日 令和4年9月14日に破損箇所を撤去し、安全対策を講じた。

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(4) 施設の補修がすみやかに行われないリスク 【坂部保育園】 ① 5歳児部屋の入口付近の床の傾斜、高さが低いフェンスやグラウンドにある穴の対策、園庭にある樹木が大きくなっているため枝が道路にはみ出すことによる通行人への妨げなど、維持管理については保育幼稚園課とも協議して適切に進めること。	【措置済】 令和 4年 9月30日 樹木に関しては適宜剪定を行い、適切に管理されている。その他の項目についても保育幼稚園課と協議の上、園児の安全の観点で優先順位をつけて、修繕計画を立てている。今後も修繕計画に基づいて、適切に施設の補修を進めていく。
② 公共施設アセットマネジメントに基づき施設の修繕を進めているが、施設も古くなっているため、簡易な修繕を職員が行うことが発生している。園児の安全に関わることは保育幼稚園課とも連携して対策を講じること。	【措置済】 令和 4年 9月30日 園児の安全に関わることは、必要に応じて保育幼稚園課とも連携の上、その都度迅速に修繕等の対応ができています。令和4年度は、保育幼稚園課に元建築技師のパート職員が配置され、修繕の実施体制が強化されている。
③ 隣地にあるフェンスが保育園の敷地側に傾いている。倒れてくると危険であるので注視していくとともに、機会を見てフェンス所有者へも対策を働きかけること。	【措置済】 令和 4年 9月30日 令和4年9月中にフェンス所有者や立ち入る職員と情報共有を行った。今後も引き続き注視し、園児や職員の安全管理に努めていく。

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 【共通事項】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 頻度の高いミス等については、掲示板やメール等で園へ共有を行い、同様のミスが発生しないよう努めている。また、園の財務書類のチェックについては、複数人でのダブルチェック体制を徹底する等のミス未然防止の対策を引き続き行うことで、今後も適正な事務処理に努めていく。</p>
<p>② 雇用形態の異なる職員間の情報共有について【住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 保育園には多くの職員がいるが、雇用形態は様々であり多様なシフト体制であるので、全職員が集まる機会はない。日々の業務において、園児に関する情報共有の行き違いや漏れが発生することで、園児の安全管理が損なわれることや保護者との信頼関係が崩れることがないように、引き続き、情報共有の重要性を認識して業務に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 雇用形態の異なる職員であっても、個別で周知を行ったり、マニュアル等を利用するなど、情報共有を徹底し、安全で確実な保育ができるように努めている。 今後も、園児及び保護者が安心して通園できる園運営に職員全員で取り組んでいく。</p>
<p>③ 食物アレルギーのある園児への対応について【住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 食物アレルギーは子どもの命に関わる。職員間の情報共有はもとより、引き続き、研修等で職員の知識を高め、事故のないように注意深く保育を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 年度当初の職員会議において、「四日市市食物アレルギー対応マニュアル」に基づいて、全職員へ研修を行っている。その後も適宜、定例の職員会議等において、対応方法の再周知・指導を行っている。また、食物アレルギーを持つ園児の情報は全職員間で共有しており、毎日、給食のメニュー確認の際に、誤った対応を行わないよう指示徹底している。</p>
<p>④ 不審人物から園児を守ることにについて【住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 見知らぬ人が子どもを迎えに来るといったことや、不審な人物が園の敷地に入ってくることもありうるが、危険が生じないように、引き続き保護者への確認を徹底するとともに、防犯カメラにもよく注意を払うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 朝、昼、夕方に園内及び周辺の見回りを園長中心に実施している。併せて、園児の安全について全職員で常に気を配り、適宜教室等の見回り、防犯カメラの確認を実施している。 必要に応じて近くの交番等と連携をとる等、今後も引き続き園児の安全確保に努めていく。</p>
<p>⑤ 個人情報管理の徹底について【合規性の視点】 【共通事項】 事務室は様々な人が出入りをする。個人情報を保護する観点から、職員が席を立つときは机にある書類を片付けることやパソコンを閉じるなど、きめ細やかな個人情報のセキュリティの管理を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 個人情報の取り扱いについては以前より細心の注意をはらっている。個人情報は、鍵付きの棚や机で適切に管理している。また、机上の書類やパソコン画面のデータなどが第三者の目に触れることのないよう、整理整頓、PCのロックなどを徹底し、個人情報の保護に努めている。</p>

<p>⑥ ICTの活用について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】          コロナ禍において、各種行事の中止により保護者が保育行事に携わる機会が減っている。そのため、保育園での様子や活動は、丁寧に保護者へ報告したり、写真付きのたより等にて保護者へ伝えているが、そのことにより職員の負担も増加していることが想定できる。ICTを活用した業務の効率化やタブレット等を活用した保護者とのコミュニケーション手法も普及してきているので、保育におけるICTの活用を研究すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>保育におけるICTの活用については「保育業務支援システム」の導入を計画しており、令和4年度に2園で試行導入し、令和5年度に残る保育園・こども園に拡大導入予定である。導入にあたっては、令和3年度に園長向けにシステムのデモを実施したほか、試行導入時には、園職員向けの研修を実施し、拡大導入時にも同様の研修を実施予定である。当システムには保護者との円滑なコミュニケーションに役立つ機能があり、システムを活用し、職員の業務負担を省力化しながら、保育の質を高める環境づくりに取り組んでいく。</p>
<p>⑦ 園児用のベッドスペースの確保について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】          事務室内に発熱などにより体調不良になった園児を寝かせるためのベッドがあり、保護者が迎えにくるまでの間はそのベッドに園児を寝かせている。ベッドが1台しかない園においては、複数の園児が体調不良になることを想定し、そういった場合にもスムーズに対応できるように、その対策を全職員で共有しておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>体調不良になった園児の対応については、園児の症状や当日の園の状況などに合わせて、最善の方法を園で検討の上決定し、柔軟に対応している。園で決定した対応方法について、当日出勤の全職員で共有するとともに、職員会議等でも情報共有し、園全体で適切な対応ができるよう徹底している。</p>

### リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(2) 出先機関のリスク</p> <p>◆保育業務のかたわら書類作成、書類の確認作業等の事務仕事を行う必要があり、さらに、出先機関であることから、事務上の不備が生じやすいのではないか。保育幼稚園課のチェックは行き届いているか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）          △ 支出負担行為兼支出命令書等財務関係書類は保育幼稚園課の決裁を受けており、チェックはされている。修正等で保育園と保育幼稚園課との間のやりとり時間に時間がかかることはあるが、今回監査対象園において支払遅延はみられなかった。引き続き、迅速で正確なチェックが必要である。</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 9月30日</p> <p>園と保育幼稚園課でやりとりが発生する事務についても、速やかで確実な確認に努めている。今後も、ミスが発生しやすい事務手続きであることを十分に認識し、細心の注意をして適切な事務執行に努めていく。</p> <p>【対応状況】 令和 5年 3月31日</p> <p>園と保育幼稚園課でやりとりが発生する事務について、確実かつ速やかに確認を行っている。また、事務上の不備が発生しやすい業務については、保育園専用掲示板や園長会等で周知徹底することで、ミスの未然防止に努めている。今後も、ミスが発生しやすい業務形態であることを職員全員が十分に認識し、細心の注意をして適切な事務執行に努めていく。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）          △ 今回監査対象園においては、年間360時間を超える時間外勤務を行っている職員は見受けられなかった。引き続き、職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、勤務時間管理の適正化と職員の意識改革を推進する必要がある。</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 9月30日</p> <p>コロナウイルス対応等、やむを得ない時間外勤務も発生する状況ではあるが、できる限り時間外勤務の削減に努め、職員の健康維持、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めていく。</p> <p>【対応状況】 令和 5年 3月31日</p> <p>保護者対応等、やむを得ない時間外勤務も発生する状況ではあるが、職員の業務内容の見直しを行い、効率化することで、できる限り時間外勤務の削減に努め、職員の健康維持、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めていく。</p>

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 こども未来部 幼稚園・こども園  
三重幼稚園、桜幼稚園、保々こども園、富洲原幼稚園、三重西幼稚園、富田幼稚園  
（富洲原幼稚園、三重西幼稚園、富田幼稚園は、書面監査）
- 3 監査実施期間 令和 3年10月13日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 幼稚園の持続性に関するリスク 【三重幼稚園】【桜幼稚園】 市全体として幼稚園児の減少が続いているが、あそび会や送迎時に保護者からの不安、悩み相談に対し、きめ細やかに対応していることは公立幼稚園の強みである。保護者に公立幼稚園を選択してもらえるよう様々な魅力づくりに取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 送迎時やあそび会等、保護者と接する際には積極的にコミュニケーションをとるように心がけており、保護者と良好な関係を構築している。 今後も保護者にとって魅力のある園づくりを継続して行っていく。</p>
<p>(5) 園内における園児の安全が十分にとられていないリスク 【三重幼稚園】【桜幼稚園】 全体的に概ね清掃、安全面の管理が行き届いているものの施設や物品の整備について、次のとおり不備が見受けられた。園で修繕できないものについては、保育幼稚園課に要望すること。 ア ブランコの塗装が剥げており、錆があるため修繕すること。また、切株は子どもが怪我をすることがないように安全対策を施すこと。避難訓練時に使用している踏み台は老朽化しているため事故のないよう対応すること。（三重幼稚園）</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 ブランコの手で触れる部分に関しては、塗装されている。切り株は子どもが付近に立ち入れないように対策した。踏み台は本監査において指摘された後すぐに撤去を行った。</p>
<p>イ 溝に合わないグレーチング、禽舎の枠の剥がれ、老朽化したスチロール製の畑の枠、園舎の鳥の巣、手洗い場の水漏れが見受けられたので対応を行うこと。職員室の配線コードが乱雑であったため整理すること。（桜幼稚園）</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 ご指摘の件についてはすべて対応済である。（グレーチングは溝に合うものに交換した。／禽舎および手洗い場は修繕した。／畑の枠はレンガに交換した。／安全上支障となる鳥の巣は撤去した。／配線コードは整理整頓した。）</p>

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【<b>法規性の視点</b>】</p> <p>【<b>共通事項</b>】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りのある園が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【<b>措置済</b>】 令和 4年 9月30日</p> <p>頻度の高いミス等については、掲示板やメール等で園へ共有を行い、同様のミスが発生しないよう努めている。また、園の財務書類のチェックについては、複数人でのダブルチェック体制を徹底する等のミス未然防止の対策を引き続き行うことで、今後も適正な事務処理に努めていく。</p>
<p>② 園のセキュリティ対策について【<b>効率性の視点</b>】</p> <p>【<b>三重幼稚園</b>】</p> <p>職員数が少ないことから保育中は、職員室が用務員のみや空室になることがある。園長がセキュリティに対し、しっかりとマネジメントを行うこと。</p>	<p>【<b>措置済</b>】 令和 4年 9月30日</p> <p>防犯カメラ映像や目視による確認等を徹底するように、職員全員に周知した。今後もセキュリティに対するマネジメントに努めていく。</p>
<p>③ 園のセキュリティ対策について【<b>効率性の視点</b>】</p> <p>【<b>桜幼稚園</b>】</p> <p>当園は2階に職員室がある。職員室に鍵をかけ、ほとんど1階で過ごしているということであるが、全体が見渡せるレイアウトではないため、気付きが遅れたり情報が届きにくいいため、安全面にリスクがあることを認識すること。</p>	<p>【<b>措置済</b>】 令和 4年 9月30日</p> <p>「安全面にリスクがあること」を職員が認識するように周知徹底をし、適宜2階に行き周りを見渡すなどして、セキュリティの向上に努めている。</p>
<p>④ 職員数について【<b>住民福祉の向上の視点</b>】</p> <p>【<b>桜幼稚園</b>】</p> <p>ア 当園は特別支援の必要な園児がいるにもかかわらず、特別支援加配の職員が配置されていない。園児の安全面からも見守りが必要なため、職員の増員を要求すること。</p>	<p>【<b>措置済</b>】 令和 4年 9月30日</p> <p>他園の配置状況も考慮しつつ、保育幼稚園課と連携の上、令和4年度は適切な人員が配置されることとなった。</p>
<p>イ 園児数は少ないが、職員の数も少ないことから園児一人一人に目が行き届くように配慮すること。</p>	<p>【<b>措置済</b>】 令和 4年 9月30日</p> <p>職員一丸となって、園児全員の状況を把握するように努めているが、あらためて職員に周知した。</p>
<p>⑤ 現金出納簿について【<b>法規性の視点</b>】</p> <p>【<b>保々こども園</b>】</p> <p>収納金の現金出納簿において、同一日の現金の出納であると日付欄が空白になっている欄があるが、日付の記入は必要である。その日の残を確認する重要な記録であるので、記入漏れのないようにすること。</p>	<p>【<b>措置済</b>】 令和 4年 9月30日</p> <p>現金の管理は重要な業務であると認識し、記入漏れのないように努めるとともに、複数人で書類のチェックを行うよう徹底する。</p>
<p>⑥ ヒヤリ・ハットの認識や職員間の情報共有について【<b>有効性の視点</b>】</p> <p>【<b>保々こども園</b>】</p> <p>職員数が他の園と比較すると相当多いため、確実な情報共有を行い、職員同士の連携を図ることにより、ヒヤリ・ハットの発生防止に努めること。</p>	<p>【<b>措置済</b>】 令和 4年 9月30日</p> <p>朝礼や職員会議等で、確実な情報共有を行っている。今後も職員同士の連携を図り、ヒヤリ・ハットの発生防止に努めていく。</p>

<p>⑦ 教育認定と保育認定の差について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【保々こども園】</p> <p>1号認定の園児は早く退園するが、2、3号認定の園児とあまり差をつけないように、保護者から見て教育認定と保育認定で色分けされた印象にならないように引き続き配慮すること。</p> <p>※1号認定：4時間程度の教育標準時間で通園する子どもの年齢が満3歳～5歳の場合。</p> <p>2号認定：保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など）に該当する場合に、保育標準時間（原則11時間以内）や保育短時間（原則8時間以内）で通園する子どもの年齢が満3歳～5歳の場合。</p> <p>3号認定：保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など）に該当する場合に、保育標準時間（原則11時間以内）や保育短時間（原則8時間以内）で通園する子どもの年齢が0歳～満3歳未満の場合。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>園児の保育時間等に関わらず、すべての園児に対して同水準の保育を実施しており、今後も継続して実施していく。</p>
<p>⑧ 収納金の取扱いについて【有効性の視点】</p> <p>【三重幼稚園】 【桜幼稚園】</p> <p>現金の取扱いや管理について、複数の職員によるチェックを行い、厳重な管理と事故防止を徹底すること。また、金融機関にて納付を行う際には安全面について配慮すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>現金の取り扱い、管理については複数職員でチェックを行う等、細心の注意をはかり、厳重な管理と事故防止を今後も徹底していく。</p>
<p>⑨ ヒヤリ・ハットの認識や職員間の情報共有について【有効性の視点】</p> <p>【三重幼稚園】 【桜幼稚園】</p> <p>ヒヤリ・ハットがなぜ起きたのかマニュアルの参照や個々の要因分析をしていると思うが、施設や設備に原因があるのであれば、保育幼稚園課に伝え、その障害を取り除くこと。ソフト面での原因であれば担任と話し合い指導すること。また、事例を職員で情報共有し、事故等の発生の未然防止や日々子どもたちに目配りをしながら、同じことが起きないように、職員全員で体制を整えること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>ヒヤリ・ハットについては、発生原因を分析し、原因を取り除くことで同様の件が発生しないよう努めている。職員の保育方法等ソフト面に原因がある場合は、朝礼等で情報共有を行い、施設等ハード面に原因がある場合には、速やかに保育幼稚園課へ報告し、必要な措置を講じている。今後も、ヒヤリ・ハット、事故のない保育の継続に向けて職員全員で取り組んでいく。</p>
<p>⑩ 公立幼稚園のこども園化について【有効性の視点】</p> <p>【三重幼稚園】 【桜幼稚園】</p> <p>本市の公立幼稚園の園児の急激な減少に伴い、こども園への移行が進められているが、こども園がどのような施設かわからない保護者に向け、幼稚園の機能はこども園においても保たれることなどを職員から話すことにより、安心感が生まれるため、丁寧な説明に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>保護者の不安等に寄り添ったうえで、こども園の機能、保育内容等をPTA委員会や来入園児説明会等で必要に応じて保護者に丁寧に説明している。今後も、保護者が安心して園児を預けられるよう、適切な対応に努めていく。</p>

## リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(2) 出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）            ◆出先機関であることから、支払い書類の確認等をするにあたり、事務上の不備が生じやすいのではないか。保育幼稚園課のチェックが行き届いているか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）            △ 消耗品等の納品後請求書を受領し、支出負担行為兼支出命令書を作成して保育幼稚園課に提出し、チェックを受けている。誤りがあると幼稚園に書類を戻し、修正等のやりとりが必要となるが、支払遅延にはならず、支払いが完了した。引き続き、迅速で正確なチェックが必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 9月30日</p> <p>園と保育幼稚園課でやりとりが発生する事務についても、速やかで確実な確認に努めている。            今後も、ミスが発生しやすい事務手続きであることを十分に認識し、細心の注意をして適切な事務執行に努めていく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 5年 3月31日</p> <p>園と保育幼稚園課でやりとりが発生する事務について、確実かつ速やかに確認を行っている。また、事務上の不備が発生しやすい業務については、幼稚園・こども園専用掲示板や園長会等で周知徹底することで、ミスの未然防止に努めている。            今後も、ミスが発生しやすい業務形態であることを職員全員が十分に認識し、細心の注意をして適切な事務執行に努めていく。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク            ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）            × こども園の職員の一部が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、引き続き勤務時間管理の適正化と職員の意識改革を推進する必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 9月30日</p> <p>コロナウイルス対応等、やむを得ない時間外勤務も発生する状況ではあるが、職員の業務内容の見直しを行い、効率化することで、できる限り時間外勤務の削減に努め、職員の健康維持、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めていく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 5年 3月31日</p> <p>保護者対応等、やむを得ない時間外勤務も発生する状況ではあるが、職員の業務内容の見直しを行い、効率化することで、できる限り時間外勤務の削減に努め、職員の健康維持、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めていく。</p>

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 小学校・中学校  
 富田小学校、保々小学校、三重小学校、桜台小学校、河原田小学校、桜小学校、三重西小学校、三重北小学校、大谷台小学校、富洲原小学校（河原田小学校、桜小学校、三重西小学校、三重北小学校、大谷台小学校、富洲原小学校は書面監査）  
 富田中学校、保々中学校、三重平中学校、桜中学校、富洲原中学校（富洲原中学校は書面監査）
- 3 監査実施期間 令和 3年11月10日、令和 3年11月12日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク <b>【小・中学校共通事項】</b> 質の高い教育活動を行うため、教職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの確保を図り、業務の効率化を図るなど勤務時間管理の適正化と教職員の意識改革を推進することで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革に向けた取り組みを引き続き推進すること。	<b>【 継続努力 】</b> 令和 4年 9月30日  校務支援システムや業務アシスタントの活用により業務の効率化を図る一方、定時退校日や部活動休養日（中学校対象）の設定、会議内容の精選を行いながら、職員の勤務時間縮減に向けての取り組みを進めている。また、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。
	<b>【 継続努力 】</b> 令和 5年 3月31日  校務支援システムや業務アシスタントの活用により業務の効率化を図る一方、定時退校日や部活動休養日（中学校対象）の設定、会議内容の精選を行いながら、職員の勤務時間縮減に向けての取り組みを引き続き進めている。また、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を引き続き行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。  監査結果について、各校への情報共有を図り、教職員の働き方改革に向けて引き続き取り組みを進める。

<p>(3) 教員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できないリスク</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフ、部活動指導員（中学校対象）などの人材や、校務支援システムなどをしっかりと活用し、教職員の負担軽減につなげることにより、引き続き、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>教員が児童生徒及びその家庭と向き合える環境整備を推進するため、学校業務アシスタント・スクールサポートスタッフ・部活動指導員（中学校対象）などの配置を最大限活用しつつ、教員の負担軽減を図る活用法を探求していく。また、校務支援システムについても、負担軽減につながる操作方法の共有を図り、時間に余裕が生まれるよう努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>教員が児童生徒及びその家庭と向き合える環境整備を推進するため、学校業務アシスタント・スクールサポートスタッフ・部活動指導員（中学校対象）などの配置を最大限活用しつつ、教員の負担軽減を図る活用法を引き続き探求していく。また、校務支援システムについても、負担軽減につながる操作方法の共有を図り、時間に余裕が生まれるよう引き続き努めている。</p> <p>監査結果について、各校への情報共有を図り、引き続き、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう努めていく。</p>

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 事務の適正執行について【法規性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、複数の学校で事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>学校外に発出する文書については起案を行い、上位職である校長・教頭により文書の内容を確認し、決裁後、関係機関等へ発出している。</p> <p>起案時に報告内容等に不備がある場合は、上位職より起案職員に修正事項の確認を行うことにより、内部牽制体制が機能するよう努めている。</p> <p>職員がより適正な事務執行ができるよう、今後も内部のチェック機能の体制づくりの整備と、内部事務管理の徹底を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>支出事務の適正処理などの事務の適正執行について、校長会において、全小中学校に周知し、内部事務管理の徹底を図っている。</p>
<p>イ 学校づくりビジョン推進事業費や開かれた学校づくり推進事業費で購入している消耗品費等については、本来その事業費で購入すべきものかどうかを改めて確認したうえで支出すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 9月30日</p> <p>該当事業に係る消耗品等を購入する際には、担当者だけの判断ではなく、管理職とその必要性を確認し、目的に沿った物品を購入するようにしている。今後も、その事業費で購入すべきものかを確認したうえで適正な執行に努めていく。</p>
<p>ウ 納品書や請求書に記載されている日付と、実際に受け取った日付にずれがある場合、受付印を押すなど支払決裁の起算点が明確になるようにすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 9月30日</p> <p>納品書や請求書に記載されている日付と、実際に受け取った日付にずれがある場合は、実際の日付で受付印を押し、決裁の起算点が明確になるよう、あらためて周知を行った。</p>

<p>エ 修繕等にかかる費用の妥当性については、学校のみで判断することは困難かもしれないが、教育委員会とも連携を取りながら、適正な金額での執行ができるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 学校で判断に迷う修繕については、教育委員会と連携を取りながら、実績のある業者を選定し、適正な金額での執行に努める。</p>
<p>② 共同学校事務室と各学校の管理職による事務処理チェック体制について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、その中の1校に共同学校事務室が設置され、同事務室では財務帳票の点検業務も行われており、各学校の財務会計事務の一定の適正性が保持されている。しかし、共同学校事務室のチェック機能に依存し、管理職によるチェック機能が働いていないと思われる事例も見受けられる。共同学校事務室において財務事務に関する知識のさらなる集積を図るとともに、各学校においても事務処理に係るチェック体制の強化を図ること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日 学校内での財務決裁を受ける前に、共同学校事務室において、各校の事務職員が処理した財務帳票の点検業務を行っている。このことにより、各校の財務会計事務が適正に執行できるよう担保されている。さらに、管理職による決裁時のチェック機能と内部牽制機能を高めることにより、学校での財務の承認と決裁を行っている。今後も管理職及び事務職員の財務事務に関する知識を蓄積するとともに、共同学校事務室の組織を活用しながら、管轄する学校への周知を行うなど、校内の財務処理に係るチェック体制の強化を図っている。</p> <p>【継続努力】 令和 5年 3月31日 支出事務の適正処理などの事務の適正執行について、校長会において、全小中学校に周知し、内部事務管理の徹底を図っている。 また、共同学校事務室室長会においても同様に周知を行い、各校事務処理チェック体制の強化を図るよう努めている。</p>
<p>イ 各学校における発注にあたり、共同学校事務室が見積書を徴取し、その見積結果をもって、共同学校事務室管轄内の学校の発注業者、発注価格が決められている事例がある。教育委員会は、適正な事務執行が行われるよう整理を行い、早急に必要な改善を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 7月22日 共同学校事務室が見積書を徴取し、その見積結果をもって、共同学校事務室管轄内の学校の発注業者、発注価格が決められていたものについて、事務執行方法の整理を行い、令和4年度発注分から教育委員会において手続きを行うように変更した。</p>
<p>③ 学校内の環境整備について【住民福祉の向上の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 学校の敷地は広く、管理が大変であることは十分理解できるが、子どもたちがけがをすることなく、よい環境で学校生活を送ることができるよう、教育委員会との情報共有を図り、校内環境の整備に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 定期的に安全点検を実施し、学校施設や敷地内に損傷や危険箇所がないか確認している。修繕の必要がある場合は、その都度対応するとともに、高額の費用を要するなど学校での対応が困難な場合は、子どもたちが近づくことのないように安全対策を講じたうえで、教育委員会へ迅速に報告、情報共有を図っている。</p>
<p>イ 校庭の切株などは、子どもたちがけがをすることなく、よい環境で学校生活を送ることができるよう、教育委員会との情報共有を図り、校内環境の整備に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 定期的に安全点検を実施し、切株など子どもたちがけがをすることなく、よい環境で学校生活を送ることができるよう、教育委員会との情報共有を図り、校内環境の整備に努めること。</p>

<p>ウ 遊具を含めて校内で修繕が必要なものについては、安全性の面のみならず、子どもの視点に立って早急に対応を行い、子どもたちが教育を受けるうえで支障が生じている状態が継続することのないよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 遊具の点検については教育委員会で行っているが、学校でも定期的に安全点検を実施しており、日ごろから教職員による見回りを行うことで、危険個所の把握に努めている。危険箇所等の不具合がある場合は早急に修繕をしたり、困難な場合は子どもたちが近づかないよう安全対策を施したうえで教育委員会へすみやかに報告をしたりし、対応を行っている。</p>
<p>エ 倉庫内の配置については、重いものを棚の上部に置くなどけがの恐れがある状態とならないよう、倉庫内のレイアウトも含め、事故を未然に防ぐことができるように工夫して整理すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日 倉庫内の棚の上部には荷物を置かないようにしている。収納場所の都合で棚の上部に置かなければならない場合でも、軽い物を上部に置き、重量のあるものは下部におくように配置を工夫している。</p> <p>【措置済】 令和 5年 1月 6日 倉庫内の棚の上部には荷物を置かないように引き続きしている。収納場所の都合で棚の上部に置かなければならない場合でも、軽い物を上部に置き、重量のあるものは下部におくように配置を工夫している。</p> <p>令和5年1月6日に小中学校向けに監査担当者会議を開催し、監査結果の共有を図り、倉庫内の配置について、安全に配慮した配置となるよう再度周知を行った。</p>
<p>オ 子どもたちが利用する相談室については、学校によっては入退室が人目につきやすい場所に配置されているところがある。子どもたちのプライバシーを守るという観点からも、レイアウトを工夫するなど入退室について配慮を行い、利用しやすい相談室となるよう努めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日 相談室を利用する子どもたちのプライバシーを守るため、人目につかないように相談時間を定めるなどの配慮を行っている。また、衝立を配置するなどして室内のレイアウトを工夫したり、入退室の方法についても配慮を行い、子どもたちが安心して利用できる相談室となるよう努めている。</p> <p>【措置済】 令和 5年 1月 6日 相談室を利用する子どもたちのプライバシーを守るため、人目につかないように相談時間を定めるなどの配慮を引き続き行っている。また、衝立を配置するなどして室内のレイアウトを工夫したり、入退室の方法についても配慮を行い、子どもたちが安心して利用できる相談室となるよう引き続き努めている。</p> <p>令和5年1月6日に小中学校向けに監査担当者会議を開催し、監査結果について、各校への情報共有を図り、子どもたちが安心して利用できる相談室となるよう再度周知を行った。</p>

<p>カ 校内の防犯カメラのモニターについては、職員室内のどこからでも見ることができるよう、複数台の設置の検討も含め、配置を工夫すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 防犯カメラのモニターは、全職員が確認しやすい場所に設置し、日常的に複数の目で確認できるようにしている。また、周囲には遮るものを置かないようにしている。</p>
<p>④ 事故の発生と再発防止について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続きを通じて、子どもたちのけが等の発生状況と原因を把握し、情報を共有するとともに、その分析を通じて再発防止に取り組むこと。特に施設面の不備が事故の原因であれば、その修繕等の対応を行うこと。また授業中に発生した事故であれば、教員の指導状況を確認し、必要に応じて改善を促すこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 9月30日 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続きを通じて、子どもたちのけが等の発生状況と原因を把握し、それを分析して再発防止に向けた取り組みを行っている。 施設設備の不備による事故が発生した場合は、事故再発を防ぐための修繕をすみやかに行い、授業中の事故であれば、状況を確認し、授業の指導改善を促すとともに、全教職員に注意喚起及び施設不備の早期発見のため安全点検の徹底の意識づけを行っている。</p>
<p>⑤ ICT技術活用による教育効果について【経済性・効率性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 令和2年度中に、全小中学校において、児童生徒に1人1台のタブレットが配備され、教室ごとにモニターとの無線LAN環境も整備され、その環境で、令和3年度当初から、授業における運用が行われている。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年9月は、学校と自宅をつないだオンライン学習が本格的に実施され、この経験により、児童生徒・教員のICT活用力向上などのメリットが生じているが、デメリット（機器の接続等不調、児童生徒による一方的接続停止、体調・精神面の不良表出等）も生じている。 今回のオンライン学習の検証を十分に行い、今後の緊急時におけるオンライン学習や通常時のICTを用いた授業に活かしていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 9月30日 1人1台のタブレット端末配備が実現し、これまで以上にICTの特性を活かした授業づくりが可能となった。 今年度は、児童生徒が定期的に家庭にタブレットを持ち帰るようにし、タブレットでの宿題も課している。さらに、児童生徒自身が課題に合わせて学習を進めたり、プレゼンを作成して発表したりと、ICTを活用した授業づくりを進めている。今後も、職員研修を通して、ICTの効果的な活用方法を探究し、児童生徒一人ひとりに対して最も適した学びが実現できるよう、教育委員会とも連携して組織的な推進に努めていく。 また、ICT技術活用における機器の接続不調などのデメリットや課題についても十分に検証し、教育委員会とも連携・情報共有を図りながら効果的な活用につなげていく。</p>
<p>イ コロナ禍におけるオンライン授業においては、不登校である子どもたちが参加するなどの効果もみられた。こうした点も含め、ICT技術を活用した取り組みのメリット・デメリットや今後の課題について整理し、より効果的な活用について取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 9月30日 コロナウイルス感染症による学級閉鎖のときだけでなく、平常時にもオンライン授業を活用し、学校に登校しにくい児童生徒についてもオンライン授業を提供している。今後も、ICT技術を活用した取り組みのメリット・デメリットを整理し、より効果的な活用について取り組んでいく。</p>

<p>ウ タブレットの配備などICT活用の進展に伴い、資料などのペーパーレス化に取り組むとともに、従来必要であった用紙購入などにかかる需用費の削減など、経費面での見直しにも取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 タブレットの配備や今年度から導入となったHome &amp; School（学校保護者連絡システム）の活用により、電子上での資料提供が可能となり、保護者の利便性も考慮しながらできる部分から、学校でのペーパーレス化を進めているところである。これにより、従来必要であった用紙購入などにかかる需用費の削減に努めながら、現状に合った効果的な予算編成、予算執行に取り組んでいる。</p>
<p>エ 修学旅行などの説明会をオンラインで行った学校もあり、このような新たな取り組みは評価できる。今後も、オンラインにおける課題などを整理するとともに、職員会議のオンラインでの実施なども含め、より効率的な業務遂行に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 修学旅行・説明会自然教室の説明会のオンライン開催や、感染対策により保護者参観ができなかった行事の様子の配信など、学校行事におけるオンラインの活用が進んできている。今後も、積極的に活用を進め、課題や効果を検証し、効率的な業務遂行に取り組んでいく。</p>
<p>⑥ ホームページの活用について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 ア 学校により、活用の方法・頻度が異なるが、修学旅行中に当日の写真をアップしている学校もあり、保護者にとっても日頃見られない子どもの学校生活の状況などをホームページを介して見ることができる面もあるので、今後もホームページの積極的な活用を図っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 修学旅行や自然教室に加え、授業等、学校生活の状況についてもホームページで写真をアップしながら、日常的にタイムリーな情報発信に努めている。今後もホームページの積極的な活用を図っていく。</p>
<p>イ また、学校活動における生徒の顔写真の掲載や、部活動での大会等における生徒の氏名掲載については、事前に本人の承諾を得てから掲載しているとのことであり、今後も、個人情報の掲載には十分留意を払うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 学校活動における生徒の顔写真の掲載や児童の名前の掲載について、事前に保護者の承諾を得るようにし、承諾が得られない児童の顔写真や名前については、掲載しないようチェックを徹底している。今後も個人情報の掲載については留意を払っていく。</p>
<p>ウ ホームページの活用にあたっては、教員の負担増にならないよう留意すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 ホームページの掲載については、管理職が中心となり行う、一部の教員に負担が集中しないよう分担を行うなど、教員の負担増にならないよう留意している。</p>
<p>⑦ 校務支援システムの有効活用について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 校務支援システムの機能について、教員の出勤管理、児童生徒の出席管理に加え、令和3年度からは成績管理が追加されている。追加された機能については、システムの不具合もあり、また慣れるのにも大変であったとのことであるが、システム統一により、勤務先の学校が変わっても戸惑わなくても済むというメリットがある。今後、教育委員会との調整により、システム改善を図り、教員の負担軽減につなげるとともに、三重県教育委員会独自のシステムや近隣市町のシステムとの連携も視野に入れ、更なる効率化を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 校務支援システムは、教員の出勤管理、児童生徒の出席管理、成績管理等の機能があり、職員の効率的な校務処理に役立っている。システムの不具合や改善要望については、校内の担当がまとめて教育委員会に伝え、徐々に反映もされてきているところである。システム導入会社のサポートデスクによるフォロー体制も整備されており、安心して使用できている。</p>

<p>⑧ コミュニティスクールの効果について【住民福祉の向上・有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>令和3年度には、全小中学校がコミュニティスクールの指定校となった。コミュニティスクールの取り組みにより、各学校ごとに、地域住民が学習や学校の活動を支援したり、運営協議会への参画により学校と一体となって教育方針の決定等に参画したり、また、児童生徒が地域行事に参加したり、地域の人々との交流を深めたり、地域とともにある学校づくりを進めている。これらの取り組みについて、地域住民による学校運営への参画、地域と学校との交流・連携をさらに充実させ、教育的効果をさらに高めていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>定期的にコミュニティスクール運営協議会を開催し、運営委員の方から様々な意見を伺うなど、地域とともにある学校づくりを目指している。また、校区内の保育園・幼稚園・小学校・中学校とのつながりを意識した取り組みとして、合同行事や中学校から小学校への乗り入れ授業、小6児童の部活動見学等を行っており、一貫性・連続性のある教育的効果向上に努めている。</p>
<p>⑨ 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>ア 各学校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員（「よっかいち任用講師」「学校教育アシスト」「特別支援教育推進」「学びの一体化」等）が、市教育委員会により全校への配置や各校の特性に応じて配置され効果を上げており、継続して各学校に応じた教育の充実を図っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>市費による教員の配置・活用により、さまざまな背景や課題を持つ子どもたちへのきめ細やかな指導や対応、少人数指導や特別支援教育の推進、小中連携など進めることができている。今後も学校の課題に応じた教員の配置の継続により、教育の充実を図っていく。（令和3年5月1日時点、よっかいち任用講師18名、学校教育アシスト等の非常勤講師251名を配置）</p>
<p>イ 学校における重要な役割を担っている介助員、支援員、医療的ケアサポーターをはじめ、正規職員以外の教職員に対して、校長や教頭をはじめとした管理職は、きめ細やかなコミュニケーションをとることを心掛け、皆が快適に業務に従事できるような環境づくりに努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>介助員などの正規職員以外の教職員に対して、管理職はもとより、職場全体でコミュニケーションを取り合うよう心掛けている。管理職は、日常の校内巡回時や休憩時間等に対話をするなど、きめ細やかなコミュニケーションをとることを心掛け、働きやすい職場環境づくりに努めている。</p>
<p>⑩ 特別支援を要する児童への対応について【住民福祉の向上・有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>各学校において、特別支援を要する児童の状況に応じて、介助員や支援員が配置され、また必要な場合には他機関と連携を図っているが、継続して各学校の特性に応じて対応していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>介助員や支援員の配置により、個々の状況に応じた学習機会を提供できる状況である。また、保護者と相談しながら必要に応じて他機関との連携も行っている。</p>
<p>⑪ 中学校における学校図書室活用について【有効性の視点】</p> <p>【中学校共通事項】</p> <p>小学校においては、学校図書室が児童の読書等に多く利用されているが、中学校においては、授業での調べもの学習において利用されることはあるものの、学校図書室の利用が少ない状況がある。例えば地域住民の利用を図るなど、中学校の学校図書室の活用方法について検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>中学校では、図書委員会を中心に、昼休みや放課後に図書室を開館し、生徒が利用できる時間を確保している。また、図書館司書の協力を得ながら図書室の利用を促進する行事を企画したり、生徒からのリクエストによる選書を行ったりしながら、図書室の利用率が上がるよう努めている。</p>
<p>⑫ 読書活動の充実について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>朝の10分読書活動等における読書については、子どもたちの興味を把握するために読書記録をつけることも有効な手段の1つと考えられる。他自治体等における読書通帳などの取り組みも参考にし、さらなる読書活動の充実に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>朝の10分間読書活動等により、児童生徒が様々な分野の図書に触れることができるようにしたり、落ち着いて学校生活をスタートできるよう工夫したりしている。また、図書館司書と連携を図りながら、児童生徒が興味を持てるような活動を行い、読書活動の充実に向けて取り組みを進めている。</p>

<p>⑬ 性的マイノリティの子どもたちへの対応について【住民福祉の向上の視点】 【小・中学校共通事項】 性的マイノリティの子どもたちに対しては、周囲の理解が重要であり、着替えにおける配慮などを含め、しっかりとフォローを行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>人権学習や道徳の授業において、性的マイノリティの理解につながる授業を行っている。また、性的マイノリティの子どもたちに対しては、着替えにおける配慮などを含め、フォローを行っていく。</p>
<p>⑭ ピロリ菌検査や子宮頸がんワクチンの接種について【住民福祉の向上の視点】 【小・中学校共通事項】 新たな取り組みであるピロリ菌検査や再勧奨が始まる子宮頸がんワクチンの接種については、保護者からの問い合わせに対応できるよう情報把握を行い、適切な情報提供に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>ピロリ菌検査や子宮頸がんワクチン接種は、市や国の事業として行われているもので、学校としては各家庭の判断に委ねている。また、これらの相談や情報提供を学校が求められた場合は、市の担当課に問い合わせさせていただきよう、保護者に案内している。</p> <p>また、中学校においては、ピロリ菌検査は、学校検尿検査を利用して実施されており、希望する生徒が確実に検査できるよう、担当部署と連携の上、申込書や尿の回収に漏れがないよう努めている。</p>
<p>⑮ 若手教職員の育成について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 経験年数が少ない教職員が多くなっている状況に対しては、校長OBなどの経験ある職員などの活用によるフォローアップをしっかりと行い、若手教職員へのきめ細やかな指導を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>経験年数が少ない教職員に対し、教育アドバイザーなどの経験豊富なOBを活用し、若手教職員へのきめ細やかな指導を行っている。また、校内の経験のある教職員からの指導を受けることにより、さらなるスキルアップにも努めている。</p>
<p>⑯ 財産管理について【法規性の視点】 【三重小学校】 隣接する民家との境界について不明確な状況がみられた。教育委員会と連携して現状に至った経緯を把握し、適切な対応を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>隣接する民家との境界について、教育委員会と経緯を確認した。今後も教育委員会と連携して、不明確な状態に至らないように状況把握に留意し、適切な対応を行っていく。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

監査結果	対応状況
<p>(4) 理科薬品の適正な管理におけるリスク ◆理科薬品の保管・管理は適正になされているか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現) × 平成29年に教育委員会事務局から出された通知「理科薬品類の取扱いと管理について」に基づき、専用保管庫での管理、管理記録の整備、校長による点検を実施するなどして、保管・管理の徹底を図っているが、管理記録の事務処理が不適切である学校が見受けられた。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 9月30日 理科薬品については、毎月1回理科担当教員により残量と使用簿の照合を行い、学校長の定期点検を実施するとともに、抜き取り実査も実施し記録簿に記入している。 平成29年度の教育委員会からの通知に基づき、薬品簿の適正記入、薬品の管理だけでなく、理科室及び理科準備室の整理整頓を常に行っている。また、実験に係る備品や薬品の購入についても余分なものを購入しないよう精選している。 校長会において、全小中学校に周知し、理科薬品の適正な保管・管理の徹底を図っている。</p> <p>【 対応状況 】 令和 5年 3月31日 理科薬品については、理科担当教員により残量と使用簿の照合を行い、学校長の定期点検、抜き取り実査も実施し記録簿に記入し、引き続き適正管理に努めている。 薬品簿の適正記入、薬品の管理だけでなく、理科室及び理科準備室の整理整頓を常に行っている。また、実験に係る備品や薬品の購入についても余分なものを購入しないよう引き続き適正な精選に努めている。 校長会において、全小中学校に周知し、引き続き理科薬品の適正な保管・管理の徹底を図っている。 監査結果について、再度、各校への情報共有を図り、理科薬品の適正な管理に努めるよう周知を行っている。</p>
<p>(6) 教員の部活動における業務負担に関するリスク 【中学校共通事項】 ◆部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会が得られるため、生徒に対する教育的意義は高い。しかし、教員の長時間勤務の要因や指導経験のない教員にとっての大きな負担となっていないか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現) △ 「部活動ガイドライン」を活用し、休養日や活動時間の定めを設けることにより部活動の充実と教員の負担軽減を図っている。未経験者の負担軽減の観点からも、複数の顧問配置をさらに進めるとともに、部活動協力員など地域人材の活用についても取り組みを進める必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 9月30日 「部活動ガイドライン」に基づいて、平日及び土日休日に部活動休養日を設けることにより、生徒や教員の休養が充分にとれるように計画している。また、生徒数の減少に伴い、部活動数の見直しを行うなど、複数顧問体制の実現に向けても取り組みを行っている。さらに、部活動指導員の活用により、適切な技術的指導が行われており、顧問の負担軽減と生徒の意欲向上に効果を上げることができている。</p> <p>【 対応状況 】 令和 5年 3月31日 ガイドラインに基づいて、平日及び土日休日に部活動休養日を設けることにより、生徒や教員の休養が充分にとれるように計画している。また、生徒数の減少に伴い、部活動数の見直しを行うなど、複数顧問体制の実現に向けても取り組みを引き続き行っている。さらに、部活動指導員の活用により、顧問の負担軽減と生徒の意欲向上に効果を上げることができている。 監査結果について、再度、各校への情報共有を図り、教員の部活動における業務負担軽減に向けて引き続き取り組みを行っている。</p>

令和3年度 出資団体監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査  
 2 監査対象 株式会社三重県四日市畜産公社  
 商工農水部農水振興課、食肉センター・食肉地方卸売市場  
 （出資に関する事務の所管所属）  
 3 監査実施期間 令和 4年 1月13日

【株式会社三重県四日市畜産公社】

**指 摘**

特になし

**意 見**

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

- 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 職員の配置について【有効性の視点】 と畜の業務は専門性が非常に高いことから今後も安全、安心な食肉を提供していくために研修等の実施により技術の継承をし、職員の育成に努めること。	【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 と畜業務は専門性が極めて高く、その技術継承は業務を継続するうえでは最重要課題と認識している。人材の育成には時間と経費、継続性を要するが、経営的に限られた職員で経営しなければならない現状ではある。今後も技術継承に留意しながら職員を育成して行きたい。
	【 措置済 】 令和 5年 3月31日 と畜業務への新卒職員2名を配置した（と畜解体1名、副産物処理1名）。また、高校新卒者の採用に向けた取組みとして、令和4年度は初めて学校訪問やインターシップの受け入れをおこなったところであり、令和5年度も引き続き実施したい。

<p>② 職員の育成について【有効性の視点】</p> <p>働き方改革と言われている中で、仕事と人生を見つめられる環境を作り、人生設計につなげていけるようキャリアプランニング等の外部の研修への参加を積極的に検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>職員全員でワークシェア意識を持つことで長時間労働の解消、非正規職員の格差是正するため正社員への処遇変更、職務に応じて定年年齢に捕らわれることない高齢者の雇用を進める一方、職員自ら主体的にキャリアプランを描き、自身のキャリアを自律的に考えることの重要性を研修する機会を検討する。</p>
<p>③ 魅力のある企業づくりについて【有効性の視点】</p> <p>畜産公社の強みは公益性、安定性が確保されている職場であることから、技術の継承や、人材の確保・育成のために、魅力のある企業づくりができるような取り組みを研究すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>有期契約社員の正社員への転換について、令和5年度は7名を正社員に転換した。正社員に転換されたことによるモチベーションが向上し、従業員の家族にも将来に対する安心感を抱いてもらえるようになった。この取組と同時に、有期契約社員で入社した者の正社員転換までの育成について考えられるようになった。</p> <p>また、各人ができる作業工程を上司と共に相談しながら増やしていくことでキャリアアップできる仕組みを検討している。</p>
<p>④ 累積損失について【経済性の視点】</p> <p>経営が厳しい状況ではあるが、市が出資し補助金を出していることから、累積損失を解消していくという意識を常に持つこと。また、経営改善しなければならないことが使命であることを意識し、管理職の思いが社員一人一人に伝わり経営改善に結びつくような取り組みをすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>安心・安全な食肉を消費者へ届ける使命と達成感を、業務を通じて職員が感じることができるよう従業員の待遇改善を検討していきたい。しかしながら、と畜業務は専門性が高く、過酷な業務のため就職率は低く、離職率が高い現状がある。なくてはならない会社であるとの自負を元に、従業員の待遇改善について研究して行きたい。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>初めて、市内の高校からインターンシップとして、4日間3名の生徒にと畜解体業務を体験していただいた。弊社の業務について理解を深めてもらうことができたので、引き続き受け入れを実施したい。</p> <p>処遇改善として、令和5年度の正社員率を60%から72%へ引き上げとともに、基本給のベースアップ0.4%を実施した。</p>
<p>④ 累積損失について【経済性の視点】</p> <p>経営が厳しい状況ではあるが、市が出資し補助金を出していることから、累積損失を解消していくという意識を常に持つこと。また、経営改善しなければならないことが使命であることを意識し、管理職の思いが社員一人一人に伝わり経営改善に結びつくような取り組みをすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>累積欠損の解消は本社の最大の課題である。毎月1回開催する管理職会議（各部課長級以上出席）において取引状況や財務状況を共有し、11～12月の繁忙期等においては、各部間において人員を融通しあうなど経営の効率化を図っている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>月1回開催する管理職会議において、取引状況や財務状況を報告し、合理化等について協議をしている。</p> <p>新型コロナウイルス感染者の発生時、事業が継続できるよう各部間で人員配置を変更した。</p>

<p>⑤ 集荷対策について【有効性の視点】</p> <p>生産農家数は減少傾向であり、出荷奨励金等補助金を利用し集荷につなげているとのことであった。集荷の増加は簡単ではないが、他場等の情報を取り入れ、当市場を選んでもらえるよう努力すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>生産農家が減少傾向の中、各市場においては様々な出荷奨励制度を設けるなどして集荷に努めていると聞くが、他市場の奨励金内容については教えて頂けない状況である。市場間で奨励金制度や、と畜経費等は異なるが、当市場を利用して頂けるように地道な営業活動を継続したい。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>取引条件の変更（枝肉価格の値上げ等）を求める生産農家と、飼料高騰等の社会情勢は理解できるが、消費動向から価格の据え置きを求める買受人とは、利益が相互する関係である。変更協議は厳しい状況であるが地道に協議を続けた結果、令和5年度においても継続更新することができた。</p> <p>また、新たな生産農家と交流の場を作り、交流を深め当市場への出荷依頼をしている。</p>
<p>⑥ 新型コロナウイルス感染症対策について【有効性の視点】</p> <p>人手不足の中で感染拡大すると、業務に影響が出てくることから十分気を付け、引き続き感染症予防対策を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>従業員には、出勤前の体温チェック等徹底するように指導を行っており、出勤後も昼食、休憩時等においてはソーシャルディスタンス確保の徹底を行っている。今後も引き続き、新型コロナウイルス、インフルエンザ感染症等で職場内集団感染を起こさないよう注意し、業務を行って行きたい。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>新型コロナウイルスの5類変更など対策も日々変更されているが、当社では引き続き出勤時の体温チェックや昼食時のソーシャルディスタンス確保などの対応を継続している。</p>
<p>⑦ 会計処理について【有効性の視点】</p> <p>賞与引当金戻入益は販売費及び一般管理費の人工費に減算計上するところを営業外収益で計上している。この会計処理が妥当であるか検証すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 4年 9月30日</p> <p>顧問税理士に相談したところ、賞与引当金繰入は一般管理費の経費として計上しているが、戻入益は営業外の収益項目として経費の減算としていない。どの区分に表示するのが最適か継続して検討していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>顧問税理士と協議した結果、今期（令和5年度）より前期に計上した令和5年度夏季賞与の概算賞与引当金額と当期夏季賞与との差額のみを賞与計上する。</p>

<p>⑧ 経営方針について【経済性の視点】</p> <p>経営状況を改善するためには、現状のままの努力では限界があるため、他場の経営状況を調査するなど商工農水部とともに将来を見据えた経営計画を作成すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>現在、食肉市場等に精通している中小企業経営診断士等を探しているが適切な該当者が見つかってない状況である。今後も関係各位に声を掛け続け、早期に経営診断等を行い経営計画を作成していきたい。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>引き続き経営診断ができる機関や人材を探している。</p> <p>また、現在の食肉センターの小動物取扱能力（係留場や冷蔵庫、洗車場）は限界な状況であることや、県内外の生産農家が立ち入る当施設は、交差感染することのないよう家畜防疫には十分配慮しなければならない。経営安定化と改善には、施設の大幅な改修が必要である。商工農水部とともに施設の問題について検討をしているところである。</p>

### リスク発現の可能性のあるもの

<p>(3) 資金運用が適切になされないリスク</p> <p>◆資金の運用は適切になされているか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>× 累積損失が出ていることから資金の運用は行っていない。累積損失が解消した際には資金運用について検討する必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 9月30日</p> <p>累積損失を計上している現状では、資金を運用はしていない。</p> <p>しかしながら、累積損失が解消した際には、三重県、四日市市と十分な協議をしながら適切な資金運用が出来るよう検討していきたい。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和4年度末においても累積損失を計上しており、資金の運用はしていない。</p>
<p>(4) 事業継続性のリスク</p> <p>◆ア 職員の年齢層に偏りはないか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>× 全体的に20歳代が少ない。業務部においては人数が増加しているものの、30歳代前半の職員の退職が多い。数年後には定年退職者が増える予定であるが、定年退職後は65歳までシニア契約として働くことができ、現在3名が指導や技術継承を行っている。総務課や施設管理、電気系統の資格が必要な施設課においても様々な媒体による求人募集をしているが、応募が少ないため適切な人が見つからなく、職員数が不足している状況である。引き続き募集をし、職員の確保に努める必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 9月30日</p> <p>現在、50歳代（35.1%）60歳代（13.5%）70歳代（4.1%）という年齢構成である。と畜技術の継承、管理部門の人材育成には時間と経験を要することもあり、引き続きハローワークや求人誌を活用し職員の確保に努めたい。なお、令和4年度には市内高校新卒者へ求人手続きをしたところである。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和5年度についても、引き続きハローワーク等への求人依頼。新卒高校生への求人勧誘を実施する。</p>

【商工農水部農水振興課、食肉センター・食肉地方卸売市場】

特になし

令和3年度 出資団体監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 株式会社ディア四日市  
商工農水部商工課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和 4年 1月13日

【株式会社ディア四日市】

**指 摘**

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 広告宣伝について【経済性の視点】 ア F1が開催される際には鈴鹿市と連携し、ホームページでくすの木パーキングを利用して鈴鹿サーキットまで行く経路を周知している。周知をしたことによりどのような成果が見られ、利益にどうつながったのか実態を把握すること。	【措置済】 令和 4年 9月30日 過去2年間開催されておらず、効果の検証は行っていないが、市民等から問合せがあった際は、経路の説明や駐車場の利用を促した。 今後も開催に合わせて駐車場の利用促進に努める。
イ 利用者を増やすために様々な知恵を絞り、一人でも多くのお客様に利用していただけるような努力を続けること。	【措置済】 令和 4年 9月30日 LINEの友達登録を活用して駐車場の周知と利用客の拡大を図った。 引き続き利用者を増やすための情報発信をしていく。
ウ 過去には数か所の看板設置により、広告宣伝の収益を得ていたが、現在は利用がない状況である。広告を設置する場所があることを周知し、広告宣伝により少しでも収益を上げるように有効活用すること。	【措置済】 令和 4年 9月30日 コロナ禍による景気の低迷感などによる収益減少により利用客の撤退から未だ回復しておらず広告の利用はない。 引き続き、設置場所の周知や問合せ時の対応を行い、広告を利用していただけるように努める。
② 事業内容について【有効性の視点】 事業内容について、中心市街地活性化に関する調査研究事業及びイベントの企画運営事業などいくつか記載されているが、現在、駐車場の経営及び管理運営の受託業務以外はほとんど実施していない状況である。今後、バスタ事業と連携して他の事業も取り組むとのことであるが、そのための準備や体制づくりをしっかりと行うこと。	【継続努力】 令和 4年 9月30日 ここ2～3年間のコロナ禍による社会情勢の低迷化は、回復に向かう状況にはまだないと感じる。このような状況下で「バスタ事業」には大いに期待をしており、関係各課と連携を図るなど積極的に取り組んできている。 【継続努力】 令和 5年 3月31日 コロナ流行も出口が見え始めてきた中で、社会活動にもやや明るい兆しが見受けられるようになってきた。このような状況下で「バスタ事業」は大きな起爆剤になると期待している。関係者との連携強化を図るなど積極的に取り組んできている。今後の業務拡大を見越して人材の確保なども視野に対応していく。

<p>③ 駐車料金について【経済性の視点】  廉価での料金設定は、民業圧迫につながるのとことから1日上限駐車料金は1,700円と周辺駐車場と比較すると高額である。当駐車場は天候の心配をすることなく、50か所をカメラで監視しており、安全、安心という強みがある。その強みをしっかりとアピールする中で、1,700円という料金設定について研究し、利用しやすい環境を整えること。</p>	<p>【措置済】 令和4年9月30日  当駐車場の建設にあたり多額の公金が投入されてきた経緯があり、近隣の既存駐車場の経営圧迫にならないように指導されてきており、現行の料金は当駐車場の設備等を考慮して決して高くはないと考えている。  今後も周囲の料金設定に注意を払い研究していく。</p>
<p>④ 次世代に向けた取り組みについて【有効性の視点】  バスタ事業が当市の大きな事業の1つとなっている中で、ディア四日市がどのような関わりを持つのか存在感を示すためにも先進地の事例について積極的に研究を進め、提案をするなど先を見据えて駐車場の活用を次世代に向けたものにしていくこと。また、ETCで入庫できるような利便性を高める方法などを先進的な事例を研究し、可能なものは取り入れて、当駐車場のよさを発揮していくこと。</p>	<p>【継続努力】 令和4年9月30日  バスタ事業の内容が徐々に明らかになっていく中で、当駐車場がどのような役割を担っていくのか検討していく必要があると考えており、近隣のバスターミナル(岐阜)のデッキと図書館の視察などを行った。  今後も先進事例の研究等を通じ、バスタ事業の完成を目標に当駐車場の役割を考え、利便性の向上に努める。</p>
<p>⑤ バスタ事業について【有効性の視点】  ア 駐車場の出口が変更予定とのことであるが、施工方法について国等の関係者と厳密な打ち合わせを行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和4年9月30日  バスタ事業の進捗に合わせて現在も関係者と打ち合わせを行っている。</p>
<p>イ バスタ事業を一つの契機として、駐車場施設をいかに長く運営し収益を確保していくかについて検討するとともに、地上部分の整備に関与することにより、もともとのまちづくり会社という趣旨を活かすことができるような取り組みを進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和5年3月31日  バスタ事業の進捗に合わせて現在も鋭意関係者と打ち合わせを行っており、今後も継続していく。</p>
<p>イ バスタ事業を一つの契機として、駐車場施設をいかに長く運営し収益を確保していくかについて検討するとともに、地上部分の整備に関与することにより、もともとのまちづくり会社という趣旨を活かすことができるような取り組みを進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和4年9月30日  バスタ事業の内容が徐々に明らかになっていく中で、当駐車場がどのような役割を担っていくのかを、関係者と検討している。集客力のある商店の誘致やイベントの企画にも積極的に関与していく。</p> <p>【継続努力】 令和5年3月31日  バスタ事業の内容が徐々に明らかになっていく中で、当駐車場がどのような役割を担っていくのかを、関係者と検討している。集客力のある商店の誘致やイベントの企画にも積極的に関与していくため、当社の定款の第2条(目的)の内容の一部改訂を次回の株主総会に上程する予定である。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

<p>(3) 資金運用が適切になされないリスク  <b>◆</b>資金の運用は適切になされているか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)          × 利益剰余金が計上されているものの、長期借入金及び施設修繕に対応する必要があることから資金の運用は行っていない。長期借入金の返済終了後は資金の運用について検討する必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 9月30日          現状では長期借入金の返済のため、資金の運用は考えていない。今後借入金返済が終了するまでに営繕費との兼ね合いを考慮しつつ資金の運用については検討していく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 5年 3月31日          現状では長期借入金の返済のため、資金の運用は考えていない。今後令和9年2月25日に借入金返済が終了するまでは営繕費との兼ね合いを考慮しつつ資金の運用については検討していく。</p>
---	---

【商工農水部商工課】

**指 摘**

特になし

**意 見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

特になし

**2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果**

意 見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>ディア四日市への指導監督について【有効性の視点】</p> <p>バスタ事業はディア四日市にとって非常に有効なものと考えられるものの、全ての課題解決に資するものでもないと思料される。今後も連携を取り、互いに補完しあいながら経営改善に取り組むとともに、まちづくり、中心市街地の活性化のパートナーとして事業を進めていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 9月30日</p> <p>ディア四日市が抱える課題解決や経営改善などにつながるよう情報共有や連携を図った。          現在も、バスタ事業を通して日頃から意見交換を行うなどに努めているところであり、今後も連携強化や先進地の事例研究を行い、まちづくり、中心市街地活性化のパートナーとして事業を進める。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

特になし

令和3年度 財政援助団体監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会  
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和 4年 1月14日

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① コロナ禍における地域福祉活動について【有効性の視点】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、地域福祉活動の中止や活動内容の変更を余儀なくされている。そのなか四日市市社会福祉協議会においては、地域の活動実態調査を行うことや感染拡大予防ガイドラインを作成し地域福祉活動の指針を示すことで、活動の再開に向けた取り組みの支援を進めている。こうした取り組みにより地域福祉活動団体では、密にならない工夫、リモートの活用や訪問活動などのアイデアを出し合っテコロナ禍における新たな取り組みを実施している。参考となる活動があれば、他の地域福祉活動団体へも情報共有することで、引き続き地域福祉活動の推進を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>地域の活動実態調査や「小地域福祉活動の再開にむけた感染症拡大予防ガイドライン」の作成等により、地域福祉活動再開に向けた支援を進めているが、今後とも密にならない工夫やリモートの活用等について市内地区社会福祉協議会との間で情報共有、情報提供を進め、コロナ禍においても持続的な地域福祉活動の推進を図っていく。</p>
<p>② 四日市市社会福祉協議会の会員について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】</p> <p>四日市市社会福祉協議会は、市民や団体・企業などに会員となってもらい、公的な施策だけでは対応の困難な福祉課題に取り組んでいる。これらの事業を推進するため、住民会費や共同募金などが自主財源となっている。自治会によって自治会費に含めて会費を集めている場合もあり、四日市市社会福祉協議会への会費を払っていることを認識していない市民もいる。自治会の組回覧等を活用して会費等の周知を行っているが、市民がより一層四日市市社会福祉協議会の活動を理解してもらえよう取り組むこと。</p> <p>また、自治会に加入していない市民も存在することから、関係部局と連携を取りながら現状把握に努めるとともに会員を確保し、市社協の活動が継続できるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 5月 1日</p> <p>四日市市社会福祉協議会の事業を知ってもらうため、事業紹介や福祉情報の提供等を目的として、社協だより「かけはし」を市内全戸に配布し、より詳しい情報は市社協ホームページへとQRコードで案内している。令和4年度は会費への協力依頼記事を従来より分かりやすいものとし、「かけはし」の音声データをホームページに掲載するとともに、外国籍市民向けにホームページの6か国語変換システムを導入した。</p> <p>四日市市社会福祉大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度以降福祉講演会を中止した縮小開催としているが、今後も大会開催によって福祉功労者表彰と同時に講演会も再開し、市民の福祉意識向上に努め、市社協の活動継続につなげていく。</p>

<p>③ 地域福祉活動事業の推進について【有効性の視点】</p> <p>四日市市社会福祉協議会では地域福祉活動のモデルとして3つの地域拠点で事業を実施し、地域住民が主体となった活動を支援しており、こうした活動を他の地域へ波及させていくことが課題となっている。他の地域での活動のきっかけとなるよう、四日市市社会福祉協議会が仕組みづくり、拠点づくりを行い、地域でしっかりと運営できるようサポートしていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>令和3年度は、ふれあいいきいきサロン事業の調査モデルとして富田地区で感染症対策防止に配慮した取り組みを具体的に実践した。</p> <p>住民主体サービス事業での調査モデルとしては、下野活き域ネットの協力を得てリフォーム講座を開催し、団体ごとに人材養成の講座を実施していくための必要物やノウハウの検証を行った。</p> <p>また、高齢化率が非常に高いエリアの地域福祉事業については、坂部が丘を調査モデルとし、緊急連絡先が確保できないケースへの必要な対応や市営住宅でのボランティア養成のあり方などの具体的な実践を行った。</p> <p>他の地域でも住民主体の活動の実施につながるよう、今後も引き続き四日市市社会福祉協議会で、活動の紹介や研修会、運営者の意見交換会を開催する等運営サポートに努める。</p>
<p>④ 市民視点の活動について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>ア 総合会館1階にある喫茶「ふれあい」のメニューボードに掲示している紙がずれて見にくいことや、観葉植物の手入れが十分に行き届いていなかった。市民の視点に立って、利用しやすい環境整備に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月20日</p> <p>ア 喫茶「ふれあい」のメニューボードの掲示については早急に修正した。</p> <p>観葉植物の手入れについても常に行き届くよう留意し、利用しやすい環境整備を行った。</p>
<p>イ 事務所窓口において、職員が来訪者に対して積極的な声掛けがされていなかった。四日市市社会福祉協議会に来る市民は、相談先や職員の対応などに不安をもって訪れる人も多いので、職員から挨拶することで来訪者に歩み寄っていくような風土を築いていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 1月27日</p> <p>イ 市社協の所属の長が集合する月例会にて、来館者の対応を適切に行うよう指導した。</p> <p>その後、体温計測・手指消毒用のサーマルカメラを窓口付近に設置したことから、その音声でも来客を把握できるようになった。今後も受付における接遇に留意していく。</p>
<p>⑤ ボランティアセンターの事業について【有効性の視点】</p> <p>ボランティアセンターでは、ボランティアを必要としている人とボランティア活動を希望している人や活動中の人を実際の活動につなげるコーディネートを行っている。特に、精神疾患を持つような方がボランティアを通して社会につながることで社会復帰につながる場合もあるので、きめ細やかに事業に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>精神疾患を持つような方に限らず、課題のある方の相談についても、従来から「はじめてのボランティア」説明会等でまず受け止め、活動については、ボランティアセンター事業を通してのつながりも検討するなどそれぞれの状況に応じてきめ細やかに対応している。</p>
<p>⑥ 四日市市社会福祉協議会の職員について【有効性の視点】</p> <p>四日市市社会福祉協議会は、地域福祉活動に繋がる様々な事業を展開しており、これからも活動の拡大が推察される。今後も事業が円滑に進むよう、市の関係課とも協議して事業に見合った人員体制の確保を図ること。</p> <p>また、職員のスキル向上やノウハウの蓄積を行い、より質の高いサービスが提供できる体制を確保すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>四日市市社会福祉協議会の円滑な事業展開のために、事業精査とともに事業に見合った人員体制を確保できるよう関係機関と十分に協議することとした。</p> <p>また、職員のスキル向上やノウハウの蓄積のため、各種研修への参加、福祉資格の取得及び適正更新を奨励することにより、質の高いサービス提供ができる体制を確保することとした。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

【健康福祉部健康福祉課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 四日市市社会福祉協議会との連携について【有効性の視点】</p> <p>健康福祉課から四日市市社会福祉協議会へ補助金を交付し、地域社会づくりに寄与する事業を行うことで地域福祉の向上を図っている。四日市市社会福祉協議会は地域の福祉課題に対応したきめ細やかな事業を展開していることから、市は四日市市社会福祉協議会と連携を密にして継続した地域福祉の増進を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 4月 1日</p> <p>四日市市社会福祉協議会は、地域福祉のけん引役として必要不可欠な団体であり、今までもその運営・事業に際し、密な連携を図りながら継続的な支援（補助金交付）を行っている。令和4年度に入り、四日市市社会福祉協議会の組織について、変更もあったことから、あらためて共に地域福祉の増進を図ることを目的に引き続き、連携を密にすることを確認した。</p>
<p>② 補助事業のチェック体制について【有効性の視点】</p> <p>補助事業の実績報告等の内容確認において、チェック項目やどのような点をチェックするか等のマニュアルを作成するなど、担当者が代わってもチェックできるように工夫すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 5月 1日</p> <p>「社会福祉法人四日市市社会福祉協議会補助金交付要綱」に定めのある①ふれあいのまちづくりに関わる事業 ②ボランティアのまちづくりに関わる事業 ③市民啓発事業に関わる事業④社会福祉団体補助金の交付に関わる事業 ⑤その他必要と市長が認める事業 に対し補助を行っている。当該補助金は算定補助であり、事業計画案をもとに、各事業で必要な額を積み上げ予算要求をし、予算査定後に、再度事業計画の見直しをし、その後双方で協議しているため、補助事業内容は管理係職員は把握できている。また従前より、四日市市社会福祉協議会からの実績報告の際に、どの補助事業でどんな理由で計画との差ができたのかを分かりやすく表にまとめて提出させることで、誰でも容易にチェックできるような仕組みを構築している。</p>
<p>③ 四日市市社会福祉協議会との事業連携に伴う市職員の認識について【有効性の視点】</p> <p>市と四日市市社会福祉協議会は連携して事業を実施しているため、四日市市社会福祉協議会が行っている事業については関係部局の職員も十分な認識を持つこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>健康福祉部局の健康福祉課以外の所属も四日市市社会福祉協議会の業務、市との連携を認識できるよう、年3回発行される団体の広報誌「かけはし」や団体の事業計画、予算書、決算書等の理事会資料を共有することを令和4年度から実施することとした。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和3年度 財政援助団体監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 社会福祉法人アパティア福祉会  
こども未来部こども家庭課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和 4年 1月14日

【社会福祉法人アパティア福祉会】

**指 摘**

特になし

**意 見**

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

- 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 消火器の設置について【有効性の視点】 火災などの発生時にスムーズな対応ができるよう消火器の設置基準等に基づいて、わかりやすく、対応しやすい位置に配置すること。	【措置済】 令和 4年 3月31日 防災担当者が中心となり消火栓の配置図を作成し、全職員が把握できるように各ユニット内に掲示した。
② 新型コロナウイルス対策物資の整理について【有効性の視点】 ホールやレントゲン室において、新型コロナウイルス対策の物資が入った段ボールが積まれていた。収納スペースにも限りはあるが、可能な限りで整理を行い、子どもにとって利用しやすい環境の整備に努めること。	【措置済】 令和 4年 3月31日 安全衛生担当者とユニットリーダーに館外の倉庫には収納できないものについては、地域交流室の一角を、新型コロナウイルス対策の物資を収納するスペースに定め、各部屋が機能するような環境に整備した。
③ 特別指導員の配置について【有効性の視点】 専門的職員配置費補助金は、特別指導員を配置して、ピアノ・絵画・パッチワーク・本の読み聞かせ・子どもの学力向上（家庭教師）などの指導に活用している。家庭であれば受けられるような環境を整えることは大事であり、今後も子どもたちのニーズをしっかりと把握して教育環境を整備すること。	【措置済】 令和 4年 3月31日 子どものニーズにより、学校教育と自習との間をつなぐために、学習指導に特化した職員配置を令和4年度より行う。今後も、子どもとの信頼関係を深め健康な心身の発達を促す環境整備を行う。
④ 給付金等の情報キャッチについて【有効性の視点】 施設に入所している子どもの給付金等の手続きは、当施設側にて行われている。手続きが行われず子どもに不利益が生じることのないよう情報を的確にキャッチすること。 また、市においても施設側へ情報を提供することで、子どもの支援につなげること。	【措置済】 令和 4年 3月31日 行政から発信される情報を、施設長・副施設長・事務担当者で共有し給付金などの漏れがないようにチェックし迅速に手続きを行う。また、施設入所者の状況を把握し、申請に漏れがないように家庭支援専門相談員と事務担当者でダブルチェックを行う。

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

【こども未来部こども家庭課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① エスペランス四日市の改築・修繕等について【有効性の視点】 四日市市児童養護施設及び乳児院に係る施設等整備費補助金を活用して建設されたエスペランス四日市は、建設されてから15年近くが経過しており将来的には改築・修繕が必要となることが推察できる。改築・修繕などは、四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱に基づいた補助があるが、国や県と連携して市としてエスペランス四日市の現状や将来を見据えたサポートを行っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日  令和4年度に実施される施設整備については、国県補助額だけで、児童福祉法により上限と定められる事業費に対する補助率を超えたため、市の補助はない。引き続き、国や県と連携してサポートを行っていく。</p>
<p>② 専門的職員配置費補助金の対象となる職員の活動実績について【有効性の視点】 専門的職員配置費補助要綱には、補助金の対象について施設に専門的職員を配置するための経費と定められており、専門的職員の業務は四日市市立希望の家の設置運営移管に関する協定書に定められている。アパティア福祉会からの補助金交付申請や実績報告において専門的職員の業務内容の確認を行っているが、補助金の有効性を確保するため、活動実態を十分に把握すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 5月17日  補助金交付申請や実績報告において専門的職員の業務内容の確認を引き続き行っていくが、職員による現場確認等により、より活動実態の把握に努め、補助金の有効性を確保していく。</p>
<p>③ 専門的職員配置費補助基準額について【法規性の視点】 ア 専門的職員配置費補助金は補助基準額に基づいて補助金額の上限を定めているが、補助を支出している対象は複数人となっている。補助要綱だけでは複数人を補助対象とすることを判断することが困難であるため、市民等の第三者へ説明できるようにしておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日  補助要綱においては、補助対象者の上限人数の記載はないが、補助基準額による補助金額の上限を示している。 市民等の第三者に対しては、補助基準額を上限に、施設に配置された複数の専門職員にかかる給与の補助を行っている旨を丁寧に説明していく。また、令和6年度の補助要綱改正の際には、より分かりやすい表記を検討していく。</p>
<p>イ 臨床心理士の補助基準額は、市における大学卒業一般職員の採用10年目の標準本俸となっている。臨床心理士は資格を持った立場であるので、業務内容に見合った補助基準額であるか検証すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日  市における臨床心理職の給与も大学卒業一般職員と同じとされており、補助基準額もその基準によっている。</p>

リスク発現の可能性があるもの

特になし

## 令和3年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査  
 2 監査対象 株式会社翔和（四日市市北部墓地公園）  
 環境部生活環境課（指定管理に関する事務の所管所属）  
 3 監査実施期間 令和 4年 1月20日

【株式会社翔和】

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク ① 仮設トイレの入口が土のところもあればコンクリートのところもあるが、利用者には高齢者も多いので、つまづくことのないように目配りをする。	【措置済】 令和 4年 2月17日 仮設トイレ入口付近の段差の解消を図るため、コンクリートのエリアを拡大するなどの改修を行った。
② 木々が多い環境は好ましいが、倒れて危険が生じることのないように適切に管理すること。松枯れしてきているものもみられるので、早めに対処すること。	【措置済】 令和 4年 2月28日 植栽や墓地周辺の樹木について、必要に応じて適宜剪定や伐採を行っている。松枯れについても危険な枝を切り落としたり、伐採して対応した。
③ 西端にある駐車場において、目の届きにくい場所がある。砂利と車止めは整備されたとのことであるが、引き続き、駐車場等での事故防止について注意喚起を行うとともに、加工が必要となる場合は所管所属とも協議してすみやかに対応すること。 また、24時間、誰でも施設に入ることができるので、事故だけでなく違法行為を防ぐためにも防犯カメラの設置などを検討すること。	【検討中】 令和 4年 9月30日 施設西側の駐車場における事故防止を図るため、老朽化したロープを補修した。 防犯カメラの設置については、設置場所について検討している。 【措置済】 令和 5年 2月 2日 事故及び違法行為を防止するため、防犯カメラを設置した。

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 研修について【住民福祉の向上の視点、有効性の視点】 ア ホスピタリティあふれる接客を引き続き心がけるとともに、車いすの扱い、聴覚・視覚障害者等へのユニバーサル接客についての研修にも力を入れること。	【措置済】 令和 4年 8月14日 接客に関する研修は毎年実施しているが、それに加えて今年度にユニバーサル接客についての研修を実施した。
イ 研修の報告書について、研修内容だけでなく、研修を実施したことでのどのような効果や受講者の反応が得られたか、そこから見てとれる課題はどのようなものかなどの所感も記載し、研修の有効性を一層高めること。	【措置済】 令和 4年 3月31日 研修の実施報告書について、研修前との比較や研修実施による効果などを記載するようにし、研修の有効性をさらに高めるよう取り組んだ。

<p>② 無縁墓の問題について【経済性の視点、住民福祉の向上の視点】 現時点では、当該施設では無縁墓に関する問題はさほどみられないとのことであるが、全国的に問題となってきた。そういった状況に陥ることのないよう、墓地の管理状況、墓地管理料の振込み状況などに引き続き注意を払い、所管所属とも情報共有を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 7月31日 墓地の管理状況や管理料の支払い状況について、生活環境課と情報共有を行った。また、墓地の管理状況について適宜見回りを実施した。</p>
<p>③ 手続きの利便性について【住民福祉の向上の視点】 書類の提出などの手続きは基本的に、施設から離れた事務所窓口で行わなければならないので、これらの手続きをWeb上で行えるようにするなど、利用者の目線に立って利便性の向上を検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日 墓地の承継等の手続きは添付書類が必要であり、オンラインで手続きを行うことは困難であるが、一部の手続きについては郵送でも受け付けるなど簡略化について、令和5年度中の導入を目指して検討していく。</p> <p>【措置済】 令和 5年 3月31日 墓地内工事関連の手続き等、戸籍等の添付書類が不要な手続きについて、郵送でも受け付けられるよう改めた。</p>
<p>④ 事務所の連絡先の掲示について【住民福祉の向上の視点】 施設には、従業員が常駐している場所はないので、施設の敷地内に事務所の連絡先を掲示することで、緊急時などの事務所への問い合わせがすぐできるようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 2月28日 施設内に緊急連絡先を表記した看板を3箇所に掲示した。</p>
<p>⑤ 墓地返還について【経済性の視点】 墓地返還後の利用者による原状復帰が滞って対応に苦慮することはないとのことであるが、引き続き、そういった問題が生じないか注視していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 7月31日 墓地返還については、原状復旧後の受け付けとなるため、概ねスムーズに手続きが行われていることを確認した。</p>

### リスク発現の可能性のあるもの

監査結果	対応状況
<p>(3) 資金運用が適切になされないリスク ◆ 資金の運用は適切になされているか。 リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現) × 利益剰余金が計上されているものの、長期借入金及び施設修繕に対応する必要があることから資金の運用は行っていない。長期借入金の返済終了後は資金の運用について検討する必要がある。</p>	<p>【対応状況】 令和 4年 9月30日 決算書には長期借入金は計上されておらず、利益剰余金は短期借入金の返済、新規事業への投資が主な用途となっている。資金運用については、過去には投資信託等で運用をしていたが、現在は行っていないため、安定的かつ有効な資金運用の手法について検討していく。</p> <p>【対応状況】 令和 5年 3月31日 決算書には長期借入金は計上しておらず、利益剰余金は短期借入金の返済、新規事業への投資が主な用途となっている。資金運用については、過去には投資信託等で運用をしていたが、現在は行っていないため、安定的かつ有効な資金運用の手法について検討していく。</p>

【環境部生活環境課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
指定管理の範囲について【合規性の視点】 指定管理に関する協定書及び仕様書について、業務の対象範囲や業務内容が、誰が見ても明確にわかるものになっていないのではないかと。仕様の内容が曖昧であると指定管理料の積算の精度にも関わるので、はっきりとわかるように整理しておくこと。	【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 指定管理者と業務の対象範囲について協議を実施し、管理する範囲に杭を設置し、明確化した。 また、令和6年度の指定管理者の更新に向けて、仕様の表記等について検討していく。  【 措置済 】 令和 5年 3月31日 令和6年度の指定管理者の更新に向けて、仕様書に管理区域の境界杭を明記した図面を掲載した。

意 見

特になし

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク ◆指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われているか。  リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現） × 指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を受理し、ヒアリングや協議も行ったり、適宜施設を訪問したりして、適切に業務の履行確認を行っている。月次報告書については、一部記載漏れがみられた。 モニタリング評価は、マニュアル及び実施手順書に基づき適切に行っている。	【 対応状況 】 令和 4年 9月30日 指定管理者から月次報告書、年次報告書を提出してもらい、毎月ヒアリング及び協議を継続して実施しており、必要に応じて適宜施設を訪問している。 月次報告書については、受理した後、複数人で記載内容及び記載漏れがないかチェックしている。 モニタリング評価については、引き続きマニュアル及び実施手順書に基づいて適切に実施していく。  【 対応状況 】 令和 5年 3月31日 指定管理者から月次報告書、年次報告書を提出してもらい、毎月ヒアリング及び協議を継続して実施しており、必要に応じて適宜施設を訪問している。 月次報告書については、受理した後、複数人で記載内容及び記載漏れがないかチェックしている。 モニタリング評価については、引き続きマニュアル及び実施手順書に基づいて適切に実施していく。

【株式会社翔和・環境部生活環境課】

指 摘

特になし

## 意見

### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 墓地管理料の振込みについて【経済性の視点、住民福祉の向上の視点】</p> <p>ア 墓地管理料の振込手数料は指定管理者の負担とすると取り決められているが、見直すべき点はないかさらに時間をかけて協議すること。収支の赤字が発生しており、その積み重ねによって指定管理者の負担が大きくなりすぎることは問題である。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>墓地管理料の振込手数料については、指定管理者と適宜協議しており、次回の指定管理者の更新に向けて、見直すべき点について引き続き検討していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>墓地管理料の振込手数料については、指定管理者からの意見も勘案し、検討した結果、次回の指定管理者の更新においても引き続き指定管理者の負担とすることとした。</p>
<p>イ 振込手数料の安価な、ATMでの振り込みを推奨しているが、利用できる金融機関がゆうちょ銀行のみであり、利用者に選択肢がない。さらに、近年、ATMを利用する機会は減少傾向にある上、現金を引き出して支払う必要があるなどというのは利便性に欠ける。コストとの兼ね合いも考慮しつつ、コンビニでの支払いや、クレジットカードなどのキャッシュレスでの支払いに対応することも検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>墓地管理料の振り込みについて、利用者の利便性向上と実施コストを比較し、キャッシュレス化の可否について継続して検討していく。また、ゆうちょ銀行以外の金融機関への拡大などについても検討していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>墓地管理料の振り込みについて、費用面からキャッシュレス化は困難であるが、令和5年度の管理料徴収時からコンビニでの払い込みに対応することとした。</p>

### リスク発現の可能性があるもの

特になし

## 令和3年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査  
 2 監査対象 社会福祉法人徳寿会（四日市市楠ふれあいセンター）  
 市民文化部市民生活課（指定管理に関する事務の所管所属）  
 3 監査実施期間 令和 4年 1月13日

【社会福祉法人徳寿会】

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク トイレの便座について、温便座の電源が切れていたところが三か所みられた。快適な施設を保つために適宜確認を行うこと。	【措置済】 令和 4年 3月31日 トイレの温便座について、毎朝の施設内の状況確認時に、電源が入っていることの確認も行うこととした。

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 利用者のアンケートについて【有効性の視点】 アンケートの回答者が少なく、実態がつかみにくい状況にある。ニーズを適切に反映させるため、アンケートのあり方、あるいはアンケート以外でも利用者の声を拾う方法について工夫、検討を行うこと。また、得られたニーズを他の公共施設の運営、管理にも役立てることができるよう、指定管理者から市に情報提供すること。	【措置済】 令和 4年 3月31日 より多くの利用者ニーズを得るため、イベント、講座、貸館の利用者に、アンケート記入についての声かけに努めた結果、アンケートの回答数が増加（令和3年度9枚/月→令和4年度20枚/月）した。また、アンケートで得られた意見等については、引き続き、市と指定管理者での連絡調整会議において、指定管理者から市に情報提供を行うことを徹底した。
② 器具が使用不可の場合の表示方法について【住民福祉の向上の視点】 足湯の近くに設置されている血圧計について、新型コロナウイルス感染症予防のために使用不可としているのであれば、利用者の理解を得るため、その旨がわかるような表示をしておくこと。	【措置済】 令和 4年 3月31日 血圧計について、新型コロナウイルス感染症予防のために使用不可としているため、その旨がわかるような表示に改めた。
③ 事務処理の適正化について【法規性の視点】 業務委託先相手方より受理した業務完了報告書に、あて先の記載漏れがみられる。受理した際にその都度確認すること。	【措置済】 令和 4年 3月31日 市が指定管理者より書類を受理した際には、その都度、あて先の記載漏れも含め、書類が適切であることの確認を徹底することとした。

<p>④ 利用者増加のための取り組みについて【有効性の視点】 とても明るく、木づくりであたたかい雰囲気のある魅力的な施設であるので、より多くの市民に知ってもらえるよう、ホームページだけでなくSNSの活用など情報発信の方法を研究し、新型コロナウイルス感染症が終息した後は以前よりも利用者が増加するように取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日 イベントのチラシにおいて、多くの人の目に留まるよう大きなイラストを入れ、色を鮮やかにするなどの工夫を行った。今後も、他施設の情報発信方法を参考とするなど、研究を行うこととした。</p>
---	---

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

【市民文化部市民生活課】

### 指 摘

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク 6月に実施された健康器具の点検にかかる費用の支払いが11月に行われているなど、不適切と思われる事務処理がなされている。不備のないすみやかな処理を行うとともに、こういった支出の時期や状況などについてもチェックすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日 健康器具の点検については、点検業者の希望により11月の支払いとなったが、その他の委託業務等の支出業務も含め、委託業務等の実施後、一定期間請求書の提出がない場合などにおいては、指定管理者から委託業者等へ連絡をとるなど、費用の支払いが遅れないよう徹底することとした。</p>

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>協定書の内容について【合規性の視点】 年度協定書にて定められている、点検すべき健康器具の種類や台数など、協定書や仕様書の内容についてのチェック、見直しを徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日 点検すべき健康器具について、一斉確認を行い、令和4年度協定書において、種類と台数の記載を改めた。また、今後も、随時の確認を行うとともに、年度末に一斉確認を行い、必要に応じ年度協定の記載を改めることとした。</p>

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 予約の受付について【公平性の視点、住民福祉の向上の視点】 利用者が市外在住か市内在住かによって貸館予約可能な期間が異なるが、住所地の確認方法など、マイナンバーカード活用も視野に入れながら、予約受付のシステム構築を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 現状では、市内在住か市外在住かの確認について、マイナンバーカードを含めた身分証明書の提示により確認を行っている。今後、新たな予約受付システムを構築する際には、マイナンバーカードの活用について、関係部局との調整も含め、検討を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 マイナンバーカードを活用した受付システム等の活用事例は今後、広く展開されていくと考えられ、それらの事例を調査・研究し、本件における新たなシステムの構築に向けた検討を進める。</p>
<p>② 備品管理について【住民福祉の向上の視点】 備品として2点の絵画を有しているが、1点は飾らずにしまっていてあるとのことである。それについては市の方に引き上げておくことが望ましい。あわせて、ピアノなど他の貸与備品についても、管理のあり方を見直し、検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日 飾られていない絵画については、スペース等の関係もあり一時的にしまっていたが、スペース等の調整を行い、相談室に飾ることとした。また、他の貸与備品も含め、年度末に一斉確認を行い、備品の状態、使用状況等の確認を行い、適切な管理を行うよう徹底した。</p>

### リスク発現の可能性があるもの

特になし

【社会福祉法人徳寿会・市民文化部市民生活課】

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 利用料金の支払方法について【効率性の視点、住民福祉の向上の視点】 利用料金の支払いが現金払いのみであるが、利便性の向上や業務効率化の観点から、キャッシュレスでの支払方法について検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 キャッシュレスでの支払方法について、関係部局との調整も含め、検討を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 キャッシュレス導入の事例が増えてきている中で、それらの中から活用できる手法を取り入れ、導入の検討を進める。</p>

<p>② 施設のパンフレットとの乖離について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>ア 施設のパンフレットについて、施設設置当初に作成されたものが現在も使用されているので、健康器具の種類や設備の状況など、現状とは異なる内容の記載がある。パンフレットを見て期待して施設を訪れる利用者もいると思われるので、誤解を招かないような対処をすること。また、太陽光発電及び風力発電の設備がすでに機能していないとのことであるので、今後、その取扱いについて検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>パンフレットについて、記載に誤りがないよう、適切に処理を行った。また、太陽光発電、風力発電及び照明の一体型設備について、発電機能は故障しており修理も困難なため、今後の活用は考えていない。なお、使用可能な照明機能は引き続き活用し、今後、施設の大規模な改修等のタイミングに合わせ、更新を検討することとした。</p>
<p>イ 子どもたちが遊ぶような遊具も、老朽化によりすでに撤去されているものがある。また、季節の影響もあるかもしれないが、枯草が多く寂しい印象を受けた。花を植えるなど、子どもたちも呼び込める環境づくりについても検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月31日</p> <p>こども広場の健康遊具については、安全性の確認を行うなど、引き続き、適切に管理を行っていく。また、こども広場の雰囲気については、冬場においては、花が咲いておらず芝生も色褪せてしまっているが、暖かい季節においては、花が咲き芝生も青々としている。引き続き、花、芝生等の管理、広場の清掃を徹底し、明るい雰囲気づくりに努めていく。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和3年度 行政監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政監査
- 2 監査のテーマ ICT活用による行政事務の効率化について
- 3 監査対象 総務部 ICT戦略課
- 3 監査実施期間 令和 4年 2月 7日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(1) ICTを活用した業務効率化は、特定の所属や業務内容に限られることなく、全庁的な導入が進んでいるか。また導入した効果は見られているか。</p> <p>ア スマート自治体の実現を目指すうえでも、ICTを活用した業務効率化は重要な要素の1つであり、全庁的に理解が進むことが必要である。また、働き方改革の観点からも、ほとんどの所属が時間外勤務縮減の課題を抱えており、こうした状況を解決するためにも、業務効率化の重要性を全庁的に周知し、サポートを行っていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>令和2年度から開始した「四日市市総合計画」に「スマート自治体の実現」を掲げており、ICTを活用した業務効率化などを職員に浸透させるために、具体的なアクションプランとして、令和3年度に「四日市市情報化実行計画」を策定している。まずはこの計画内容について全庁的に掲示板等で周知し、本市が目指すデジタル化の理解の促進に努めた。また、令和4年10月には管理職向けのデジタル人材研修を実施するなど、今後も引き続きICT活用による業務効率化の重要性について周知を行う。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和4年度に、DX推進の必要性の認識や、ICTを活用した業務効率化の意識醸成を図るために所属長研修を実施した。今後も、継続して所属長を含む職員のDX推進にかかる意識改革を目的とした研修を実施していく。</p>
<p>イ 全庁的にICTを活用した業務改革を進めていくためにはコーディネートできる職員の配置が求められるが、そのためには人材の育成が重要であり、大きな課題である。インセンティブをはじめ、そうした職員のモチベーションが向上する仕組みなどについても研究するとともに、効果的に取り組みを進めることができる体制づくりに努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>「四日市市情報化実行計画」の中で、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するデジタル人材の育成を掲げており、令和4年度に、「デジタル人材育成計画」の策定を進めている。この計画では、デジタル人材育成の基本方針をはじめ、全職員を対象とした研修体系や育成スケジュールを取りまとめる予定であり、職員のモチベーションが向上する仕組み等について検討をすることとした。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和5年3月に策定した「四日市市デジタル人材育成計画」に基づいて、令和5年度から3年間で全職員を対象に、デジタル関連の研修を行うとともに、デジタル関連資格の取得促進に向けた資格取得奨励制度を新たに創設し、やる気のある職員のモチベーション向上に努める。</p>

<p>ウ 全庁的な展開を図るにあたり、活用できない職員が生じることのないよう、研修などを通じて職員への浸透を図ること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 4年 9月30日 「デジタル人材育成計画」の策定において、職員の階層別研修の内容を整備し、ICTを活用できない職員が生じないような研修メニューを取り入れていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 「四日市市デジタル人材育成計画」に基づいて、ICTを活用できない職員が生じないような研修メニューを取り入れた。今後も職員の階層別研修の内容を整備していく。</p>
<p>エ ICT活用による業務効率化を全庁的に展開するには、ICT戦略課のみでは成功に結び付けることは難しい。業務の効率化や職員の働き方改革に取り組むには、行財政改革の視点と人事面での改革も必要であり、そうした部門との組織的な連携をとりつつ、業務効率化に取り組んだ職場が報われるような仕組みづくりに努めること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 4年 9月30日 「デジタル人材育成計画」を策定するとともに、行財政改革の視点や人事面の制度改革等、ICT活用による業務効率化に関連する所属との連携をとり、先進的な職場が更に業務効率化を加速できるような支援や先進的な所属の取組を全庁的に展開する仕組みづくりを検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 「四日市市デジタル人材育成計画」に基づいて、ICTに関する知識や利活用について、全庁的に研修を進める。 また、業務効率化を推進するため、働き方改革推進室と連携し、AI等検討部会や働き方改革推進本部を通じて昨年度の業務効率改善事例を示してAI・RPAの横展開を図っていく。今後はRPAの研修会を実施し、職員が自らRPAを操作し、業務効率に必要なプログラムを作成できるようにしていく。</p>

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① ICTを活用した業務効率化を進めるにあたり求められる職員の育成について【有効性の視点】 ア ICTという言葉が付くとICT戦略課の業務とみられ、自らの業務とは直接関係がないと思われることが多いが、ICTを活用した業務効率化は特定の所属ではなく全庁的に関わるものであり、それぞれの職員が自らの業務に直接関係するとの認識を持たなければならない。 そのため、職員研修等を通じて職員の意識改革を進めるとともに、業務効率化に積極的に取り組むことができる職員育成を行うこと。</p>	<p>【 検討中 】 令和 4年 9月30日 令和4年度に策定予定の「デジタル人材育成計画」の中で、令和5年度から始める研修を通じて、デジタル技術を活用した業務の変革を自所属の課題として捉えて実行する職場の風潮の醸成を図っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 「四日市市デジタル人材育成計画」に基づいて、デジタル関連のスキルを取得するだけでなく、デジタル技術を活用した業務の変革を自分ごととして捉えて実行する職場風土を醸成するための研修も実施する。</p>

<p>イ ICTを活用した業務効率化を各部局において進めていくためには、核となる人材が必要である。RPA等の業務委託を行う際にも業者への的確な指示や牽制が不可欠であり、職員育成にあたってはこの点も踏まえること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 4年 9月30日 令和4年度のRPAシナリオ作成業務委託においては、RPAの知識のあるICT戦略課職員がヒアリングへの参加や各種調整を行っている。 令和5年度は、各部局の職員に対してもRPAの研修を実施し、各部局の職員が主体的にRPAシナリオ開発業者との調整を行える環境を整えていく。</p>
<p>ウ 業務の全体像を見据えたいうえでどのように業務効率化を図るかという視点からも、管理職は非常に重要な役割を担っている。また、職員の育成については、所属長の意識や姿勢が非常に重要であると考えられる。こうしたことから、まず所属長をはじめとした管理職の意識改革に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 「四日市市デジタル人材育成計画」に基づいて、所属ごとにDX推進の中核を担うリーダーを選出し、RPA等の業務委託時に的確な業務対応ができるよう、専門的な研修を実施する。</p> <p>【 検討中 】 令和 4年 9月30日 令和4年度に、所属長を含めた管理職員を対象としたDX研修を実施し、管理職員が率先してデジタル技術を活用した業務の変革を行う意識の醸成を図っていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日 「四日市市デジタル人材育成計画」を策定するにあたり、所属長に対し、DX推進の必要性の認識や、デジタル技術を活用した業務効率化の意識醸成を図るために集合研修を実施した。</p>
<p>② 市民サービスの視点に基づいた業務効率化の推進について【住民福祉の向上の視点】 ICTを活用した業務効率化については、職員の業務負担の軽減を図る側面のみならず、市民サービスの向上にも繋がるような視点を持って進めること。なおその際には、各種の申請等において入力項目が本当に必要か、あるいは簡略化できないかといった点についても検討を行うこと。 また、ICTを活用した市民サービスを展開していくにあたっては、各家庭においてインターネット環境が整っているかどうかなどの違いがあることから、サービスを利用する市民の公平性の観点にも留意して研究を進めること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 4年 9月30日 令和4年3月に策定した「四日市市情報化実行計画」の中で行政手続のオンライン化を掲げており、令和7年度までに順次行政手続きをオンライン化する予定である。行政手続きをオンライン化する際には、入力項目が本当に必要か、簡略化できないかといった住民視点に立ち、推進していく。 また、同計画の中ではデジタル化に不慣れな市民等への対策として「デジタルデバインド対策」を掲げており、誰もがデジタルの恩恵を受けられるように努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 令和4年度は17手続きのオンライン化を実施した。今後も、行政手続のオンライン化を計画的に実施していくとともに、各種申請フォームやオンラインで申請されたデータの取り扱いを含めた業務プロセスの見直しを進める。 また、デジタル化によって行政サービスに不公平が生じないように、デジタルに不慣れな市民に対して支援を実施することで、市民の公平性の担保に努めていく。</p>

<p>③ 広域的なICT活用の展開について【効率性、有効性、住民福祉の向上の視点】</p> <p>ICTを活用して業務効率化を進めていくにあたっては、広域的に取り組むことも有効であると考えられる。四日市市はICTの活用が比較的進んでいるということであるが、さらに他地域の良い事例も調査するとともに、コスト面についても意識しつつ、周辺自治体をリードしながら、情報分野における広域連携や標準化についても検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>ICTを活用した業務効率化の取り組みは、他市町においても同様の課題をかかえて推進しているため、国の動向や他市町の事例、先進的な民間事業者の事例を研究しつつ「四日市市情報化実行計画」の推進を図っていく。</p> <p>また、他市町との情報共有においては、全国の自治体間で共有されているチャットツールを使用し、積極的に連携を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>引き続き、国の動向や他市町の事例、先進的な民間事業者の事例を研究し「四日市市情報化実行計画」の推進を図っていく。</p> <p>また、全国の自治体間で共有可能なチャットツールを全庁的に導入し、他市町との情報共有を図っていく。</p>

### リスク発現の可能性があるもの

特になし

## 令和2年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等の報告

- |   |        |                 |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類  | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象   | 財政経営部 市民税課      |
| 3 | 監査実施期間 | 令和2年7月27日       |

### 指 摘

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 職員配置上のリスクと職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>時間外勤務が年々増加し状況が悪化しており、月200時間を超える職員が何名もいるのは異常である。平準化できる業務は平準化し、必要性が低いと判断できる業務があれば削減すると並行して、職員の増員について人事課と引き続き強く交渉すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>特定の時期に集中する個人住民税の当初賦課業務について、係間での業務応援や部内外からの市民税課経験者による応援などにより、できる限り業務の平準化を行ったことにより、月200時間を超える事例はなくなり、前年度と比較して451時間の削減をすることができた。しかしながら、申告期限から賦課決定までの期間が短いことに加え、税額の算定に関わる膨大な情報を処理する必要があることなどから、一年を通じた業務の平準化は困難であり、職員の時間外勤務の改善、ワーク・ライフ・バランスの充実には至っていない。</p> <p>そのような状況から、令和4年度職員配置計画において、これまでに引き続き正職員の増員及び欠員となっている再任用職員の配置を強く要望したところであり、今後も粘り強く人員要望を行い、適正な人員が配置されるよう取り組んでいく。また、当初賦課業務が落ち着く8月以降、改善可能な作業の洗い出しや検証等を行うこととしており、その結果を踏まえて今後の業務改善や事務量の削減につなげていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和4年度職員配置計画において、正職員の増員及び欠員となっている再任用職員の配置要望を行ったところであったが、その後新たに育休取得予定の職員が複数名見込まれることとなり、改めてそれも踏まえた人員配置の実現をより一層強く求めた。しかしながら、育休取得予定の職員の把握が年度終盤であったため、令和4年度については正職員による代替措置が叶わないことも想定し、会計年度任用職員の活用も含めた業務運用も考慮していく。併せて、令和3年度から検討中のRPAに適した業務について、令和5年度導入に向けてシステムベンダーとの調整を進めていく。</p>

意見	措置（具体的内容）・対応状況
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和4年度と同様に令和5年度も職員配置計画において、正職員の増員及び欠員となっている再任用職員の配置要望を行ったところであったが結果は現状維持となった。令和4年度途中で新たに育休取得予定の職員が複数名判明し、かつ、育休からの復帰予定も不透明もしくは復帰後も短時間勤務となる予定であり、令和5年度の課内の実働人数についてはより一層厳しい結果となった。令和6年度職員配置計画については改めてそれらも踏まえた人員配置の実現をより一層強く求めていく。結果的に毎年度正職員による代替措置が叶わないことから、会計年度任用職員の活用も含めた業務運用も引き続き考慮していく。なお、RPAに適した業務について検討及び調整した結果、まずは令和5年度課税に向けての個人市民税の給与所得者の異動に係る処理は一部実装することができた。それについては職員の業務削減効果が確認されており、今後他業務への導入に向けて引き続きシステムベンダーとの調整を進めていく。</p>

## 令和2年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類                    定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象                    財政経営部 資産税課  
 3 監査実施期間                令和2年7月22日

### 指 摘

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）            職員配置について            職員配置について、正規職員の数が近隣類似都市と比べても少なく、会計年度任用職員（パートタイム）の比重が高い。職員の質を上げて均質な課税を担保するため、継続して内部研修を充実させるとともに、強く職員配置を要望していくこと。</p>	<p>【 継続努力 】                    令和 3年 7月31日</p> <p>家屋評価研修においては、同一の家屋の实地調査及び評価を班ごとに行い、結果について、係員全員で検討し目揃いを図った。また、各係において、月1回程度定例的に行っている係会議で困難事例の検討を行うなど、情報共有に努めた。なお、实地調査は2名で行うことを原則とし、实地での指導による技術継承に努めた。これらの研修に加えて、専門的知見を活用した評価研修の外部委託を予定しており、職員の更なるスキル向上に努めたい。職員配置においては、育休代替としての正規職員の配置に至っていないため、令和4年度に向け、引き続き育休代替職員4名について正規職員を配置するよう強く要望している。</p>
	<p>【 継続努力 】                    令和 4年 1月31日</p> <p>外部委託した評価研修においては、固定資産評価と鑑定評価の異同や全国的な地価動向から本市における具体的な内容等、不動産鑑定士の視点から話を聞くことができ、職員の基礎知識定着と評価スキル向上に繋がった。職員配置においては、育休代替職員について正規職員を配置するよう、引き続き強く要望していく。</p>
	<p>【 継続努力 】                    令和 5年 3月31日</p> <p>外部委託した評価研修においては、土地係、家屋係ともに職員の基礎知識定着と評価スキル向上に繋げることができている。引き続き職員の質を上げるよう努めていくとともに、職員配置においては、育休代替職員について正規職員を配置するよう、強く要望していく。</p>

## 令和2年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類                    定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象                    財政経営部 収納推進課  
 3 監査実施期間                令和2年7月22日

### 指 摘

#### 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>③ 訪問徴収における公平性等について【有効性の視点】</p> <p>職員が納税者を訪問して税を徴収する訪問徴収については、滞納整理の場合にのみ行うとの説明があったが、納期限内の徴収のものが数件あった。訪問徴収には、頻繁に訪問することにより生じるリスクや職員が多額の現金を取り扱うリスクが内在することを踏まえるとともに、法的根拠に依拠した上で、効率性や公平性を考慮した税徴収の方法を選択すること。</p>	<p>【 継続努力 】            令和 3年 7月30日</p> <p>市民の生活態様に応じて、訪問型滞納整理よりも催告型滞納整理を基本とすることとしている。滞納を繰り返す者で必要な場合は、個々の事情に合わせて滞納整理として納期限の前に電話催告のうえ訪問徴収することもある。また、訪問徴収では、関係法令に基づく範囲内の取り扱いとして、事前計画での2人以上による直行直帰を徹底している。引き続き、効率性や公平性を考慮したうえで個々の事情に合わせた収納方法を選択していく。</p>
	<p>【 継続努力 】            令和 4年 1月31日</p> <p>訪問徴収の6件については、再度、自主納付を強く働きかけ続けたところ、自主納付に応じる意向を引き出すことができ、自主納付の継続状況を監視していく。</p> <p>また、担税力があるにも関わらず、催告や交渉を無視するなどして納付意思が認められない滞納者には、予告通知のうえ根拠法令に基づいて滞納処分を執行していく。</p>
	<p>【 措置済 】              令和 5年 3月31日</p> <p>納期限内での訪問徴収は行っていない。また、滞納者には、根拠法令に基づいて滞納処分を執行していく。</p>

## 令和2年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類                    定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象                    市立四日市病院（総務課・施設課・医事課）  
 3 監査実施期間                令和2年7月10日

【総務課】

### 指 摘

#### 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 経営計画について【効率性の視点】                      第三次市立四日市病院中期経営計画（平成29年度～令和2年度）にて、今後の課題として施設の未改修部分への対応をあげており、課題の解決に向け、未改修部分についての更新の基本計画を作成し、当院の病院機能を維持しつつ、事業費や期間などを含め詳細な実施方法などを検討していくと記されている。このほか令和2年度には、重篤患者や手術後等の患者に対する管理機能を強化するため、ICU（集中治療室）を拡張して10床に改修する工事とともに、HCU（高度治療室）をICUの隣に移転して16床に改修する工事を予定している。                      医業収益を確保するための将来的な投資と改修に伴う費用、工事期間中の患者の減少など、リスクを想定した経営計画が必要である。</p>	<p>【 継続努力 】            令和 3年 7月31日                      令和3年1月に第四次市立四日市病院中期経営計画（令和3年度～7年度）を策定した。この中で「老朽化した病院施設への対応」を重点項目の一つとしており、令和2年度の基本計画・基本設計に引き続き、令和3年度に実施設計、令和4年度から改修工事を行い、令和8年度の完成を目指して質の高い医療を安定的に提供する体制を整える。また、「経営の健全化」も重点項目としており、患者の減少等により令和5年度までは赤字が見込まれるものの、業務の効率化の推進と運営コストの節減に努めることで費用の増加を抑制するとともに、収益をさらに増加させるための診療報酬の確保に努める。また、病床規模の適正化を図りつつ効率的な病院経営に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】            令和 4年 1月31日                      老朽化した病院施設に対応するため、未改修部分の更新に向けた病院施設大規模改修事業については、実施設計を進めており、改修のスケジュールと予算について2月定例会月議会で説明を行う。                      また、病床規模の適正化を図りつつ効率的な病院経営を行うため、病床数を568床から537床へ集約化することについて、11月定例会月議会にて条例改正案を上程し、議決を得た。</p>
	<p>【 継続努力 】            令和 5年 3月31日                      老朽化した病院施設に対応等のための病院施設大規模改修事業については令和4年度に工事着手し、令和8年度の完了を目指して事業の進捗を図っている。                      こうした中、総務省から公立病院経営強化ガイドラインが示されたことから、これに対応すべく令和5年度中に現行の第四次市立四日市病院中期経営計画を見直し、計画期間を令和9年度まで延長する。この見直しには、急性期医療を提供する当院にとって必要不可欠となる病院施設大規模改修事業をはじめ、その他の施設設備の改修や医療機器の整備更新を盛り込むとともに、こうした支出を賄うため地域の医療機関との紹介・逆紹介を増やすことによる新入院患者数の増加や、2年ごとに実施される診療報酬改定への適切な対応による診療報酬の増収策などを盛り込んでいく。こうした取り組みにより、収支の均衡が図られるよう、経営計画を見直していく。</p>

## 令和2年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類                    定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象                    都市整備部 道路建設課  
 3 監査実施期間                令和2年8月19日

### 指 摘

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務の増加に伴い予算も増加しているが、職員数は業務に見合った人員が配置されておらず、また、委託業務の発注方法の見直し等、事務の効率化を図っているものの、現在の職員では対応が困難な業務量となっているので、業務内容の見直しや職員の確保について検討すること。	<b>【 継続努力 】</b> 令和 3年 7月31日  業務内容については、発注の大型化や集約化による発注本数を減らす取組みや概算数量発注方式の導入、令和3年度から地域維持型契約方式の契約期間を単年度から2ヶ年にわたる契約期間へ変更し、効率よく業務が行えるよう見直しを行っており、職員の負担軽減に努めている。職員の確保については、増員要求は行っているものの、職員数は増えておらず、職員一人あたりの業務量が多いままであるため、引き続き増員要求を行っていく。
	<b>【 継続努力 】</b> 令和 4年 1月31日  業務内容については、引き続き、効率よく業務が行えるよう見直しを行っていく。職員の確保については、増員要求を行ったが、令和4年度の増員要求は通らず、職員数は増えなかった。令和4年度も引き続き効率よく業務が行えるよう業務の見直しを行うとともに、職員の増員要求も行い、職員の負担軽減に努めていく。
	<b>【 継続努力 】</b> 令和 5年 3月31日  令和5年度の体制について、増員要求は通らず、さらに令和4年度中に退職した職員の補充もなかった。改めて令和5年度に増員要求を行い職員数を確保することで、職員の負担軽減に努めていく。

## 令和2年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類                    定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象                    都市整備部 道路維持課  
 3 監査実施期間                令和2年8月19日

### 指 摘

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務の増加に伴い予算も増加しているが、職員数は業務に見合った人員が配置されておらず、また、委託業務の発注方法の見直し等、事務の効率化を図っているものの、現在の職員では対応が困難な業務量となっているので、業務内容の見直しや職員の確保について検討すること。	<b>【 継続努力 】</b> 令和 3年 7月31日  業務内容については、発注の大型化や集約化による発注本数を減らす取組みや概算数量発注方式の導入、令和3年度から地域維持型契約方式の契約期間を単年度から2ヶ年にわたる契約期間へ変更し、効率よく業務が行えるよう見直しを行っており、職員の負担軽減に努めている。職員の確保については、増員要求は行っているものの、職員数は増えておらず、職員一人あたりの業務量が多いままであるため、引き続き増員要求を行っていく。
	<b>【 継続努力 】</b> 令和 4年 1月31日  業務内容については、引き続き、効率よく業務が行えるよう見直しを行っていく。職員の確保については、増員要求を行ったが、令和4年度の増員要求は通らず、職員数は増えなかった。令和4年度も引き続き効率よく業務が行えるよう業務の見直しを行うとともに、職員の増員要求も行い、職員の負担軽減に努めていく。
	<b>【 継続努力 】</b> 令和 5年 3月31日  職員の確保については、増員要求を行ったが、令和5年度の増員要求は通らず、職員数は増えなかった。令和5年度も引き続き業務の見直しや導入予定のタブレット端末を活用した業務の効率化を図るとともに、職員の増員要求も行い、職員の負担軽減に努めていく。

## 令和2年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類                    定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象                    都市整備部 河川排水課  
 3 監査実施期間                令和2年8月18日

### 指 摘

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況											
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が恒常化しており過重な業務となっている。時間外勤務の縮減のため、改めて業務内容を見直した上で必要であれば増員して体制を強化することも検討すること。	【 継続努力 】                令和 3年 7月31日  業務内容の見直し等により、時間外勤務の縮減について一定の効果は出ているが、現体制では縮減についても限界がある。以前から体制強化のため増員要求を行っており、今後も継続して要求していく。											
	【 継続努力 】                令和 4年 1月31日 業務内容の見直し等により時間外勤務の一定の縮減を図ったが、新型コロナウイルス感染症への対応業務が発生したことに伴い、トータルで大きな変化はみられていない。以前から体制強化のための増員要求を行っており、今後も継続して行っていく。											
	【 措置済 】                    令和 5年 3月31日 業務内容の見直しと人員増加による体制強化によって時間外勤務の一定の縮減を実現できた。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">職員数</th> <th style="width: 50%;">月平均時間外実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">15名</td> <td style="text-align: center;">26時間/月</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">14名</td> <td style="text-align: center;">24時間/月</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">16名</td> <td style="text-align: center;">16時間/月</td> </tr> </tbody> </table> 過労死認定基準80時間/月を上回る職員も無し		職員数	月平均時間外実績	令和2年度	15名	26時間/月	令和3年度	14名	24時間/月	令和4年度	16名
	職員数	月平均時間外実績										
令和2年度	15名	26時間/月										
令和3年度	14名	24時間/月										
令和4年度	16名	16時間/月										

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 総合治水対策の強化について【有効性の視点】 市長部局と上下水道局が連携して治水対策に取り組むため、総合治水対策検討委員会を設置し、当課が同委員会の事務局を所管しているが、同委員会に諮るべき事案がなかったため、令和元年度は開催がなかった。しかし、豪雨などの異常気象が発生している近年の気象状況に鑑みると、市として総合的に治水対策をどうしていくのか、上下水道局も含めて市役所全体で考えていくことが重要である。後手に回らないよう、同委員会を定期的に開催するなど当課が主導して総合治水対策の推進に取り組むこと。	【 継続努力 】                令和 3年 7月31日  総合治水対策チェックリストを用いた、市役所全体での浸透施設、貯留施設などの設置による治水対策への取り組みは、今後も継続して行っていく。また、効果的な総合治水対策の推進については、検討委員会において検討・調整を図るなど、上下水道局とも連携して取り組んでいく。
	【 継続努力 】                令和 4年 1月31日 総合治水対策チェックリストを用いた、市役所全体での浸透施設、貯留施設などの設置による治水対策への取り組みは継続して行っていく。また、今後も引き続き上下水道局と連携して総合治水対策の推進に取り組んでいく。
	【 継続努力 】                令和 5年 3月31日 令和4年度は総合治水対策検討委員会幹事会を2回開催することができた。今後も引き続き、総合治水対策の推進に取り組んでいく。